

清流文化と変化する地形が織り成す景観

# 矢部川流域景観計画

平成21年3月

福岡県





# 矢部川流域の景観を 協働して守り育てるために

筑後地域は、矢部川、筑後川といった河川、広大な筑後平野、耳納連山、有明海などの雄大な自然が、人々の暮らしや歴史とともに、地域固有の悠久の景観を創り出してきました。とりわけ、有明海に注ぐ豊かな水を湛え、中流から上流にかけての大部分が県立自然公園に含まれる矢部川流域には、利水治水はもちろんのこと、生態系、文化、営みなどの様々な点で相互につながりを持つ多様な景観が創り出されてきました。

また、古代からの遺跡も多く、中世から近世にかけての歴史上の舞台にもなってきました。近世には、矢部川が、有馬藩、立花藩の境界域であったことなどから、当時の技術を駆使して築造された橋梁や堰、廻水路などの景観資源が多数残り、先人達が矢部川流域の気候・風土の中で創り出してきた棚田や歴史的なまちなみなどの個性的な景観も、今日まで継承されてきています。

このように、景観は、視覚的な姿形だけではなく、悠久の大地とその上に刻まれてきた人々の営みの歴史、文化を映し出しています。そして、そこに暮らす人々の誇りと愛着が深いほど景観は魅力を増し、訪れる人、移り住む人が増え、地域に活力と交流が生まれます。

こうした考えのもと、福岡県では豊かな景観をもつ矢部川流域において、先駆的に広域の景観づくりを進めており、平成19年には「矢部川流域景観テーマ協定」を締結したところです。

その実現に向け、「景観法」を活用した「矢部川流域景観計画」をここに策定し、実効性のある景観施策を推進していきます。

今後はこの計画に基づいて、県、流域市町村、住民、NPO、事業者等が協働し、かけがえのない矢部川流域の景観を流域全体の共有財産として守り育てていきます。







# 目 次

序章	2
0.1 計画の目的	2
0.2 計画の役割と位置づけ	3
0.3 計画の対象区域	4
0.4 計画の構成	5
1章 景観特性と課題	6
1.1 矢部川流域の景観特性	6
1.2 現状の課題	9
2章 協働して守り育てるための基本方針	12
2.1 目標	12
2.2 基本方針	13
3章 景観形成基準	15
3.0 景観誘導の基本的考え方と届出対象行為	15
3.1 景域ごとの一般基準	16
3.2 重要景観の特定基準	34
【別紙】環境色彩基準	58
4章 協働して守り育てる景観の保全・整備	62
4.1 矢部川流域の歴史、文化を物語る建造物（景観重要建造物）	62
4.2 地域に親しまれてきた樹木（景観重要樹木）	62
4.3 広域的な景観形成に重要な公共施設（景観重要公共施設）	63
4.4 屋外広告物の景観誘導指針	67
4.5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	69
5章 景観づくりの活動の推進	70
5.1 景観づくりの啓発・継承活動	70
5.2 地域マネジメントによる景観づくり活動	71
5.3 営みの景観を支える活動	73
5.4 歴史的景観を支える活動	76
6章 実現に向けたパートナーシップの推進	77
6.1 それぞれの主体の役割と連携	77
6.2 景観づくりを推進する体制	78
資料編	81
【資料1】届出の手続きの流れ	81
【資料2】景域ごとの一般基準一覧	82
【資料3】重要景観の特定基準一覧	86
【資料4】「活動」とそれぞれの主体の取り組みイメージ	90
【資料5】景観形成のための各種制度の活用	92
【資料6】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン	94

# 序章

## 0.1 計画の目的

矢部川流域を含む筑後地域の市町村と福岡県で組織する筑後田園都市推進評議会  
は、「筑後ネットワーク田園都市圏構想」を推進するために、「筑後広域風致景観  
のルールづくり」に取り組んできた。

その中で、広域景観の骨格の一つである矢部川をテーマに、県、流域の市町村、  
国の関係機関、地域団体・NPO 等が、協働して景観づくりに取り組む上での目標、  
方針等を定めた「矢部川流域景観テーマ協定」を、平成19年5月に締結している。

こうした取り組みをさらに一歩進め、景観法を活用した「矢部川流域景観計画」  
を策定し、「筑後ネットワーク田園都市圏構想」の目標像である『個性を繋ぎ“豊  
かさ”と“ゆとり”から活力を創造するネットワーク田園都市圏』の実現と、「矢  
部川流域景観テーマ協定」で掲げた次のテーマの実現を目的としている。

【テーマ】

## 清流文化と変化する地形が織り成す景観の保全と創造

釈迦岳、御前岳、三国山を源流とし、有明海へ注ぐ矢部川水系は、上流域の山間  
部では山並み景観、平野部や丘陵部では山並みを背景とする広がりのある丘陵及  
び田園景観、下流域では掘割・クレークが創り出す水郷景観、河口域では干拓地  
景観と潮の干満で大きく変化する有明海特有の干潟景観を創り出し、上流域から  
下流域にわたって、地形、自然、生態系の変化を反映して移り変わる景観を楽しむ  
ことができる。

また、古より繁栄してきた矢部川流域では、清流や水資源、水運が農林漁業の様々  
な営みを育み、五穀豊穡や雨乞い、水難防止等を祈願する祭事、神幸行列など流  
域独特の清流文化を培ってきた結果、四季折々に繰り広げられる永年の人々の営  
みと清流文化の蓄積が結晶化して、固有のまちなみ景観や田園景観が形づくられ  
てきた。

矢部川流域の景観は何よりも、流域の変化に富んだ地形や生態系が創り出す環境  
と、清流の恵みと人々の永年の営みが育んできた清流文化が重なり合い、織り成  
して創り出されてきたことに特色と意味がある。これらの「素晴らしい景観」こ  
そが、かけがえのない流域の魅力である。

そのかけがえのない魅力を失わないために、流域の景観を改めて見つめ直し、個々  
の景観を流域全体の共有財産として、後世へと継承していく必要がある。また、  
故郷の原風景、心象風景として北原白秋や坂本繁二郎など芸術家らが愛した景観  
を守り、地域振興や観光まちづくりの資源として活かしながら、新たな魅力ある「素  
晴らしい景観」を協働して育てていくものとする。

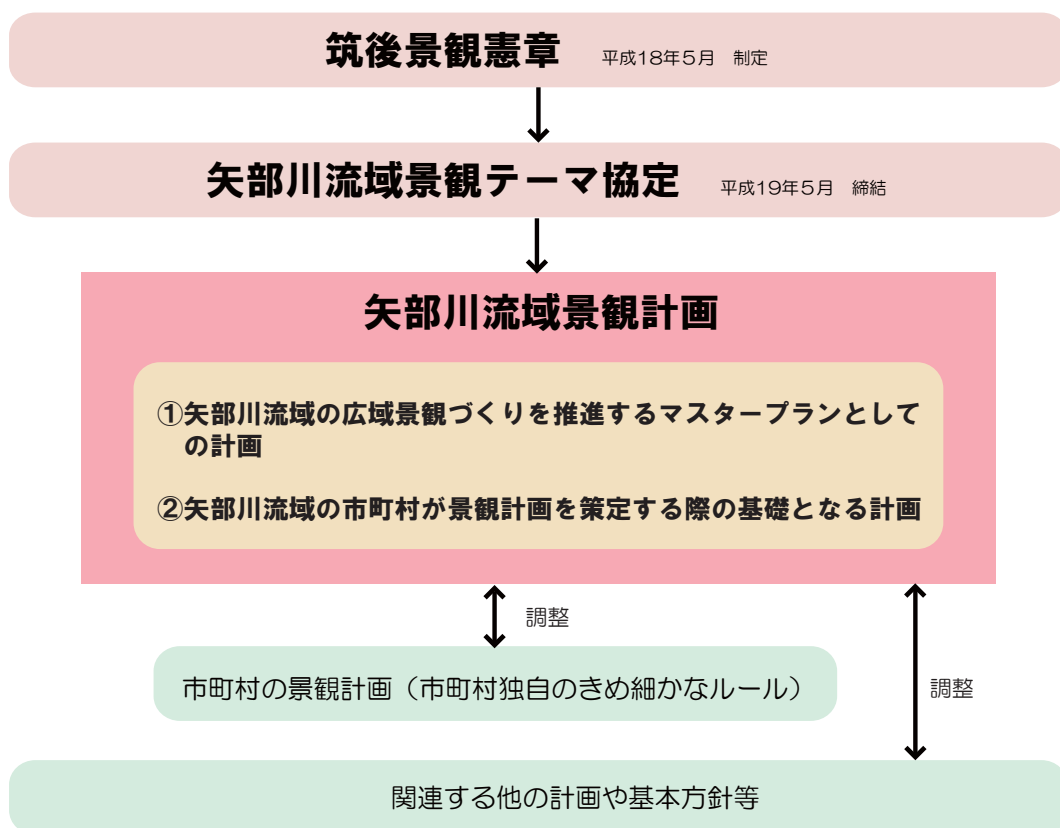
## 0.2 計画の役割と位置づけ

矢部川流域は、山並み、田園、河川、道路等、広域的に連続する景観を共有しており、自然景観や歴史的景観など流域固有の景観を語る上で欠くことのできない景観資源が流域内に多数存在している。

このため、「矢部川流域景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、市町村の境界を超え相互に連携しながら調和と整合を図る計画として、以下の役割を担うものとする。

矢部川流域の広域景観づくりを推進するマスタープランとしての計画  
矢部川流域の市町村が景観計画を策定する際の基礎となる計画

この計画は、以下に示すとおり、これまでの「筑後景観憲章」、「矢部川流域景観テーマ協定」に基づき策定するものである。



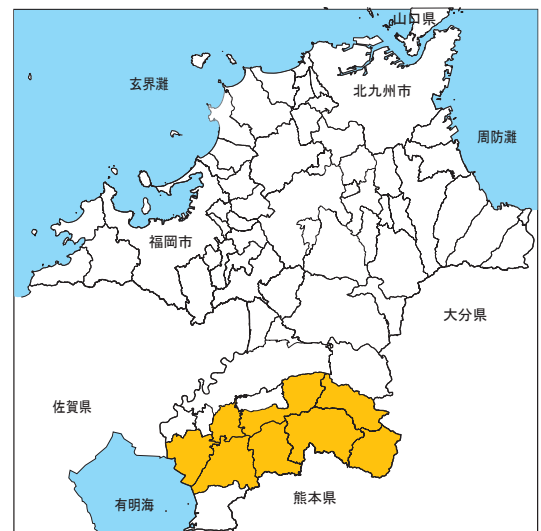


### 0.3 計画の対象区域

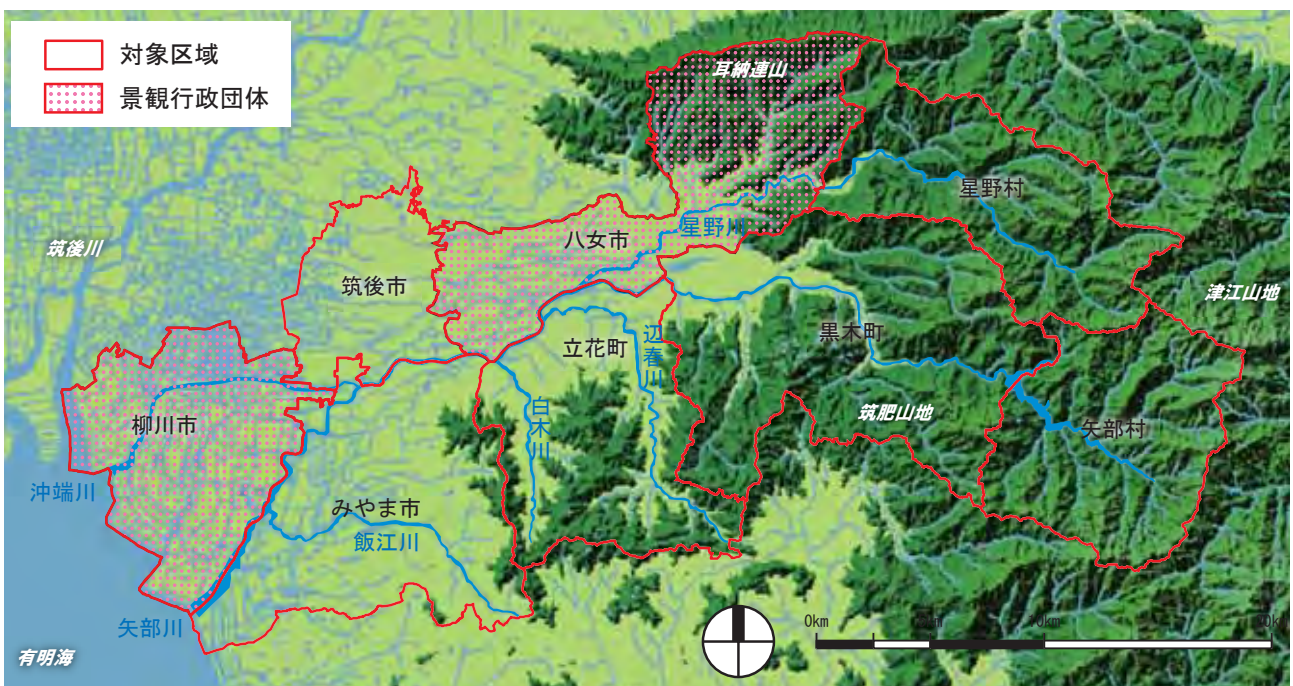
この計画全体の対象区域は、流域の8市町村（柳川市、八女市、筑後市、みやま市、黒木町、立花町、矢部村、星野村）とする。

ただし、景観法に基づく事項（第2章、3章、4章）については、景観行政団体を除く区域とする。

対象区域の位置

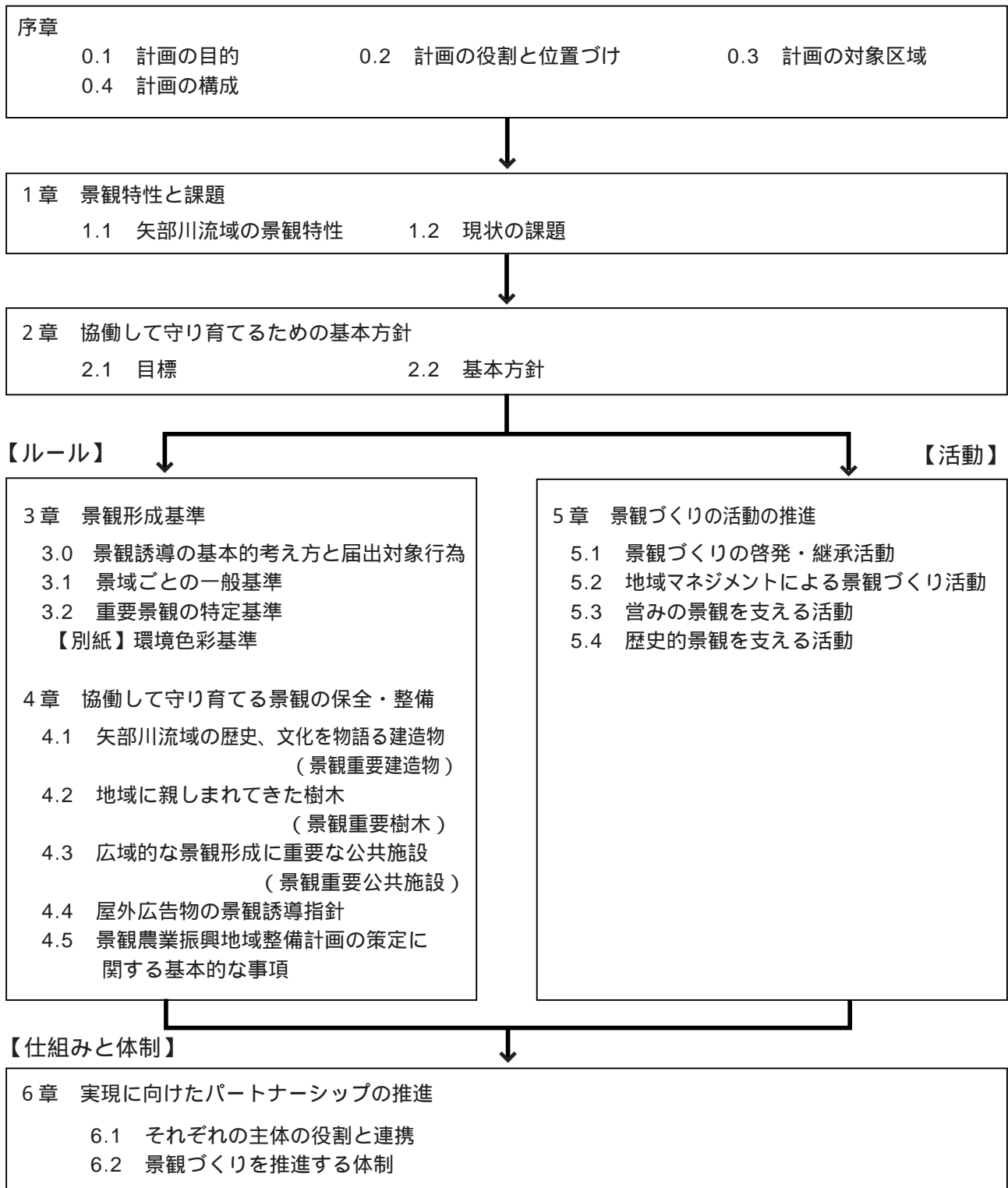


対象区域



## 0.4 計画の構成

この計画は、「矢部川流域景観テーマ協定」のテーマと基本方針を踏まえ、『ルール』と『活動』を景観づくりの両輪として位置づけ、計画を構成している。また地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政のパートナーシップによる景観づくりを推進するための『仕組みと体制』を定めている。



# 1章 景観特性と課題

## 1.1 矢部川流域の景観特性

『矢部川流域景観テーマ協定』において明らかにしているとおり、矢部川流域は次のように多様な景観特性をもっている。

### 1) 歴史と文化と伝統産業

古くから矢部川流域では、矢部川の清流とともに様々な文化と伝統が育まれてきた。また、数々の名将、豪勇たちが歴史絵巻を繰り広げてきた場でもあった。豊かな自然とともに、こうした永年の歴史と文化の蓄積が、今に継承される様々な景観の下地を創り出してきた。

#### 中世・近世の繁栄と水争い

中世の頃には律令制が衰退し、私有地である荘園が発生し、それを管理する黒木氏、星野氏、蒲池氏ら有力豪族が台頭して、その勢力争いとともに戦国時代を迎えた。

関ヶ原の合戦の後に田中吉政が筑後に入封し、柳川に居城して、城づくりやクレークを活かした治水事業に大きな功績を残した。

その後、田中氏改易を経て、筑後は有馬藩（久留米藩）、立花藩（柳川藩）の二藩により治められ、二藩の境界に位置する矢部川では、いくつもの堰、廻水路が設けられ、農業利水を巡る幾多の「水争い」が繰り広げられてきた。こうした歴史とともに、この地域特有の互譲の水利慣行が行われてきた。

#### 近世の街道の発達

江戸時代中期以降には、薩摩街道、久留米柳川往還等の街道の整備が進み、人や物資の移動が盛んになり、羽犬塚や瀬高など宿場町が栄えた。また、矢部川の水利・水運や山間地の木材などの豊富な資源を背景に、八女福島の仏壇など様々な伝統産業が興った。一方、有明海沿岸では慶長本土居などの干拓事業が盛んに進められた。

#### 各地で行われている祭・行事

矢部川流域には多くの神社、仏閣が設けられ、特に天満宮が各地で祀られている。そこでは各地域特有の風流、神幸祭などの祭りや祝い事、奉納が行われ、季節の景観や祭事の景観として継承され、現代の日常生活や営みにも影響を及ぼしている。



八女福島伝統的建造物群保存地区（八女市）



各地で行われている祭



溝口龍門神社（筑後市）



## 環境資源や水運を活用した伝統産業

矢部川の水利・水運や山間地の木材により、雛人形、仏壇、提灯、竹細工、手漉き和紙、樟脳や蠟づくり、線香づくりなど様々な伝統工芸・産業が発達し、地場で産出する凝灰岩の「長野石」を加工する石灯籠づくりも盛んに行われてきた。

## 2) 水のネットワーク

矢部川上流域・中上流域では、永年の歴史の中で廻水路による水利システムが確立し、その水利慣行は現在でも引き継がれ、独特な景観を創り出している。下流域では、有明海の干満による干潟が生成され、人の手による掘削が加えられて、掘割・クリークに代表される独特な利水・治水システムが創り出された。掘割・クリークは、雨水および矢部川河水の貯留による生活・農業用水等への利用、水運などの多様な機能を担っており、地域の景観の形成や維持に欠かせない役割を果たしてきた。

その一方で、近代化によるライフスタイルや経済・社会状況の変化により、井堰、廻水路、掘割・クリークがこれまで担ってきた機能が失われつつあり、その存続が危ぶまれている。永年培われてきた水利システムの消失は、地域の営みや景観の変化にも影響を及ぼすだけでなく、流域全体の水環境、生態系、水循環、利水・治水にも関わる課題として考えていかなければならない。



崖づたいに流れる三ヶ名廻水路（黒木町）



水遊びの場として親しまれている星野川（八女市）



柳川の舟くんだり観光と掘割沿いに建つ並倉（柳川市）

## 3) 多様な生態系

矢部川流域では、瀬、淵等の地形と、周辺の自然環境とがあいまって、地域固有の多様な生態系を育んできた。特に河川、廻水路、クリーク等が形成する水のネットワークと、その水辺の湿性植物の群落や樹林とが一体の環境を創り出すことにより、豊かで多様な動植物が生息する生態系を形成している。

こうした生態系と景観とは密接な関係にあり、景観の保全・整備は生態系の保全にも配慮して慎重に進めていく必要がある。



八女市上陽町・飯塚のホタル（八女市）



多様な動植物が生息する御前岳（矢部村）



柳川の掘割につながる二ツ川では多様な動植物が生息する（柳川市）

#### 4) 大きく変化する地形

山間部の自然地から田園地帯を経て、干拓地へと流れる矢部川は、河川沿いを移動していくと、周辺地形や土地利用の変化に応じて、様々に変化する景観が展開していく。

上流域は幾重もの山々が迫る山岳地帯となっており、中上流域では盆地に農山村集落やまちなみが形成され、その周囲を山並みが囲う景観が広がっており、中下流域では、遠くに筑肥山地の山並みを望みながら、水平的な広がりを持つ開放感あふれる田園景観が広がっている。中下流域の西には、網の目状の掘割・クリークと田園、まちなみが広がる水郷地帯が広がっており、下流域には広大な干拓地が堤防を挟んで有明海の干潟とともに個性的な景観を見せてくれる。このように矢部川流域は、地形の特性により特徴的な景観が展開している。



矢部川上流域



矢部川中上流域



矢部川中下流域の田園と山並みの景観



矢部川下流に広がる田園の中のクリーク



360度に視界が広がる干拓地



矢部川下流の河川沿いに設けられた漁港

## 1.2 現状の課題

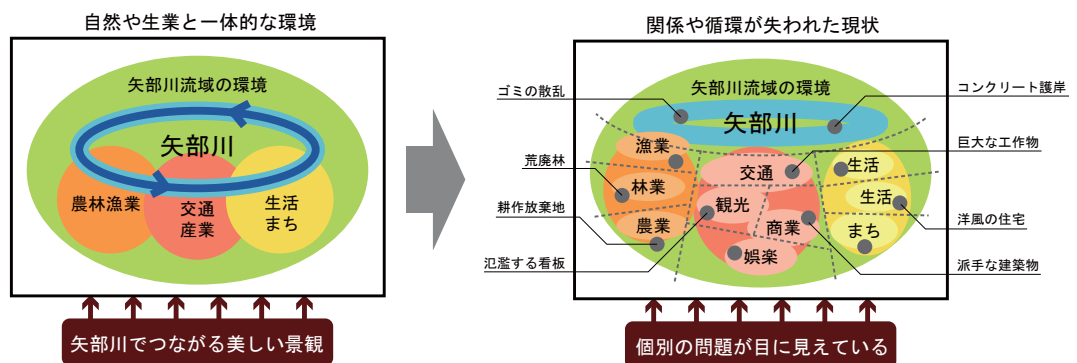
矢部川流域では、伝統的な風習や慣習が息づいていた頃までは、日常の生活や生業を維持することで、美しい景観が生まれ、継承されていた。そこでは、自然や生業とが一体となった環境が育まれており、その中に矢部川でつながる美しい景観が広がっていた。

しかし、急速に近代化や都市化が進展した今日においては、ごく日常的に見られた美しい景観を維持できなくなっている。

例えば、山での生業、治水利水の慣行、農林漁業の営み、水運・交通など、永い年月をかけて管理や仕組みを工夫し、「水」がもたらす恵みを最大限活用しながら、流域が一体となって循環していたものが、次第に失われつつある。

また、ライフスタイルの変化による影響だけでなく、人口の流出や高齢化による担い手不足により、山間部の農業や工芸品製作などの伝統産業は、生産体制の維持と技術の継承が難しくなっている。

このまま、各地域で培ってきた風習や慣習が途絶え、人々のモラルやマナーが低下していくと、かつて矢部川・星野川の豊かな恵みによって形成されていた良好な景観がますます失われていくおそれがある。



そこで、矢部川流域の景観の現状を見ていくと、以下のような課題が挙げられる。

### 1) 時代の変化とともに山間部の自然景観や農山村の景観が変わりつつある

余暇の増大により、山間部の自然地ではリゾート開発や都市的な便利施設等が立地する可能性がある。生活の利便性の追求や安全性の確保のため、近年、山間部にも携帯電話の鉄塔が建設されるようになり、自然景観や農山村景観が形づくってきた調和を乱すケースが見受けられる。また、山間部での産業の合理化や集約化に伴い、大型の工場が建設されたり、斜面地の造成による大規模な擁壁が出現したりするなど、かつての景観が変わりつつある。



周辺の自然景観と調和して「秘境杣の里溪流公園」の施設群が建つ。山間部では、別荘、宿泊施設など立地が想定される。



棚田の広がる山間部に建つ鉄塔。大規模な工作物は、周囲の自然景観とは異質な印象を与える。



急峻な地形の山間部では、宅地造成や道路等によりコンクリート擁壁が必然的に生じる。緑化等が望まれる。



## 2) 斜面地や丘陵部での開発が景観へ大きな影響を及ぼしている

斜面地や丘陵部の多くは植林が行われ、その緑や稜線が創り出す景観は田園景観や自然景観の大きな要素となっている。その一方で、宅地開発や大規模施設の立地が徐々に進行しており、周囲の景観を一変しつつある。特に、平地に近い斜面地や丘陵部での開発は、遠くからも視界に入るため広範囲の景観に影響を及ぼしている。



矢部川中流から下流の行政区付近では工場などが立地し、斜面地開発では地形の改変や樹林の伐採などが行われる。



八女丘陵斜面地でのミニ開発。八女ICに近く交通の利便が良いため、工場や商業系施設などの立地も進む。



矢部川沿いの谷あいには、工場や採石場が点在している。斜面地の樹林帯を分断して立地しているため目立っている。

## 3) 工場や共同住宅の進出が景観へ影響を与えている

田園では、水平に視界が開けることから、ランドマークとなる山への眺望景観、縦横に水路・クリークが走る水郷地景観、限りなく平坦な干拓地などの広大なパノラマ景観を創り出している。そうしたパノラマ景観の中に、大規模な工場や高層マンションの立地が進行しており、周辺の景観に影響を与えている。



稲が青く茂った田圃から飛形山を遠望する。田圃の中にも5階建ての集合住宅が建つ。(八女市)



一面に広がる干拓地の田圃の中にも工場、倉庫等が立地する。(みやま市)



クリークや用水路が広がる田園地域において、徐々に工場が進出し、景観への配慮が望まれる。

## 4) 流域の個性をあらわしてきた歴史的景観が失われつつある

矢部川流域は、水争いの歴史を物語る構造物、掘割・クリークなどの独特な水利施設、旧城下町や旧街道沿いのまちなみなどの歴史的資源が数多くあり、流域の景観を個性的で豊かなものにしてきている。それら歴史的資源は、ライフスタイルの変化や社会環境の変化とともに、老朽化、消失の危機にさらされている。また、周辺においては高層マンションや派手な商業施設が立地するなど、これまで親しんできた歴史的景観が失われつつある。



歴史的なまちなみでは、低層の家並みが揃っている。高層の建造物とそのスカイラインを分断することがある。



歴史的な神社・寺院に幼稚園等が併設される。歴史的建物の景観に遊具が異質な印象を与える。



掘割の舟くたり観光では情緒ある景観を見ることができる一方、高層マンションが圧迫感を与える。

5) 沿道景観が煩雑化している

自動車社会の進展により、人々の行動範囲が広がり、郊外における無秩序な市街化が進行している。特に、主要な幹線道路の沿道には屋外広告物が氾濫し、縁辺部には工場や資材置き場が立地するなど、沿道景観は極めて煩雑化しており、来訪者が自動車やバスなどから矢部川流域の豊かな景観を見ることが難しくなっている。



飯江川沿いの谷あい。九州自動車道路や国道 443 号が平行して走っており、田園の中に工場が点在している。



屋外広告物が氾濫するバイパスなどの沿道景観は、周囲の田園景観や自然景観とは異なる印象を与える。



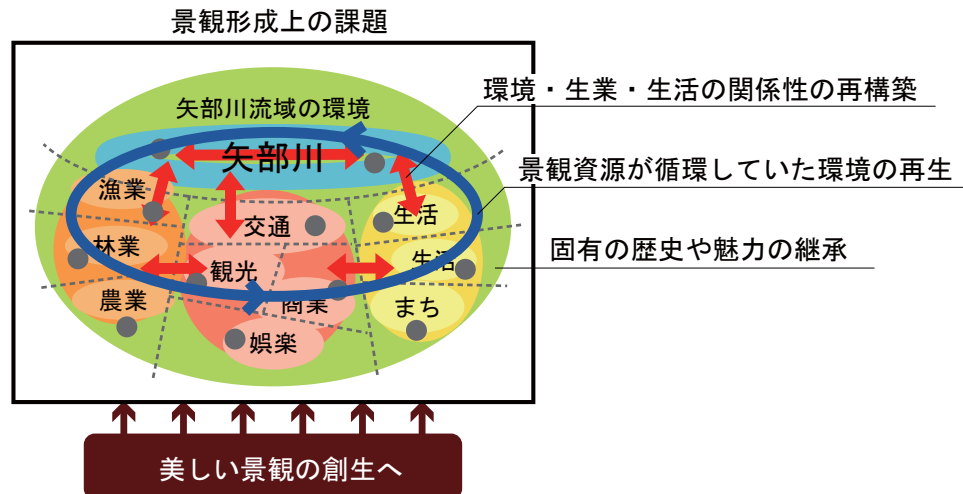
中心市街地では、景観への配慮がない屋外広告物や建物により、乱雑な印象を受ける。

こうした現状を踏まえ、矢部川流域で景観形成を進めていく上での課題を以下の3つに整理する。

矢部川に係る環境・生業・生活の関係性の再構築

矢部川により様々な景観資源が循環していた環境の再生

矢部川により育まれてきた固有の歴史や魅力の継承



## 2章 協働して守り育てるための基本方針

「矢部川流域景観テーマ協定」で掲げる3つの目標と7つの基本方針を、本計画の基本方針とする。

### 2.1 目標

#### 目標1 矢部川流域に広がる「地形や大自然とのつながりを感じる景観」を守り・育てる

矢部川流域では上流域から下流域にかけ、地形や大自然が大きく変化する景観が広がっている。干拓地や平地に広がる田園や山並み、中流域に群生する緑や蛇行する河川の水面、山々が迫る上流の渓谷などの雄大な自然景観を、かけがえのない流域の財産として後世に継承していくことを目指す。

また、山々での樹氷や樹木・草花など四季折々の豊かな景観や、川霧や雲海、夕日など朝夕の現象がもたらす独特の景観など、変化の彩りが体感できる景観を将来にわたり継承していく。



#### 目標2 清流とその水辺に棲む「生態系と共に生きる景観」を守り・育てる

矢部川流域には豊かな自然環境が数多く残っている。上流域では自然堤防が多数残存し、多様な動植物が生息している。そこに棲む山太郎ガニやホタル、シャクナゲ群落などの動植物たちが河川環境や里山など自然環境を支える豊かな生態系を構成し、流域の景観に彩りを与えている。水環境をはじめとする流域の自然環境や多様な生態系と共存し、美しい自然景観を継承していく。



#### 目標3 水系が育んできた「文化・歴史・営みが織り成す景観」を守り・育てる

矢部川流域では、治水・利水における闘いとともに、矢部川水系の恩恵を受けながら各地で個性豊かな文化・歴史や人々の営みが育まれてきた。矢部川が刻んできた「水争いの歴史」と先人の智恵を物語る千間土居等の治水の構造物、上陽の石橋群、また清流と水運によりもたらされた文化や営みを今に伝えるまちなみや掘割景観など、これら多彩で豊かな景観資源の魅力を高め、活かしながら、後世に継承していく。





## 2.2 基本方針

### 方針1. 矢部川流域の絵になる景観の形成

矢部川流域では、河川や山並みの豊かな自然地形、人々の営みがつくり出す田畑などの田園と、家並みや橋梁などの建造物群が組み合わさり、創り出される独特の「絵になる景観」が存在する。「絵になる景観」には、眺望景観、営みの景観、自然景観などがある。絵になる眺望景観は、山頂から広大な平野やまちを俯瞰できたり、見晴らしの良い視点場から遠方の山並みなどが見通せたりできることによって望める景観である。つまり、視点場とその周辺環境の条件が整ってはじめて望むことができる景観である。観光客などの外来者はその地域の全体像を把握することに役立ち、視点場は観光名所ともなり得る。絵になる営みの景観や自然景観は、人々の永年の営みの蓄積や、日常の生活景として育まれた景観である。そこに住む人々の営みや文化が創り出したまちなみや構造物と地域の果樹や樹木、背景にある山並みとの組み合わせが、地域固有の絵になる景観を創り出している。

そうした絵になる景観の保全・整備のためには、背景となる自然や田園の保全、まちなみや構造物の保全・整備、景観を望める視点場の確保とその周辺環境の保全・整備が欠かせない。地域の共有財産としての眺望景観や営みの景観などの「絵になる景観」を次の世代へと継承していく。

### 方針2. 水環境や水の循環と密接に関わる景観の形成

河川と共に、長年にわたって築かれてきた農業用水路や掘割・クリーク等の水路は、相互に複雑につながることによって、一つの大きな水のネットワークを形成し、古くから人々の生活の基盤を支える治水利水システムとして、日常の給水、排水、物流、防災等の様々な機能を担ってきた。水のネットワークは、流域の潤いのある景観を日々支えているとともに、様々な動植物の生息地としての役割を果たし、かけがえのない生態系を支えてきた。

そこで、矢部川とその支流である星野川、花宗川、飯江川、田代川、迎春川、白木川、沖端川、塩塚川、二ツ川等の河川や用水路、掘割・クリークを含めた流域全体の水環境に関わる景観を保全・育成していくことで、矢部川流域の水のネットワークが持つ循環機能およびそこに生息する生態系を保全していく。

### 方針3. まちなみと歴史的景観の形成

矢部川流域は、古代の頃から繁栄し、上流部の山地、中流平野部の田園、下流の干拓地では、矢部川の水運、利水を活かした文化や伝統産業が発達してきた。八女市福島地区や黒木町では伝統的なまちなみが形成され、柳川の掘割や有馬藩と立花藩の水争いの中で築造されてきた井堰・廻水路や千間土居の「水はね\*」、八女市上陽町の石橋群など歴史的な土木構造物が数多く残されている。また、矢部川の水利により、手漉き和紙、酒造、染色などの伝統産業も盛んに営まれてきた。

矢部川流域で培われた歴史的価値を再評価し、多くの人々に親しまれてきたまちなみや集落、歴史的構造物、樹木等がつくり出す魅力的な景観の形成を図っていく。

\* 「水はね」は、矢部川をはさんで、右岸の有馬（久留米藩）左岸の立花（柳川藩）の両藩が対立していた関係で、相手側に向かって水勢をはねだすために、互いに競って構築したもの。きわめて強固な石積みでできており、今日もなお昔のままの姿で見ることができる。

#### 方針4. 四季や時間による変化を楽しむ景観の形成

田植え期の棚田、麦秋が広がる田園地帯、ホタルやトンボが飛び交う河畔、彼岸花とススキで彩られる山間部の田畑、源流奥地の樹氷など、矢部川流域の各地では季節の変化とともに現れる特徴的な景観を見ることができる。自然の恵みを享受してきた矢部川流域の各地では、風流や祇園など、五穀豊穰、水難・海難防止を祈願する神幸行事や祭りが数多く催されてきた。加えて、最近では、花火大会など季節の風物詩となっているイベントも行われ、季節の節目を飾っている。更に、朝日とともに漁へ向かう船団の景観、水面に映える夕景、きらびやかな星空と月など、1日の時間の変化と共に趣を変える多彩な景観を矢部川流域では数多く見ることできる。

こうした季節の変化に応じた四季折々の景観や、時間の変化による多彩で豊かな景観を、流域全体で保全・育成していく。

#### 方針5. 連続した良好な景観の形成

流域を周遊できる主要な道路や河川沿いなどを移動していくと、山並みや水辺が連続する一方で、周辺の自然地形や土地利用の変化に応じて、次々と移り変わる特徴的な連続景観が展開していく。流域の内外をつなぐアクセス道路や流域内を周遊する主な道路から見る景観は、多くの人々の目に触れることが多く、連続した良好な景観を保全・整備し、演出することにより、地域の個性や魅力をアピールすることができる。

そのために、道路沿道の連続景観を一体的に捉え、屋外広告物等の規制誘導により良好な景観を保全・整備していく。また、移動して眺める際のアクセントや地域のシンボルとなる橋梁などの河川沿いの構造物は、良好なデザインを誘導するとともに、個々の要素を個別に捉えるのではなく、河川から見える範囲全体を一体的に捉えて、調和のとれた良好な景観を形成していく。

#### 方針6. 景観と調和したデザイン

建築行為等を行う際には、周辺の景観に配慮したデザインとなるよう努める。また、既存の建築物、構造物、工作物等においても、周囲の景観を阻害しているものは、改善あるいは修景を施し、必要に応じて、阻害している景観要素を取り除いていく。

屋外広告物については、周辺の景観に配慮した位置・形態意匠とし、その形状・色彩は周辺と調和するデザインとなるよう誘導していく。

#### 方針7. パートナーシップによる景観づくりの推進

矢部川とその支流が作り出す景観を共有財産とし、関係する市町村、県、地域住民、地域団体・NPO、事業者、公共施設管理者等の様々な主体がパートナーシップを組み、矢部川流域における景観づくりに協働して取り組んでいく。

### 3章 景観形成基準

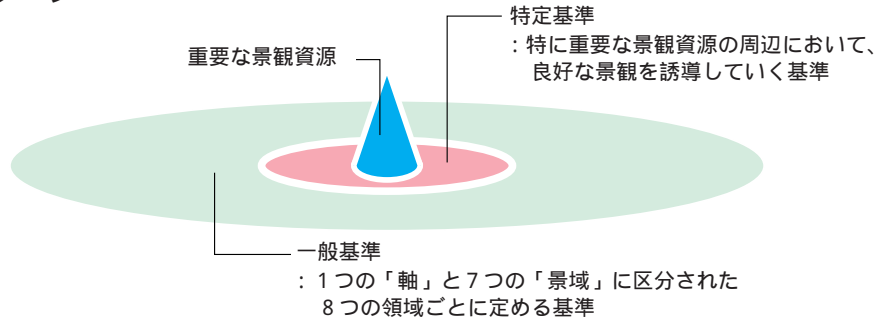
#### 3.0 景観誘導の基本的考え方と届出対象行為

- ・本計画では、景域ごとに定めた「一般基準」と、流域各地に点在する重要な景観資源が創り出している景観を守るために定めた「特定基準」の2つの景観形成基準により、流域で行われる建築行為や開発行為等を誘導し、良好な景観を形成する。
- ・この2つの基準を柱に、広域的な景観形成を効果的に、かつ総合的に進めることを目指している。

一般基準とは、同じような景観特性をもつ、1つの「軸」と7つの「景域」に区分された8つの領域ごとに定める基準。面的に定めた景観誘導により、流域全体の景観の向上を図っていく。

特定基準とは、流域に数多く点在する景観資源の中で、特に重要な景観資源の周辺において、一般基準に加え、良好な景観を誘導していくための基準。

景観形成基準のイメージ



#### 【届出が必要な行為】

下表に掲げる行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事に届出を行わなければならない。

#### 届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上又は最高高さ 10 m以上 ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等は 500 m <sup>2</sup> 以上又は最高高さ 10 m以上
(2) 工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、装飾塔、記念塔等 ：高さ 10 m以上 ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等 ：高さ 10 m以上
(3) 都市計画法に基づく開発行為	・区域面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・区域面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	・届出対象となる建築物および工作物に対して行われるもの

#### 届出等の対象外となる行為

- ・景観行政団体（八女市、柳川市）の区域でおこなう行為。
- ・屋外広告物の表示又は設置。（ただし、「福岡県屋外広告物条例」に基づく許可申請が必要。）
- ・文化財保護法の重要伝統的建造物群保存地区内における行為。

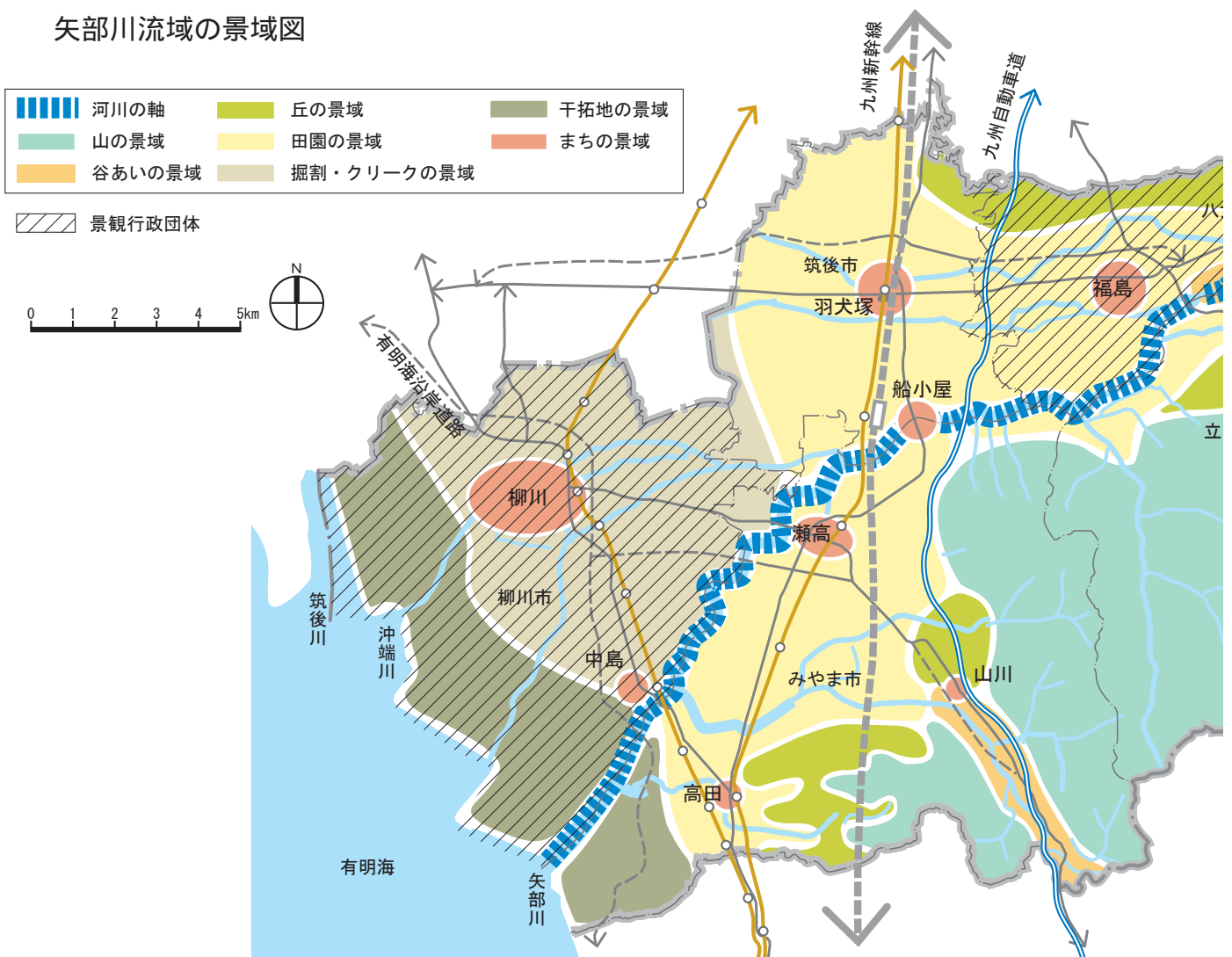
### 3.1 景域ごとの一般基準

#### 【軸と景域の捉え方】

矢部川流域は、豊かな景観を色濃く残す地域である。それは、「地形」や「自然」によって積み重ねられてきた景観と、「人の営み」や「歴史」によって積み重ねられてきた景観が重層することにより形成されている。

そうした矢部川流域の景観を、同じ景観特性を持つ領域ごとに捉え、下図の「矢部川流域の景域図」に示すとおり、1つの軸と7つの景域に区分する。

矢部川流域の景域図





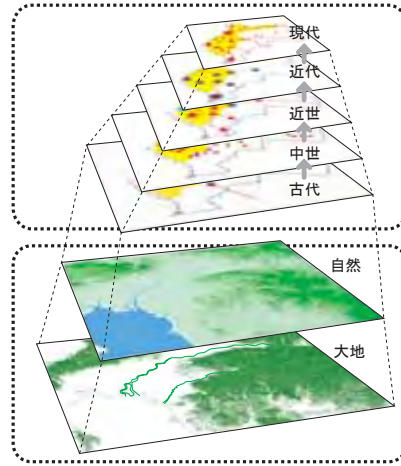
『人の営み』と『歴史』が創り出す景観



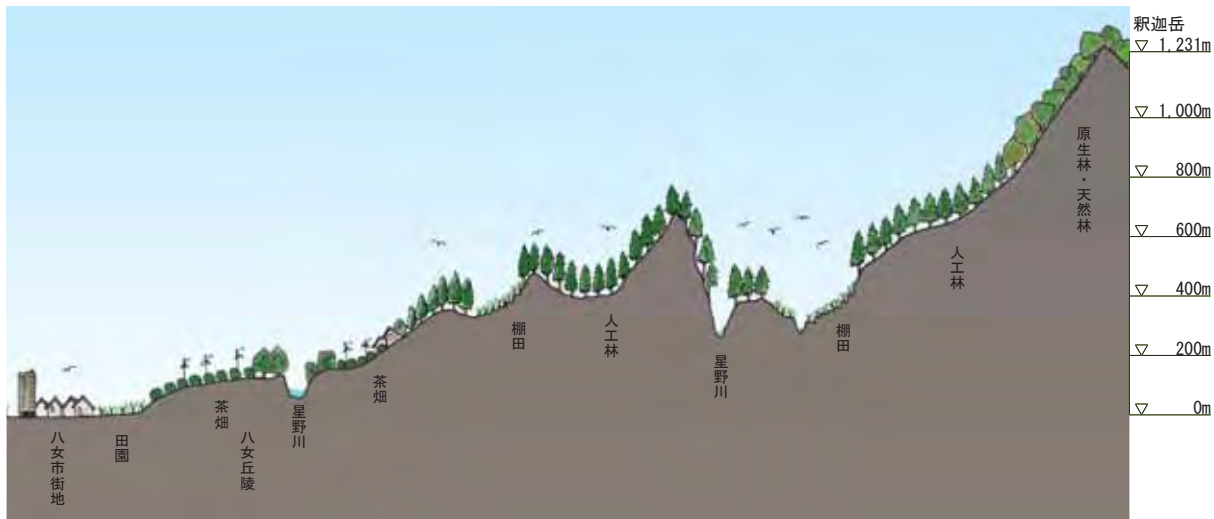
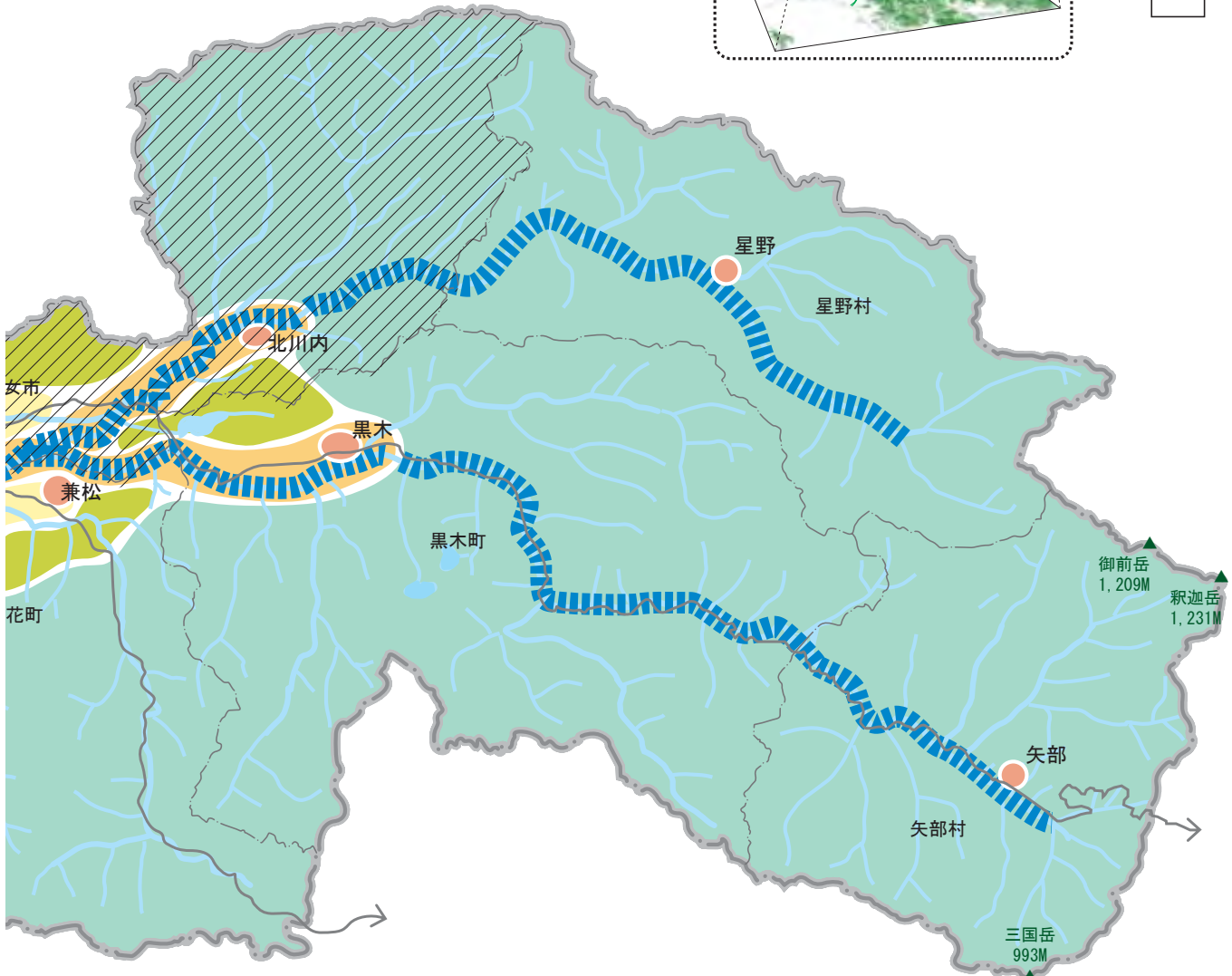
『重層景観』



『地形』と『自然』が創り出す景観



矢部川流域の景域図



まち 田園 丘 谷 やま 【景域】

## 1) 河川の軸

### (1) 考え方

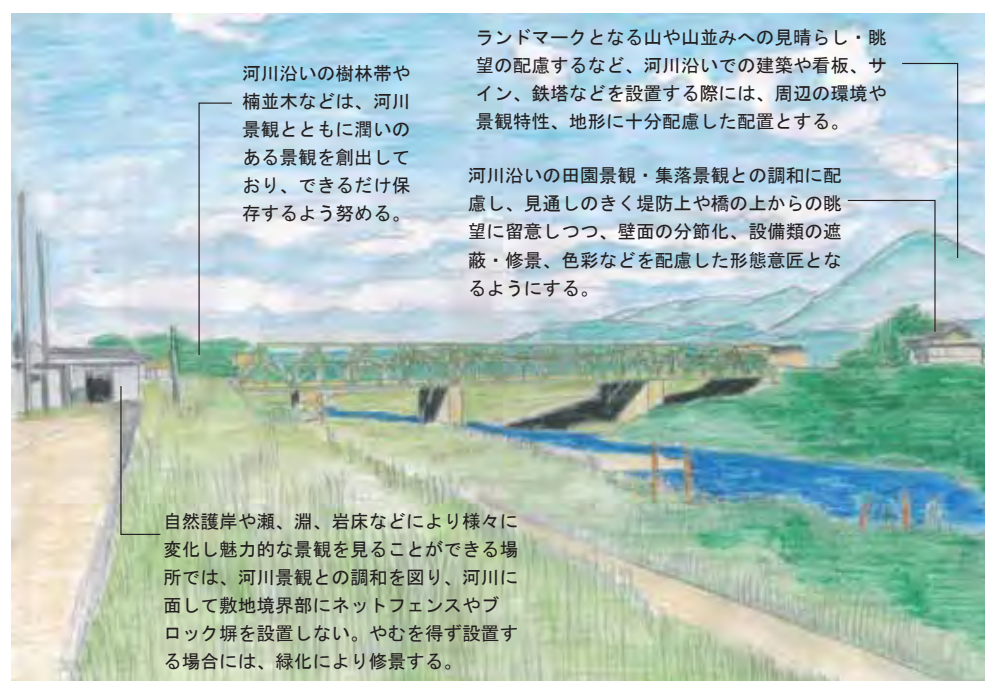
河川の軸は、矢部川流域の骨格的な景観を形成し、総延長 60km でありながら、豊かな自然景観と歴史的に価値ある構造物を備え、上流から下流まで多彩な景観が広がっている。地形がダイナミックに変化し、平地で見晴らした場合の開放感などを、一連の河川景観として見ることができるのが特徴である。特に上流には自然のままの河岸が多く、周辺の自然景観や伝統的な家屋がつくる家並みとあいまって、日本の原風景を思わせる河川沿いの自然景観がいたるところに広がっている。

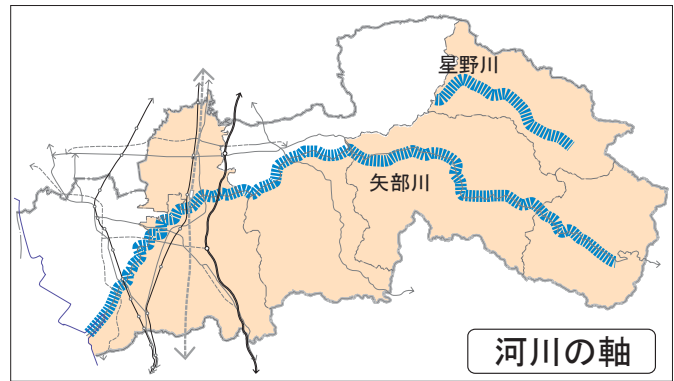
矢部川の上流から中流域までと星野川では、緑豊かな景勝地が続き、多くの親水空間が点在し、地域の住民の憩いの場となっている。中・下流域では、以下のような課題がある。

中・下流域では、矢部川が行政界となっているため、河川沿いが市町村行政の縁辺部となり、大型の工場や清掃工場などの公共施設が現に立地している。今後も立地する可能性が高く、良好な景観が失われやすい。

九州新幹線、筑後広域公園、有明海沿岸道路といった景観へ与える影響の大きい大規模な基盤整備や施設整備について、景観形成上、広域的な調整を必要としている。

そうした課題を踏まえ、矢部川、星野川の清流に親しむ空間とそこから見ることのできる眺望景観や河川沿いの変化に富んだ魅力的な景観を保全・創造する。





(2) 「河川の軸」の一般基準

		河川の軸	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	上流の棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
		塀・フェンス	敷地境界部では、ネットフェンスやブロック塀等は設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化による修景を施す。
	開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境	十分に事前調査を行い、水の流れや生態系など自然環境の維持に配慮する。
造成、切土・盛土		既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	
既存樹木・樹林等の保全		まとまった斜面地の樹林帯や河岸の楠並木については、できるだけ保全する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	河川景観および周辺の自然景観、田園景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	点滅照明は、設置しない。	
	照明器具	派手な照明器具は設置しない。	



## 2) 山の景域

### (1) 考え方

流域の過半の面積を占める山の景域は、大半が森林に覆われた急峻な山々から成り、奥地には棚田が広がり、山間を縫う河川沿いには集落と田畑が点在し、今なお日本の原風景を見ることができる。また流域の水源かん養を担っている森林には、多様な動植物が生息する生態系を育んでいる。そうした自然環境が、歴史と伝統とともに山間部での営みの景観を形成し、中流・下流域ともつながる流域独特の文化を育んできた。その自然の摂理と人々の営み・伝統文化が創り出した山の景観を守り育てることが、大きな課題となっている。

豊かな自然に恵まれる一方で、過疎化、地域活力の低下、林業の不振などによる森林の荒廃化が進んでおり、「山の景域」のかけがえのない景観が失われるおそれがある。矢部川の水系を介して一体的な繋がりをもっているこの流域では、下流域の田園景観、漁村の営みを支える上でも豊かな森林を育むことが重要である。

そうした課題を踏まえ、山々に広がる自然景観や多くの人々が故郷の思いを抱く原風景を今も残す農山村集落の景観を保全し、将来にわたり美しい景観を継承する。

自然地や樹林地において、開発行為等を行う場合には、周辺の自然環境、植生、動植物の生態に配慮するものとする。  
土地の改変を行う場合には、既存の地形を活かした造成に努め、切度、盛土は最小限に抑える。

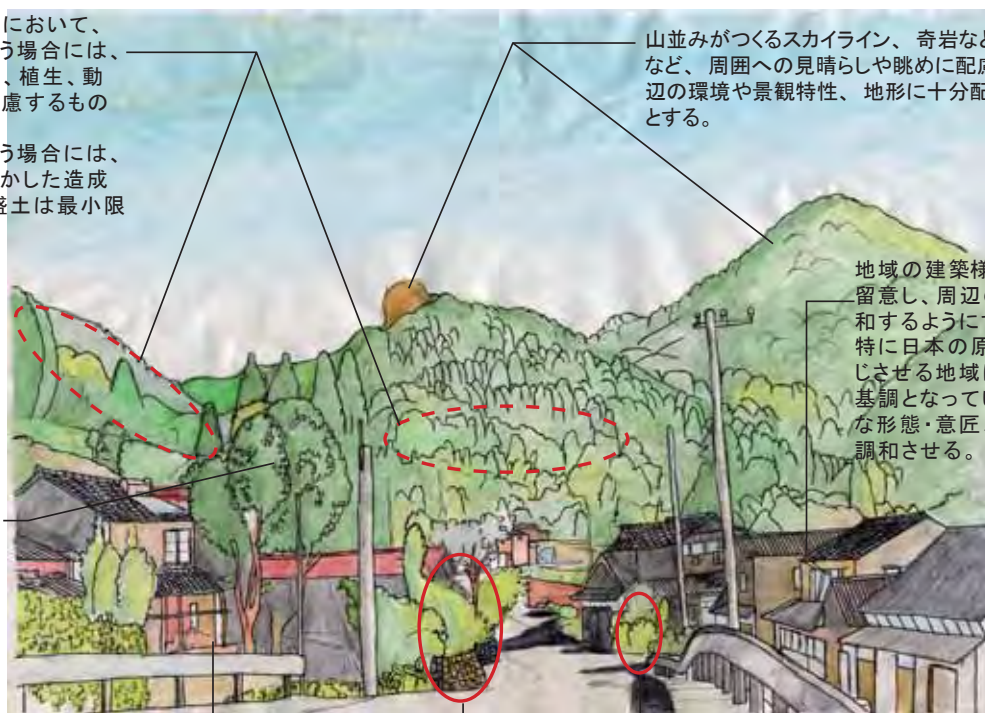
既存の樹木や屋敷林等を活かし、自然の植生に配慮した緑化に努め、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。

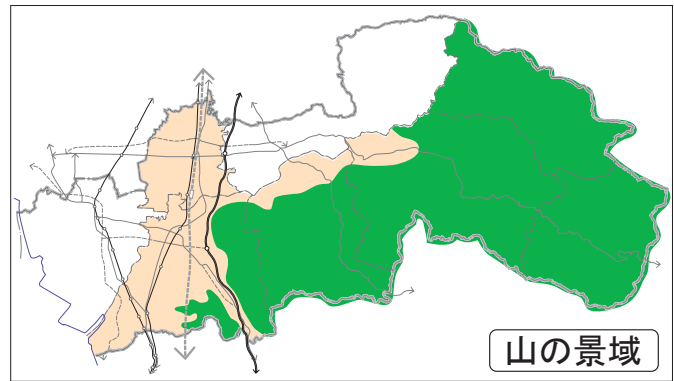
既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。

山並みがつくるスカイライン、奇岩などのシンボルなど、周囲への見晴らしや眺めに配慮し、また周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。

地域の建築様式に十分留意し、周辺の景観と調和するようにする。  
特に日本の原風景を感じさせる地域においては基調となっている伝統的な形態・意匠、家並みと調和させる。

通りに面する敷地境界部では、石垣、生垣・樹木による古くからある地域の景観に馴染む柔らかなデザインが望ましい。





(2) 「山の景域」の一般基準

		山の景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。
		色彩	周囲の自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境	自然環境、植性、貴重な動植物の生態系に配慮する。	
	造成、切土・盛土	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	点滅照明は、設置しない。	
	照明器具	派手な照明器具は設置しない。	

### 3) 谷あいの景域

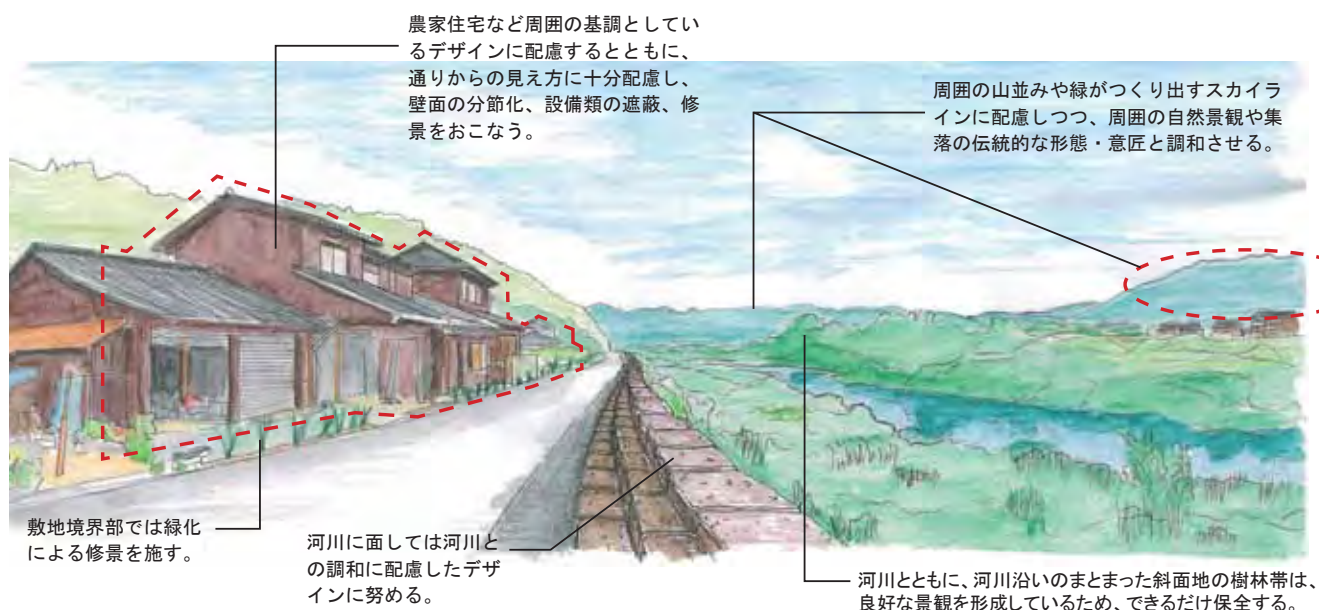
#### (1) 考え方

谷あいの景域は、古くから人と水の関係が深い地域であり、流域を代表する景観資源である堰・廻水路や石文化の高さを表す石橋群、江戸の頃から栄えた伝統的建築物を残すまちなみ等、数多くの景観資源を有している。

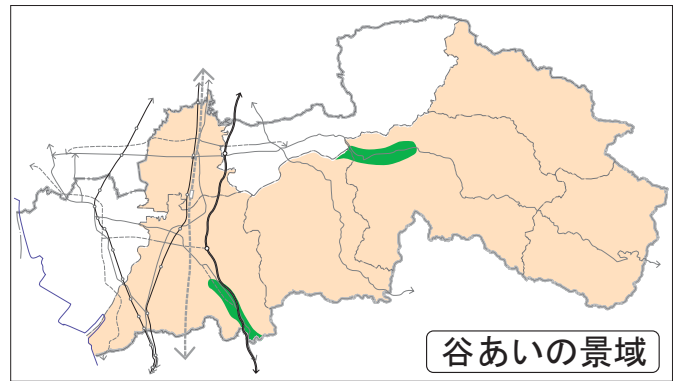
その景観も多彩で、複雑な地形とともに、河川、田畑、市街地・集落などが混在しながらバランスよく構成されている。また凹型の地形であるから、川を挟んで、あるいは高地と低地で見られるの関係が生じ、小規模な建築や開発等でも周囲の景観に対して大きな影響を及ぼすことになる。そのため、外部資本による乱開発や画一的な公共工事等により、地域が知らないうちに良好な景観が害されつつある地域でもある。

矢部川・星野川の合流点を含むこの景域は、特に山間部の渓流域から、黒木・北川内の盆地状の市街地を抜け、激しく蛇行しながら、八女扇状地の頂部の開けた空間へと、ダイナミックに景観が展開している。そのため、廻水路、井堰、石橋、古墳、一団の緑など、魅力的な景観資源が集積しており、そうした資源を活かした景観形成が望まれている。

このような課題を踏まえ、歴史的な遺産や地域の伝統文化を継承し、身近に臨む自然景観と共に息づく農山村集落・まちなみ景観を保全・創造する。







(2) 「谷あいの景域」の一般基準

		谷あいの景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	地盤の高低差、河川の対岸からの見え方や、河川沿いに大きく変化する景観に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	周囲の自然景観や集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	造成、切土・盛土	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	まとまった斜面地の樹林帯は、できるだけ保全する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	点滅照明は、設置しない。	
	照明器具	派手な照明器具は設置しない。	

## 4) 丘の景域

### (1) 考え方

丘の景域では、緩やかな斜面地に茶畑や梅林、田畑が広がり、背後に山々を望みながら、流域を代表するのどかな景観と里山の景観が広がっている。一方近年では、市街地や九州自動車道八女IC、南関IC周辺において、開発圧力が高まり、丘陵部のあちこちで以下のような開発が行われ、丘陵部ののどかな景観が侵食されつつある。

住宅地のミニ開発や工場、福祉施設、ホテルなどの無秩序な立地が進む。

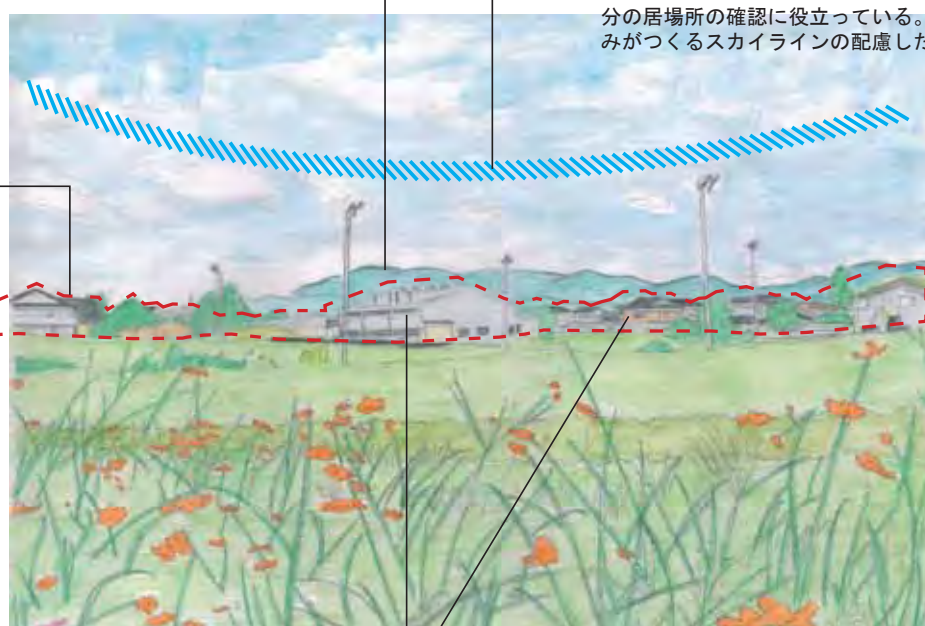
斜面樹林地での大規模建築物の建設が地域の景観を一変させている。

ゴミの不法投棄や無作法な資材置き場・ゴミ処理施設の立地により田園景観が阻害されている。

また丘陵部は、その立地の良さから古代の頃より栄え、その形跡を今に伝える古墳や遺跡が数多く存在する。それらからは、矢部川流域の棚田の石垣、石橋群、石灯籠などに代表される石文化の礎を形成したものと推察され、後世に伝えたい景観の一つとなっている。

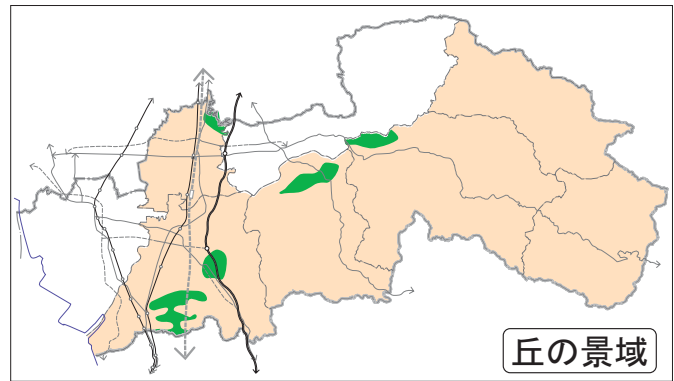
そうした課題等を踏まえ、丘陵部に広がる自然と調和した田園景観、集落景観、市街地景観を将来にわたり保全する。

元々ある農家住宅や工場の家並みにより、リズムカルなスカイラインが形づくられている。また同様なデザインの意匠がまとまりのある落ち着いた景観を創出している。そうした周辺の景観と調和が望まれる。特に里山や古くからの集落が広がる地域では、周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる。



広々とした空や茶畑は爽快な景観を演出している。また、遠方の山並みがみえることは、安心感や自分の居場所の確認に役立っている。こうした山並みがつくるスカイラインの配慮した配置とする。

八女丘陵では、ほとんどの建物の色彩が、茶系あるいは無彩色系の沈んだ色となっており、全体的に落ち着いた、和やかな景観を創出している。そうした周囲の色彩と調和させるとともに、環境色彩基準に適合した色彩にする。



(2) 「丘の景域」の一般基準

		丘の景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	丘陵や背景の山々の稜線に配慮し、緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	里山や古くからの集落が広がる地域では、周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の茶畑などの田園景観や自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。緑系、茶系、無彩色の色彩を推奨する。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	造成、切土・盛土	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	まとまった斜面地の樹林帯は、できるだけ保全する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	点滅照明は、設置しない。	
	照明器具	派手な照明器具は設置しない。	



## 5) 田園の景域

### (1) 考え方

田園の景域は、筑紫平野の東南に位置し、広大な穀倉地帯の一部を成し、初夏の頃に一面が黄金色になる麦秋や、実りの秋の稲穂が広がる景観など、季節ごとにそれぞれに違った雄大な景観を見せる。

そうした流域を代表する景観も、近年においては都市化と共に、郊外店舗や工場・倉庫等が無秩序に立地し、景域一帯の課題として懸念されている。一方、景観上も重要な農業の経済的環境が厳しい中、収益性の高い電照菊をはじめとする園芸農業が盛んになっており、田園景観にも変化が現れている。

その他に、以下のような課題があげられる。

飛形山、清水山等の筑肥山地の山並みへの眺望に配慮

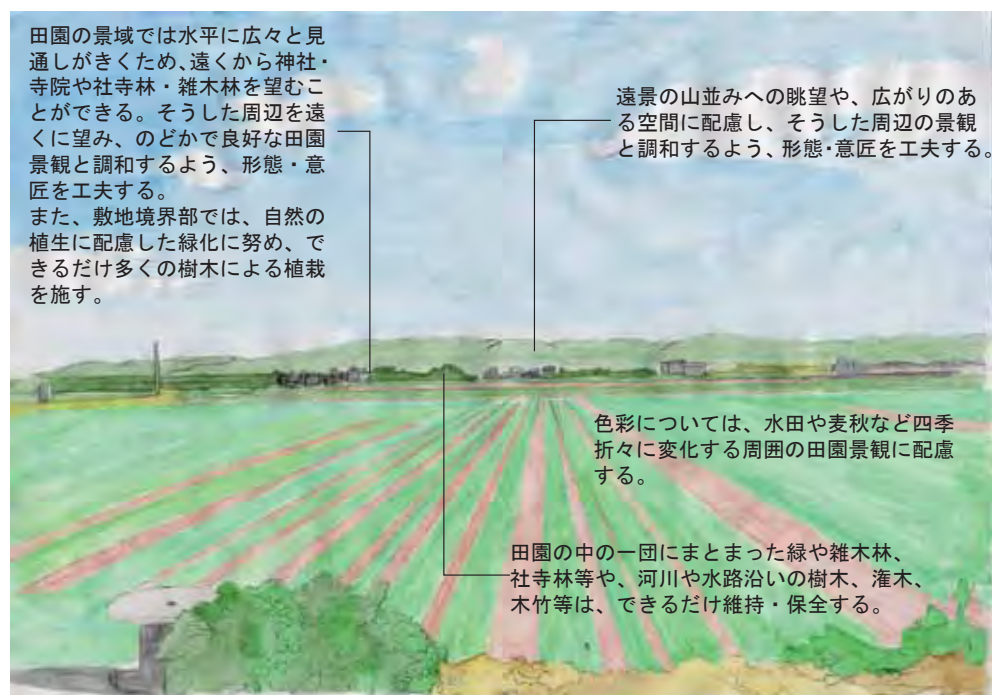
自然発生的に形成された集落の中心的な役割を果たしている神社・寺院の維持・保全

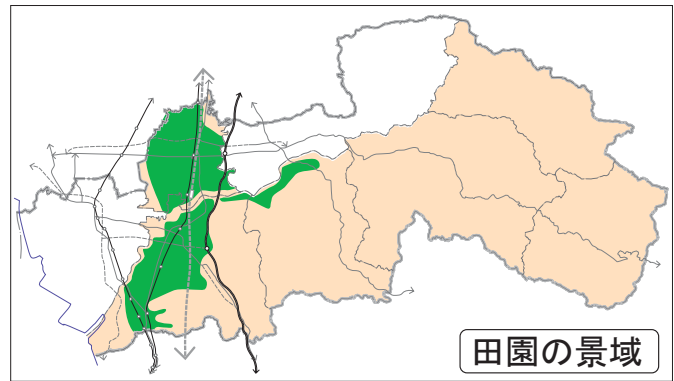
自然発生的に形成された集落に見ることのできる緩やかに蛇行する田舎道や家並みへの配慮

田園の中に立地する大規模工場や携帯電話鉄塔等による景観の阻害

広大な田園の中で潤いのある景観を創出している矢部川の支川や用水路の保全と活用

そうした課題を踏まえ、筑肥山地等の山並みへの眺望や広がりのある田園景観、落ち着いたまちなみ景観を保全・創造し、伝統産業や地域文化と関わり深い景観を継承する。





(2) 「田園の景域」の一般基準

		田園の景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	集落で古くから親しんできた神社・寺院や社寺林・雑木林等の緑に配慮した配置とする。
	形態・意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	既存樹木・樹林等の保全	田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	
外観照明・屋外照明	点滅照明	点滅照明は設置しない。	

## 6) 堀割・クリークの景域

### (1) 考え方

堀割・クリークの景域には、矢部川及び筑後川下流域の広大な低平地と網の目状に張り巡らされたクリークにより独特な景観が形成されている。そこでは矢部川の支流によりもたらされた用水を、独特な水利システムによって有効に活用するとともに、個性的な水辺景観を創出し、それらにより支えられてきた営農と祭り・行事が独特な景観を生みだしてきた。

また、クリークの水際に成育するタケやヤナギ等の灌木には、カササギ等の小動物が生息し、タナゴやオグラコウホネといったクリークの水性生物とともに貴重な生態系を形成している。ここにも個性的な水辺景観が創出されている。

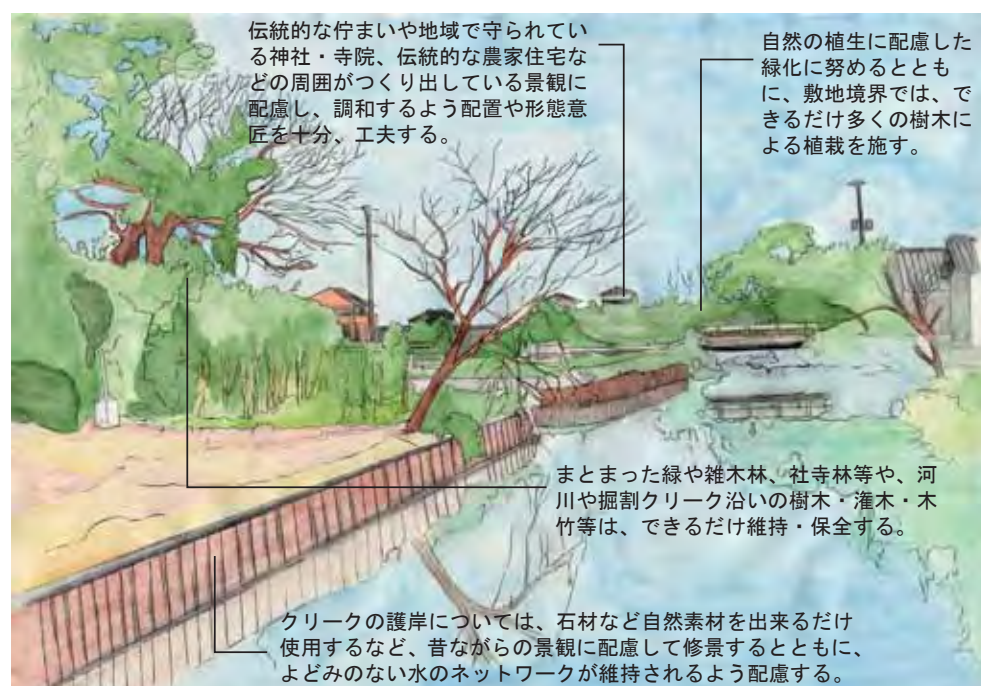
そうしたクリークによる独特な景観も、都市化の進展と共に消失や環境悪化の危機にさらされ、大規模開発や工場等の田園への無秩序な進出・立地などが現在もなお進行し、以下のような課題を抱えている。

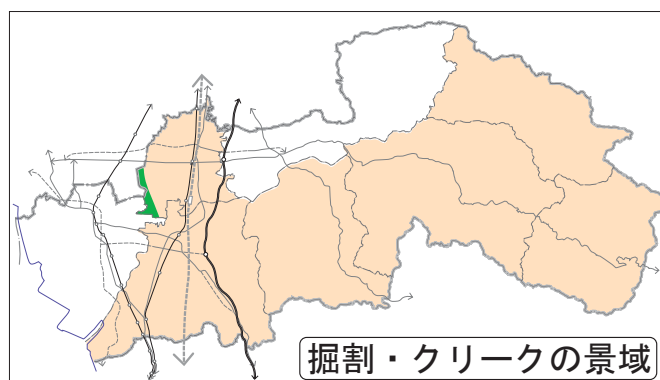
田園における工場やマンションなど大規模建築物の無秩序な進出

クリークがこれまで担ってきた水循環の機能、地域環境を支えてきた機能の衰退

水と密接に関わっていた生活慣習や風習の喪失とそれがもたらすマナーの低下

そうした課題を踏まえ、堀割・クリークが創り出す水郷景観を保全・創造すると共に、四季折々に行われる祭や行事が創り出す文化的な景観を継承する。





(3) 「掘割・クリークの景域」の一般基準

		掘割・クリークの景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。
	形態・意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している田園景観に馴染む形態意匠とする。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境	掘割・クリークの水のネットワークに配慮する。	
	造成、切土・盛土	掘割・クリークの護岸については、石材などの自然素材をできるだけ使用するなど周辺の景観に配慮して修景する。	
	既存樹木・樹林等の保全	田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や掘割・クリーク沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	
外観照明・屋外照明	点滅照明	点滅照明は設置しない。	

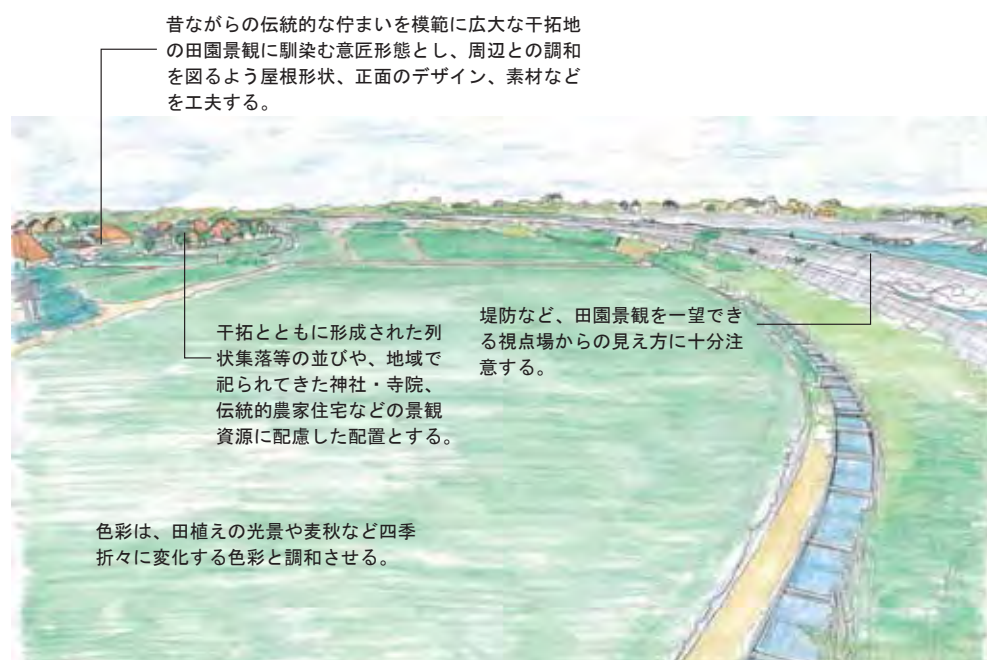


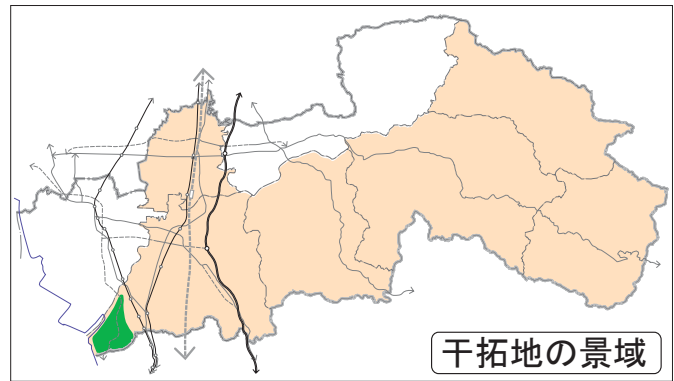
## 7) 干拓地の景域

### (1) 考え方

干拓地の景域は、歴史的な成立過程を示す数々の遺構、列状集落、内陸の河川沿いに形成された漁港および漁村があり、そこで刻まれてきた日々の営みなど、個性的な景観をあちらこちらで見ることができる。また干拓地先の堤防を挟んで、干満による有明海の変化と、四季折々にその様相を一変させる広大な田園が、それぞれ左右に広がっている様は、雄大で独特な景観を感じさせる。しかしながら、近年の倉庫・工場等の進出や有明海沿岸道路といった大規模構造物の建設が、営々と先人たちが築きあげてきた広大な田園、伝統的列状集落などの干拓地の固有の景観に大きく影響しつつある。一方、草葺の伝統的農家住宅や地固めの役割を果たしてきた松の並木等、個性的な景観を構成してきたこれら景観資源の保全と有効活用が望まれている。

そうした課題を踏まえ、広がりのある田園景観を保全するとともに、歴史的な干拓の遺構や海岸線を臨む有明海の眺望、流域の営みを育む漁村景観を保全・創造する。





(2) 「干拓地の景域」の一般基準

		干拓地の景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	干拓とともに形成された列状集落等の並びや、地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。
	形態・意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、広大な干拓地の田園景観に馴染む形態意匠とする。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	既存樹木・樹林等の保全	田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	
外観照明・屋外照明	点滅照明	点滅照明は設置しない。	

## 8) まちの景域

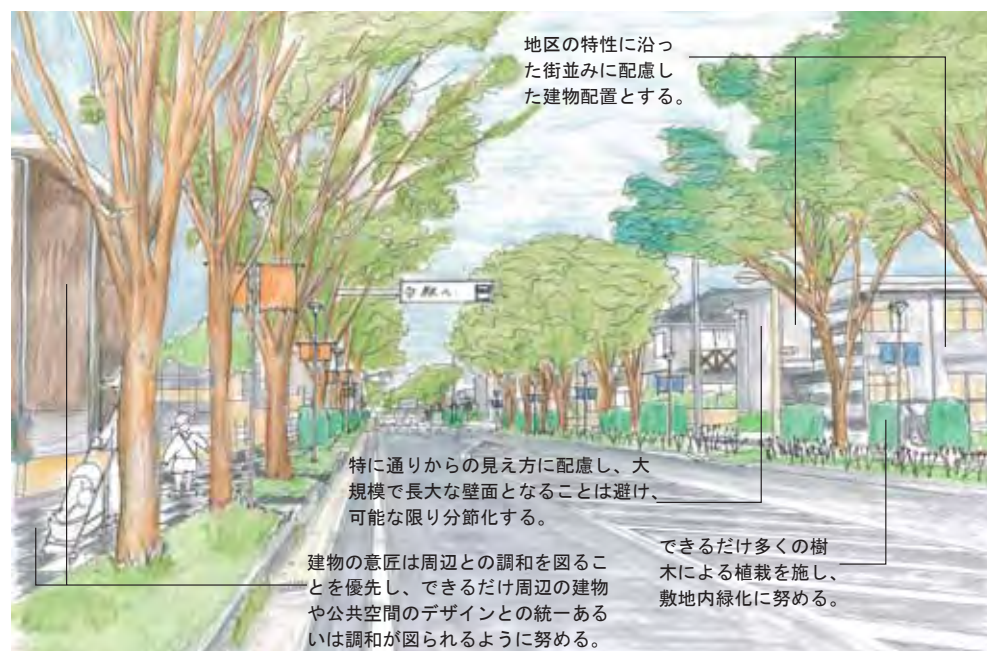
### (1) 考え方

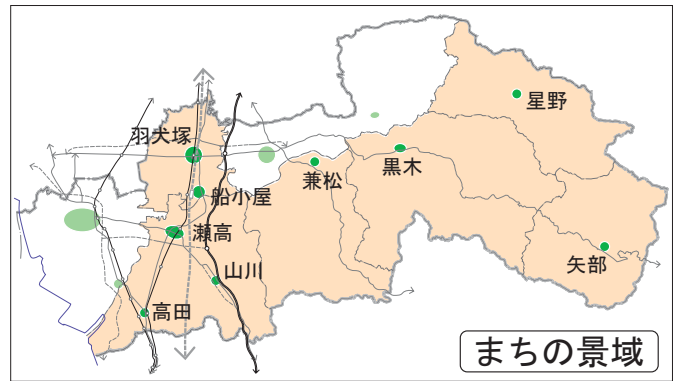
まちの景域は、各市町村の中心市街地であり、都市的景観あるいは公共施設が集積する拠点的な景観が形成されている。特に、伝統的建造物群保存地区をもつ八女福島・黒木や柳川の旧城下町では、独自の個性的な景観づくりが取り込まれている。また山間部の中心集落では、背景となる自然景観に溶け込んだまちなみが形成され、日本の原風景として魅力的な景観が保たれている。

そうした各地区がもつ特性や地域で担っている経済活動等を妨げることなく、個性を発揮しつつ、流域全体として調和され、相互にネットワークされた景観づくりが広域的な視点から望まれている。

しかしながら、緑豊かな街路樹が並ぶ通り、優れたデザインの案内サイン、歩いて楽しい歩行者空間や沿道のデザインなどへの取り組みが遅れている。

そうした課題を踏まえ、四季折々に行われる祭り、行事、産業が創り出す文化的な景観を保全し、また中心市街地としての賑わい景観や落ち着いたまちなみ景観を創出する。





(2) 「まちの景域」の一般基準

		まちの景域	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	歴史的まちなみや建造物を活かしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。
	形態・意匠	周辺との調和	商店街や役場周辺など、多くの人が集い賑わう場所においては、景観上重要な建物、樹木などへの見通しに配慮し、周辺の建物や公共空間のデザインとの調和を図る。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	



## 3.2 重要景観の特定基準

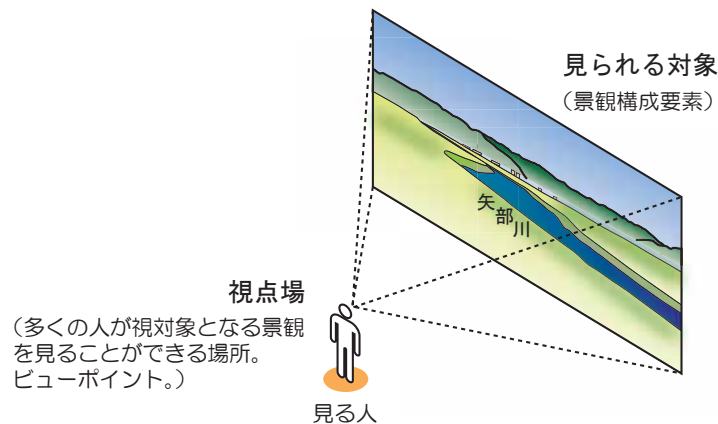
矢部川流域の景観は、流域の変化に富んだ地形や生態系が創り出す環境と、清流の恵みに人々の永年の営みが育んできた清流文化が重なり合い、織り成して創り出されてきたことに特色があり、これが流域の魅力となっている。

その流域の魅力となっている素晴らしい景観を、「矢部川流域景観テーマ協定」では「協働して守り育てる景観」として位置づけ、「他の計画との整合や各主体との連携が図られるものから、これらを守り育てる基準やそれぞれの主体（地域住民、地域団体・NPO、事業者、行政）の役割を定めたルールづくりに取り組んでいく」とした。

この章では、その「協働して守り育てる景観」のうち、特に重要な景観資源（以下、重要景観とする。）について、その周辺部でおこなわれる建築行為や開発行為等に対して、配置・高さ・規模、形態・意匠・色彩、屋外照明などについて、遵守すべき基準（特定基準）を定める。

### 【景観誘導の考え方】

「景観」は「見る人と見られるものの空間があって、はじめて成り立つもの」である。そこで、見る人が立つ「視点場」と、見られる対象となる「景観構成要素」を定め、その視点場からみる重要な景観資源が維持・保全され、良好な景観が形成されるよう、その周辺部でおこなわれる建築行為や開発行為等について、特定基準に適合させ景観誘導を図っていく。



「連続した景観」については、視対象が道路、河川といった線的に連続するものであるため、固定した視点場、景観構成要素を定めず、道路については沿道両側 30 m の範囲、河川については河川沿い両側 200 m の範囲において、建築行為や開発行為等を特定基準に適合させるものとする。

### 【適用区域】

重要景観の特定基準の適用区域は、「矢部川流域景観計画 別冊」に示すとおりとする。

## 【「重要景観」の構成】

### 1) 絵になる景観

矢部川流域には、著名な画家や詩人がこよなく愛した風景が各地にあり、現在もなおその姿を今に残している。それらは、河川や山並みの豊かな自然地形、人々の営みが創り出す田畑などの田園と、家並みや橋梁などの建築群のそれぞれの要素が絶妙に構成され、まるで画家が描く風景画や、詩人が思い描く情景のような景観が「絵になる景観」である。この「絵になる景観」の特定基準を以下の項目ごとに設定する。

- (1) 絵になる眺望景観
- (2) 絵になる営みの景観
- (3) 絵になる自然景観

### 2) 水の循環と密接に関わる景観

矢部川流域では、先達の永年に渡る努力により築かれてきた廻水路、掘割・クリーク等が相互につながることにより、一つの大きな水のネットワークが形成され、古くから人々の生活の基盤を支える利水システムが構築されている。その利水システムは、日常の様々な機能を担うと共に、独特な水辺の景観を創り出してきた。また水辺には豊かな生態系が育まれ数多くの動植物が生息し、多様な景観を創り出している。そうした利水システムや水辺の生態系がもたらす景観が「水の循環と密接に関わる景観」である。この「水の循環と密接に関わる景観」の特定基準を以下の項目ごとに設定する。

- (1) 水網の景観
- (2) ホタルの景観

### 3) まちなみと歴史的景観

矢部川流域では、古代の早い時期から繁栄し、上流部の山地、中流平野部の田園、下流の水郷・干拓地では、矢部川の水運、利水を活かした文化や伝統産業が発達してきた。その矢部川流域に培われ、多くの人々に親しまれてきたまちなみや集落、歴史的な構造物、樹木等が創り出す魅力的な景観が「まちなみと歴史的景観」である。この「まちなみと歴史的景観」の特定基準を以下の項目ごとに設定する。

- (1) 歴史的まちなみ
- (2) 歴史的建物
- (3) 歴史的構造物
- (4) 樹木

### 4) 四季の変化を楽しむ景観

四季とともに変化する自然、人々の営み、季節の節目を飾る祭事・行事など、自然と人々の暮らしの中で繰り広げられる季節の変化に応じた四季折々の景観が「四季を楽しむ景観」である。この「四季の変化を楽しむ景観」の特定基準を以下の項目ごとに設定する。

- (1) 祭り・イベント
- (2) 四季の変化

### 5) 連続した景観

流域内外に、かつての流域としての自然や生業の一体的な環境、水が基盤となっていた地域の循環・つながりを体感し、象徴する景観が「連続した景観」である。この「連続した景観」の特定基準を以下の項目ごとに設定する。

- (1) 流域内外をつなぐ主な道路景観
- (2) 矢部川沿いに連続する景観

# 1) 絵になる景観

## (1) 絵になる眺望景観

絵になる眺望景観は、山頂から広大な平野やまちを俯瞰できたり、見晴らしの良い視点場から遠方の山並みなどが見通せたりできることによって望める景観である。つまり、視点場とその周辺環境の条件が整ってはじめて望むことができる景観である。観光客などの来訪者は、その地域の全体像を把握することに役立ち、その地域に住む、あるいは育つ人々にとっては故郷の心象風景として、かけがえのない景観となる。

重要景観	
眺望景観	日向神ダム湖畔の山並み(矢部村・黒木町)
	石割岳(星野村)
	清水山(みやま市・立花町)
	飛形山(立花町)
	城山(旧猫尾城)(黒木町)
眺望景観	筑肥山地への遠望(みやま市)
	宮蔵からの俯瞰(星野村)
	飛形山山頂から俯瞰(立花町)
	女山からの俯瞰(みやま市)
	御牧山山頂からの俯瞰(みやま市)
	高田濃施山公園からの俯瞰(みやま市)
	城山公園からの俯瞰(黒木町)
山下水天宮からの俯瞰(立花町)	



桑原橋から城山公園(猫尾城跡)を望む眺望景観(黒木町)

図1 ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイライン等への配慮

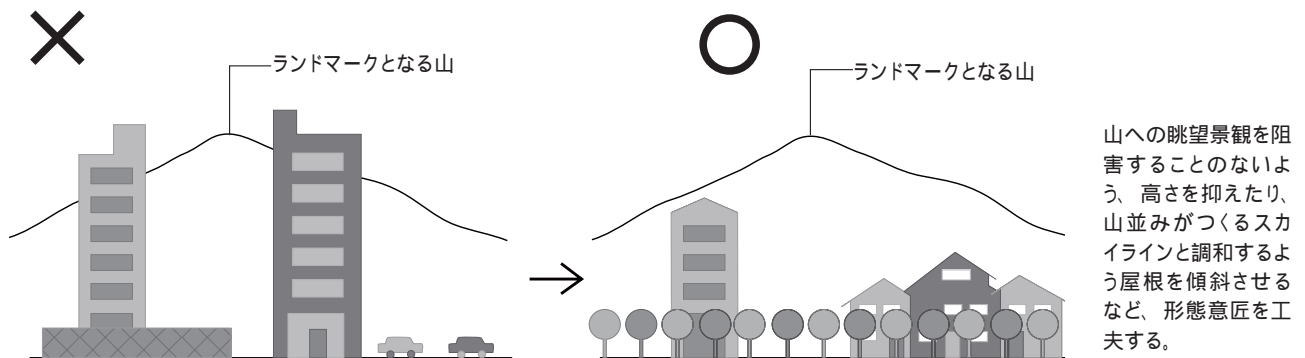
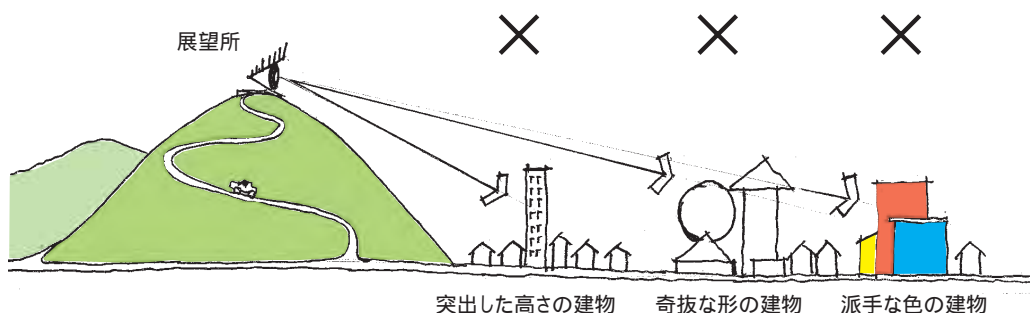


図2 展望所等から見て、著しく派手な形態・意匠・色彩にならないようにする



「絵になる眺望景観」の特定基準

		絵になる眺望景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。 ...図1
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
		大規模工作物	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。 俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。 ...図2
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。
	外構・緑化等	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。
		その他	俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。 ...図3
	開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁
その他			既存の樹木は、できるだけ保全する。
土石類の採取			土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。
物件の堆積			視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
外観照明・屋外照明			重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。

図3 展望所等からの視界を遮らない

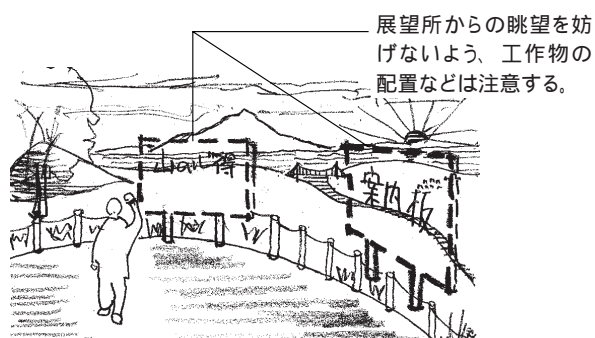
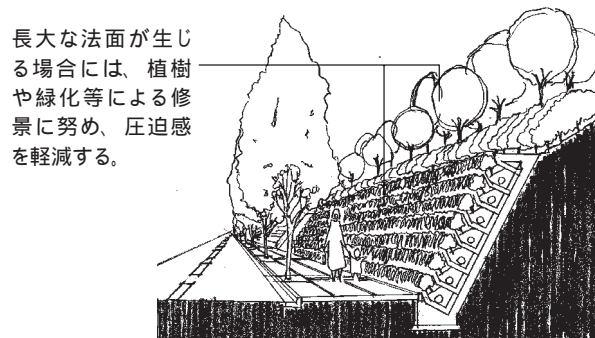


図4 法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める





(2) 絵になる営みの景観

絵になる営みの景観は、人々の永年の営みの蓄積や、日常の生活景として育まれた景観である。そこに住む人々の営みや文化が創り出したまちなみや構造物と地域の果樹や樹木、背景にある山並みとの組み合わせが、地域固有の絵になる景観を創り出している。

重要景観	
営 み の 景 観	広内・上原の棚田（星野村）
	棕谷の棚田（星野村）
	鹿里の棚田（星野村）
	狸穴の棚田（星野村）
	二双の棚田（星野村）
	蔵柱の棚田（黒木町）
	土柳の棚田（黒木町）
	笠原の茶園（黒木町）
	みかん山（みやま市）
	谷川梅林（立花町）
小倉谷地区みかん団地（立花町）	



広内・上原の棚田（星野村）

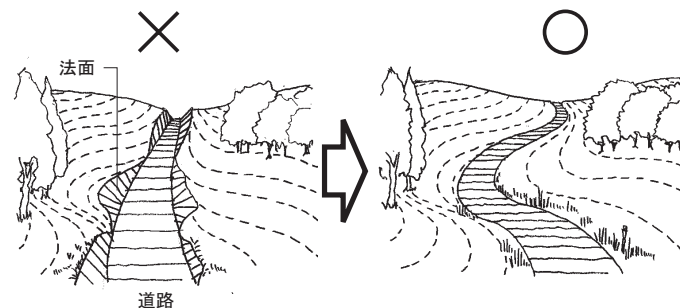


みかん山（みやま市）

「絵になる営みの景観」の特定基準

		絵になる営みの景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	「絵になる営みの景観」への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。 ...図1
		大規模工作物	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相と調和するよう、落ち着いた形態・意匠とする。
		屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。
色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である棚田の石垣や樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。		
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他	既存の樹木は、できるだけ保全する。 棚田の石積みは、原則として保全する。やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、周囲と調和するよう緑化による修景や、素材・工法を工夫する。
	土石類の採取		土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。
	物件の堆積		視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
外観照明・屋外照明			重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。

図1 地形を活かした造成



地形と無関係に造成すると至る所に法面や擁壁が生じ、景観を阻害してしまう。

既存の地形を活かした造成に努める。

(3) 絵になる自然景観

絵になる自然景観は、筑肥山地や耳納連山から筑後平野に至る地形を矢部川・星野川、有明海などの侵食・堆積、風食などにより形づくられた自然の造形であり、その中でも、類稀な造形美をもち、地域の個性をひきたてている景観である。数万年、数千年かけて形づくられた渓谷、滝、奇岩、森林、老木などが、背景と場所との組み合わせにより、かけがえのない景観を創り出している。

重要景観	
自然 景 観	日向神峡・蹴洞岩（矢部村・黒木町）
	八ツ滝（矢部村）
	不動の滝（星野村）
	星のふるさと公園・麻生池（星野村）
	ミヤシノのシャクナゲ（星野村）
	霊巖寺の奇岩（黒木町）
	グリーンピア八女・善蔵池（黒木町） 矢部川ポットフォール群（黒木町）



グリーンピア八女にある善蔵池（黒木町）



星のふるさと公園にある麻生池（星野村）

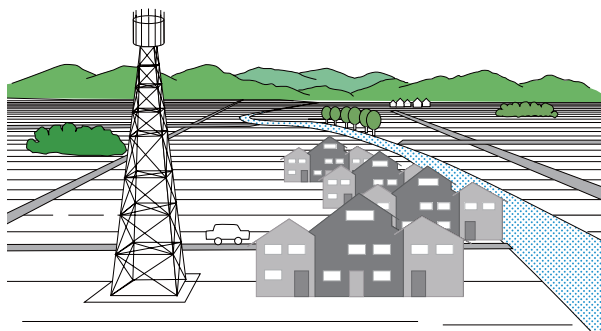


八ツ滝（矢部村）

「絵になる自然景観」の特定基準

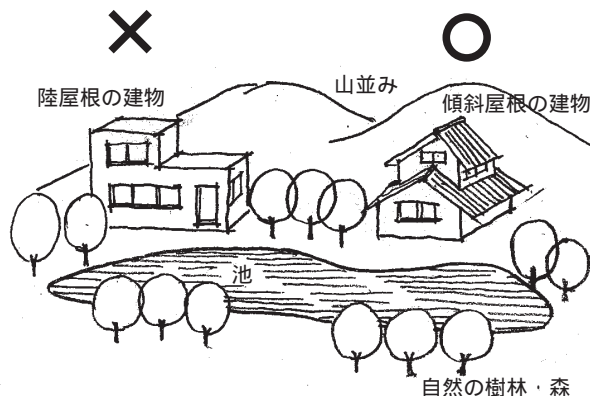
		絵になる自然景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	「絵になる自然景観」への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。 ...図1
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
		大規模工作物	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	自然景観と調和した形態・意匠とする。
		屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。 ...図2
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である河川の岩や山並みと調和する茶系、無彩色の色彩とする。
	外構・緑化等	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。
	開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁
その他			既存の樹木は、できるだけ保全する。
土石類の採取			土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。
物件の堆積			視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
外観照明・屋外照明			重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。

図1 自然景観を阻害しない配置・高さ・規模



協働して守り育てる「自然景観」の周囲では、眺望が遮られないよう、また阻害しないよう配置には十分注意する。

図2 自然景観では傾斜屋根が馴染む





## 2) 水の循環と密接に関わる景観

### (1) 水網の景観

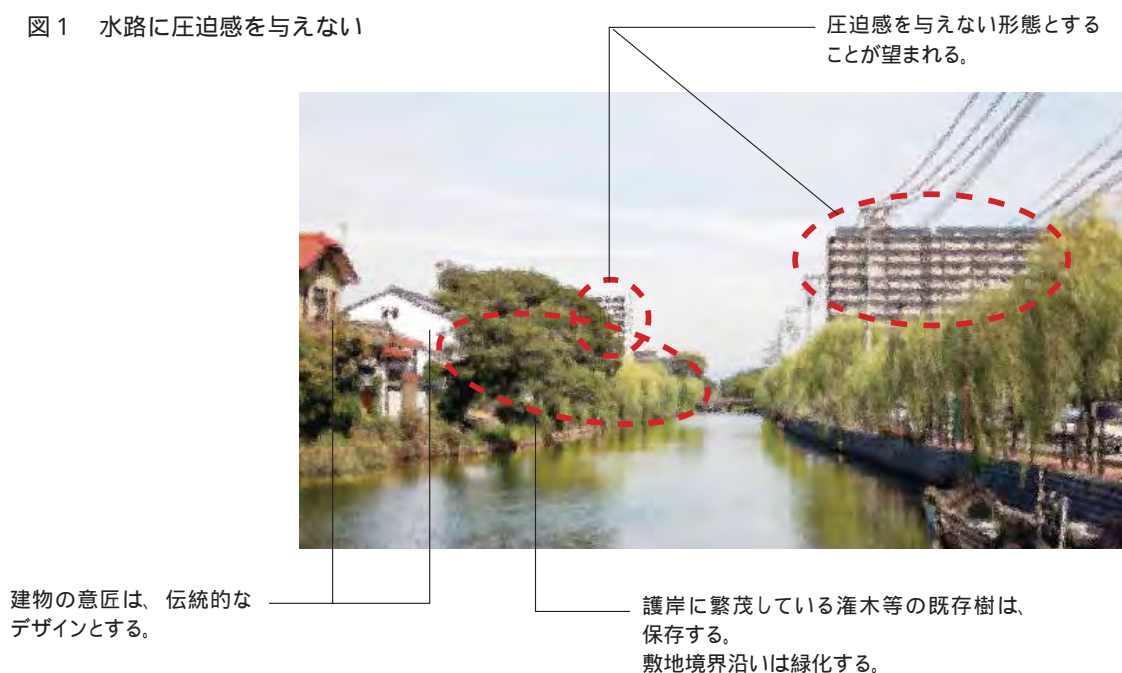
河川と共に、永年に渡って築かれてきた農業用水路や掘割・クリーク等の水路は、相互に複雑につながることによって、一つの大きな水網を形成し、古くから人々の生活の基盤を支える治水・利水システムとして、日常の給水、排水、物流、防災等の様々な機能を担ってきた。水網は、様々な動植物の生息地としての役割を果たし、かけがえのない生態系環境を支えていると同時に、流域の潤いのある景観を日々形づくっている。

重要景観	
水網	クリーク（筑後市・みやま市）
	花宗川と堰（立花町）
	花巡堰・廻水路（黒木町）
	三ヶ名堰・廻水路（黒木町）
	馬渡堰・廻水路（黒木町）
	黒木堰・廻水路（黒木町）
	込野堰・廻水路（黒木町・立花町）
	惣川内堰・廻水路（黒木町）
	唐ノ瀬堰・廻水路（立花町）
	花宗溜池（黒木町）
蒲池山溜池（みやま市）	



込野廻水路（立花町）  
廻水路沿いに設けられた親水公園。地域住民が身近に親しむことができ、石積みの良好な景観が創出されている。

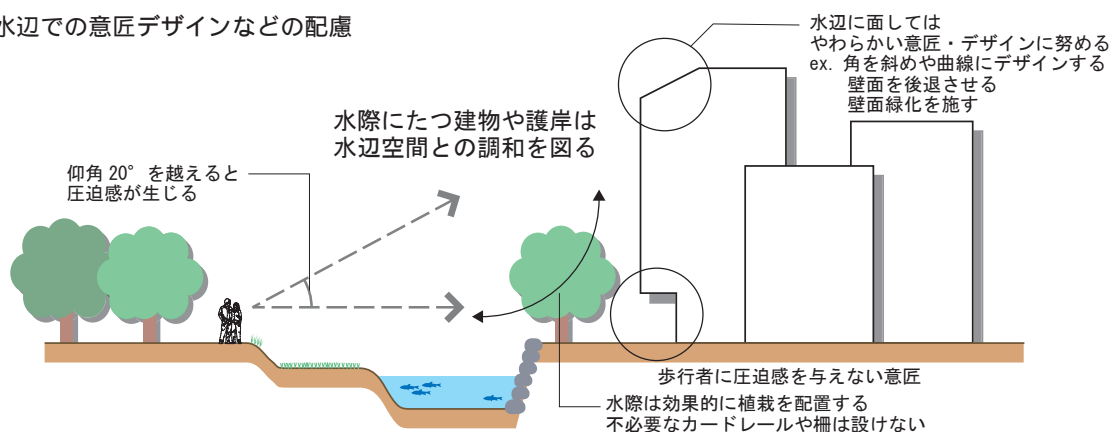
図1 水路に圧迫感を与えない



「水網の景観」の特定基準

		水網の景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	圧迫感や違和感を生じない配置、高さ、規模とする。 ...図1
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	廻水路や掘割などの「水網の景観」と調和し、周囲に圧迫感を与えない形態とする。 ...図1 意匠は、水辺に配慮したデザインとする。 ...図2 水辺に建つ建築物は、伝統的な形態・意匠とする。 ...図1
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和する茶系、無彩色の色彩とする。
	外構・緑化等	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
	その他		既存の樹木は、できるだけ保全する。 ...図1 掘割・クリーク・廻水路などの護岸については、できるだけ石材などの自然素材を用いるとともに多自然護岸とするなど、周辺の景観との調和や生態系に配慮する。重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。
外観照明・屋外照明			

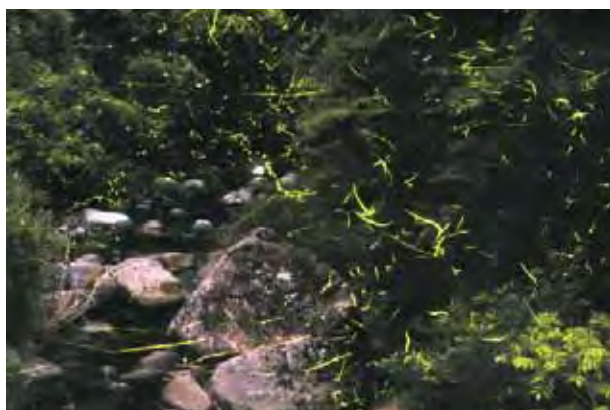
図2 水辺での意匠デザインなどの配慮



(2) ホタルの景観

豊かな生態系を代表する景観として、ホタルの景観は、夏の風物詩として多くの人々に愛されるとともに、ホタルが生息する環境は自然の豊かさを物語っている。矢部川流域の上流には、今現在も都会とは比べものにならないほどのホタルが生息し、夏の夜間景観に彩りを与えている。

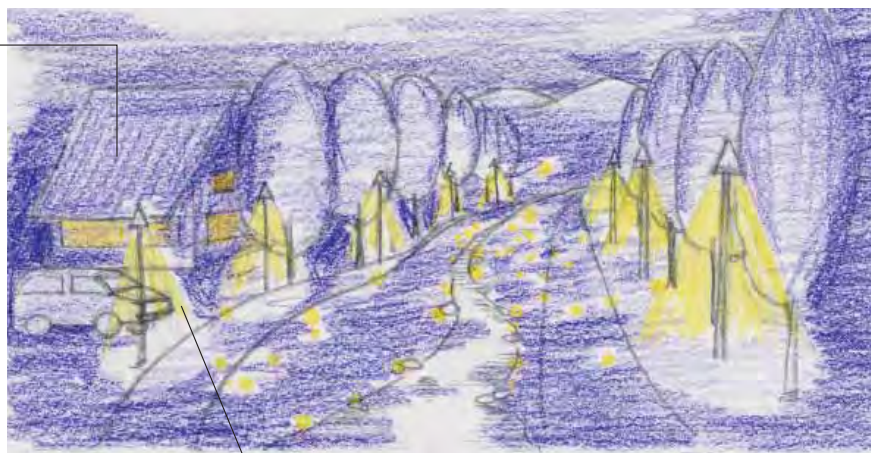
重要景観	
ホタル	長瀬のホタル(星野村)
	千々谷河川公園のホタル(星野村)
	船小屋のゲンジボタル(筑後市・みやま市)
	矢部川花巡堰のホタル(黒木町)
	笠原川のホタル(黒木町)
	田代川のホタル(黒木町)
	上辺春川のホタル(立花町)
白木川のホタル(立花町)	



田代川のホタル(黒木町)

図1 むやみに明かりが漏れないよう、配置や照明方法を工夫する

建物の色彩は、明度彩度とも抑えた色調とする。



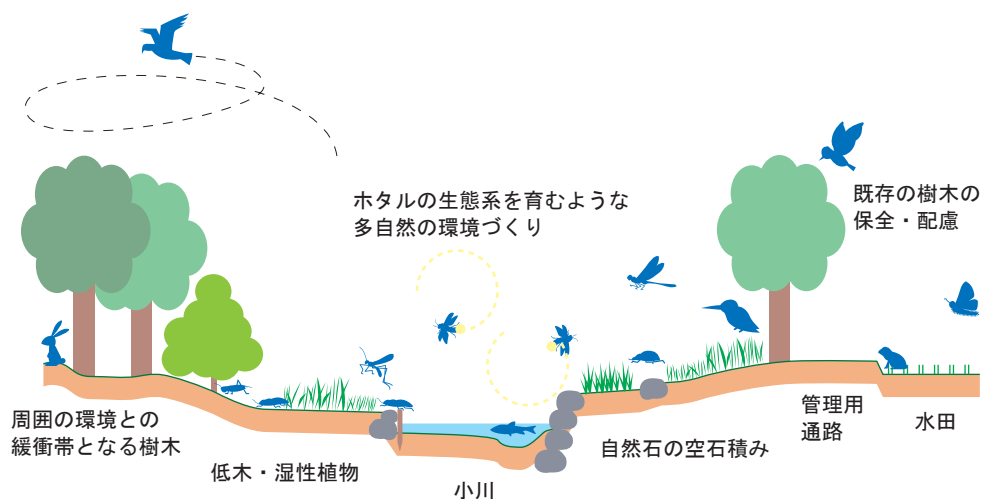
敷地境界部には緑化を施す。特に車のヘッドライトが漏れないようにする。

照明は、ホタルに配慮し、必要最小限の明かりとする。また周囲に明かりが漏れないよう、ダウンライトによる方法をとるなど配慮する。

「ホタルの景観」の特定基準

		ホタルの景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	「ホタルの景観」を阻害しない配置、高さ、規模とする。
	形態・意匠・色彩	素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。
		色彩	環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。
その他		駐車場は、視点場から見えない位置に配置する。また車のライトがホタルの生息域に投光しないものとする。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他	既存の樹木は、できるだけ保全する。 水流・水脈の断絶やホタルを育てている生態系に影響を及ぼすような、造成はおこなわない。 水路の付け替えなどで護岸を改修する際には、ホタルを含む動植物の生息環境に十分注意する。…図2
	物件の堆積		視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
外観照明・屋外照明			重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。
自動販売機			野立ての自販機は設置しない。

図2 ホタルを含む生態系を守る





### 3) まちなみと歴史的景観

#### (1) 歴史的まちなみ

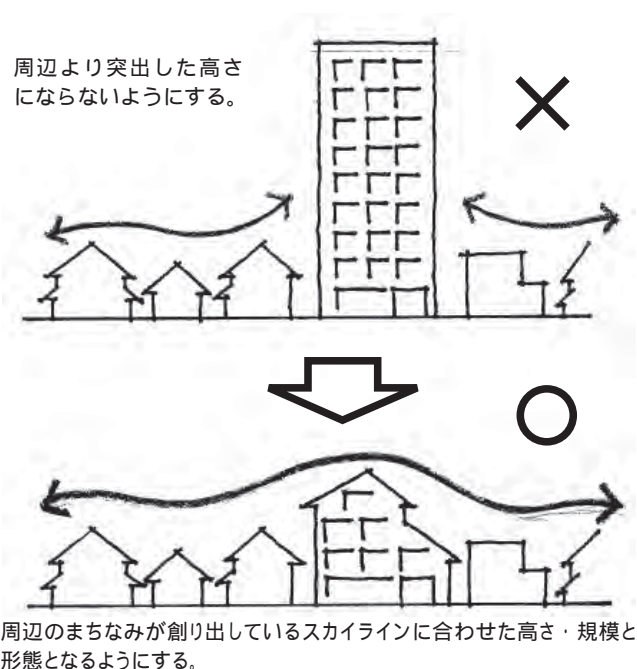
柳川藩の城下町として発展した柳川や、伝統的な町家建築が数多くの残る八女福島や黒木、旧街道沿いの宿場町として発展した羽犬塚や瀬高など、歴史的なまちなみを矢部川流域では今もなお見ることができる。また、山間部には伝統的な農家住宅や古くからの山村集落が数多く点在し、日本の原風景を見ることができる。海側には、有明海の漁港特有の河川の内陸に形成された舟溜まりと漁村集落が個性的な景観を創り出している。

重要景観	
まちなみ	黒木の町並み（黒木町）



黒木伝統的建造物群保存地区（黒木町）

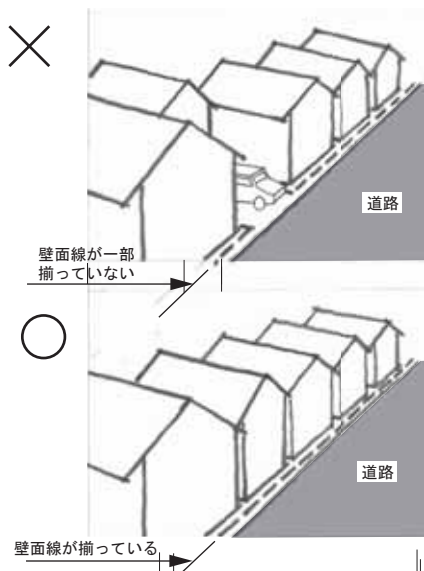
図1 まちなみのスカイラインに配慮する



「歴史的まちなみ」の特定基準

			歴史的まちなみ
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	歴史的まちなみのスカイラインを乱さない配置、高さ、規模とする。 ...図1 歴史的まちなみの壁面線に配慮した配置とする。 ...図2
		形態・意匠・色彩	歴史的まちなみと調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。
	屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。	
	設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	
	素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。	
	色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
	物件の堆積		資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
自動販売機			店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用し修景をおこなう。内蔵する照明は明るすぎないようにする。 ...図3

図2 まちなみの壁面線に揃えるよう配慮する



歴史的まちなみでは、通りに沿って一様に揃った壁面線がまち並みの統一感と落ち着きを醸し出している。

図3 自販機は周囲から目立たないようにする



歴史的なまちなみに配慮して、自販機の色を茶色く塗った事例

## (2) 歴史的建物

矢部川流域には、八女福島の町家建築に代表される居蔵造りの建物やくど造りと呼ばれる草葺・萱葺きをはじめとした農家住宅など、数多くの歴史的な建物を見ることが出来る。

歴史的な建物は、その地域の文化を表すと共に、親しみ深い景観を形づくっている。その多くは江戸・明治期に建造され、幾多の火災を免れ風雨にも耐えて現存する。こうした歴史的な建物を保全し、継承することにより、矢部川流域の個性ある景観形成の醸成へとつながる。

また、矢部川流域各地で盛んに行われる五穀豊穡の祭や水難・海難防止を祈願する行事などの多くは、神社・寺院で行われ、そのため、古くから地域、集落の中心的な存在となっていた。また、地域の人々に親しまれてきた。

これら歴史的建物の姿は、地域の歴史と伝統を伝えるものであり、周囲の景観やまちなみの骨格を示している。

重要景観	
建 物	松延家住宅（立花町）
	旧大内邸（立花町）
	男ノ子焼の里（立花町）
	山梶窩（さんしか）（筑後市）
	船小屋鉦泉場（筑後市）
	長田鉦泉場（みやま市）
神 社 ・ 寺 院	八女津媛神社（矢部村）
	大円寺（星野村）
	麻生神社（星野村）
	室山熊野神社（星野村）
	霊巖寺（黒木町）
	松尾弁財天（立花町）
	釜屋神社（黒木町）
	釜屋神社（立花町）
	清水寺（みやま市）
	水田天満宮（筑後市）
溝口龍門神社（筑後市）	

図1 正面が引き立つように配慮する

建物の正面性に配慮した意匠が望ましい。

周囲の建物は、鉦泉場の歴史的な赴きある景観と調和するよう伝統的な意匠形態とする。

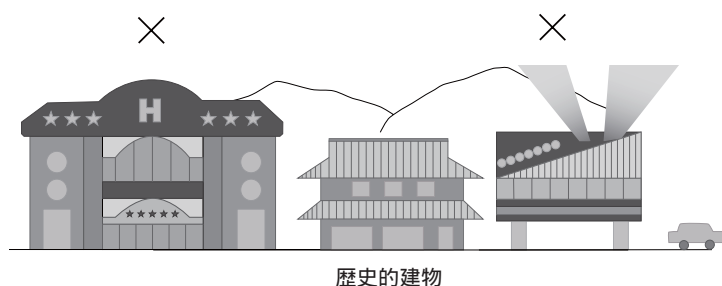


船小屋鉦泉場（筑後市）

「歴史的建物」の特定基準

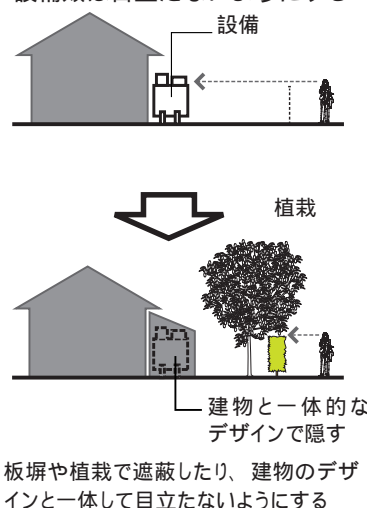
			歴史的建物
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	歴史的建物と調和する配置、高さ、規模とする。特に正面からは歴史的建物が引き立つよう配慮する。…図1 歴史的建物の背後に突出しない高さとする。
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
		大規模工作物	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	歴史的建物、神社・寺院と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。…図2
		屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。…図3
		素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。
色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		
外構・緑化	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
	物件の堆積		資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
外観照明・屋外照明			重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。

図2 伝統的な形態・意匠とする



歴史的な建物の周囲では、「協働して守り育てる景観」に配慮した配置・意匠形態となるようにする。隣接する建物は、歴史的建物と調和するよう高さを抑え、形態・意匠も伝統的な意匠とするよう配慮する。

図3 設備類は目立たないようにする



建物と一体的なデザインで隠す  
板塀や植栽で遮蔽したり、建物のデザインと一体して目立たないようにする



### (3) 歴史的構造物・史跡等

矢部川流域は、古代の早い時期から繁栄し、上流部の山地、中流平野部の田園、下流の干拓地では、矢部川の水運、利水を活かした文化や伝統産業が発達した。そうした文化や伝統産業とともに、歴史的な景観が数多くあり、今もなお人々の生活の中に根付いている。

特に矢部川を境に久留米藩と柳川藩との間で繰り広げられた水争いは、固有の歴史を物語っており、その中で築造された堰堤・廻水路は今もなお、代表的な歴史的景観を見せている。上流域の棚田の石垣や石橋などは、往時の石文化の面影を今に伝える貴重な景観となっている。一方、下流域においては、有明海沿岸の干拓の歴史を物語る堤防の遺構、条里遺構など歴史的景観が広がっており、都市化に伴い、その景観は埋もれつつあるが、流域が歩んできた歴史を今に伝える貴重な歴史的景観である。

また矢部川流域には、弥生時代より広大な平野を背景に、古代文化が発達した地域である。古墳時代には、北部九州一帯を傘下にした筑紫君が栄華を極め、多くの古墳や史跡が各地に残る。

こうした史跡は、地域の歴史を物語ると共に、良好な景観を形成する上での手がかりを示す。

重要景観	
石橋・木橋	古塚の石橋（星野村）
	南仙橋（黒木町）
	黒岩橋（立花町）
史跡	大杣公園（矢部村）
	懐良親王墓所（星野村）
	鷹取城跡（星野村）
	浦田古墳（立花町）
	大塚古墳（立花町）
	猫尾城跡（黒木町）
	権現塚（みやま市）
	石神山古墳（みやま市）
要川公園（みやま市）	
遺構	欠塚古墳（筑後市）
	千間土居遺構（立花町）
	矩手水門（みやま市）



南仙橋（黒木町）



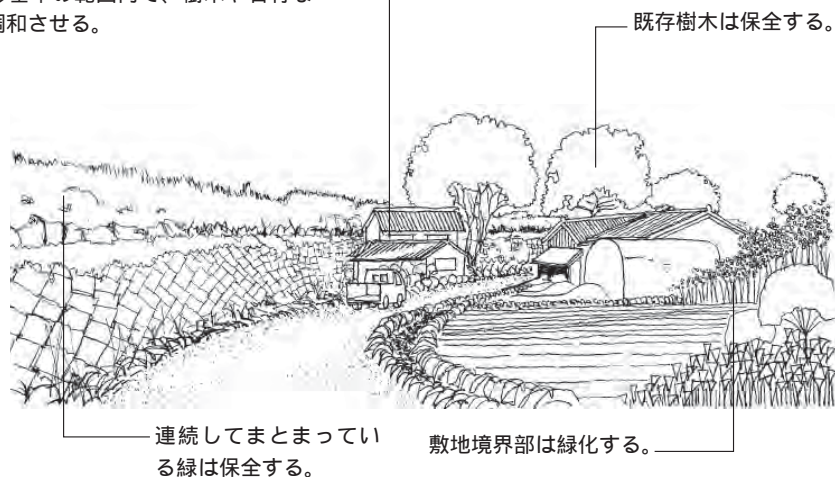
矩手水門（みやま市）

「歴史的構造物・史跡等」の特定基準

			歴史的構造物・史跡等
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	歴史的構造物が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置・高さ・規模とする。 ...図1
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	歴史的構造物が創り出している景観と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。
		屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
	外構・緑化	色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。
境界部の緑化		視点場側の敷地境界部は緑化する。 ...図1	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他	既存の樹木は、できるだけ保全する。 ...図1
	物件の堆積	資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	

図1 建物の配置には十分注意し、緑の保全に努める

隣接する建物の高さは、できるだけ低く抑える。  
色彩は環境色彩基準の範囲内で、樹木や石材など自然の色と調和させる。



連続してまとまっている緑は保全する。

敷地境界部は緑化する。

#### (4) 樹木

矢部川流域には、地域の景観に潤いを与えるクスノキ、エノキ、イチョウ、ビャクシン、樺などの大樹や老木が各地にあり、地域の人々に親しまれている。特に樺は、江戸時代から昭和初期にかけて、矢部川流域を含む筑後一円に植樹され、秋の紅く葉が色づく情景を今でも懐かしむ人は多い。

重要景観	
樹木	老松天満宮の大イチョウ（矢部村）
	八女津媛神社の権現杉（矢部村）
	小野小学校のケヤキ（星野村）
	桁山の樺の木（星野村）
	室山の大杉（星野村）
	小野神社の大銀杏（星野村）
	津江神社の大樟（黒木町）
	黒木の大藤（黒木町）
	千間土居のクスノキ林（立花町）
	中之島のクスノキ林（みやま市）
	天保古平家一本桜（みやま市）
	長田老松宮の大銀杏（みやま市）
	矢部川中流護岸のクスノキ林（みやま市、筑後市）



小野小学校のケヤキ（星野村）



津江神社の大樟（黒木町）



千間土居のクスノキ林（立花町）

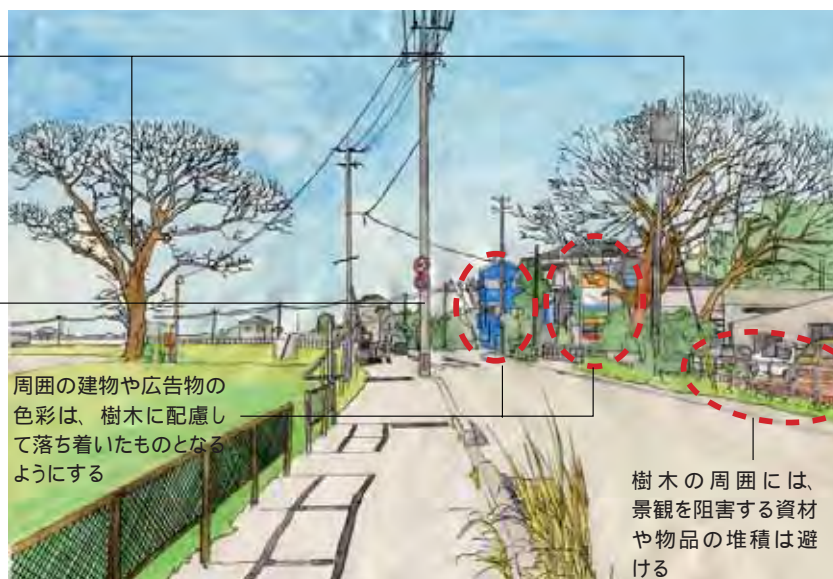
堤防の外側にもクスノキ林が成育している。

図1 人通りの多い道路からの見え方に配慮する

協働して守り育てる景観の対象となる樹木

樹木を引き立てるよう、電柱・電線の埋設について検討する

駐車場はその配置を検討し、やむを得ず視点場から見える場合は、生垣等で見えないよう修景する。周囲の看板や建物は、樹木の景観を阻害しないよう色・意匠などに配慮する。



周囲の建物や広告物の色彩は、樹木に配慮して落ち着いたものとなるようにする

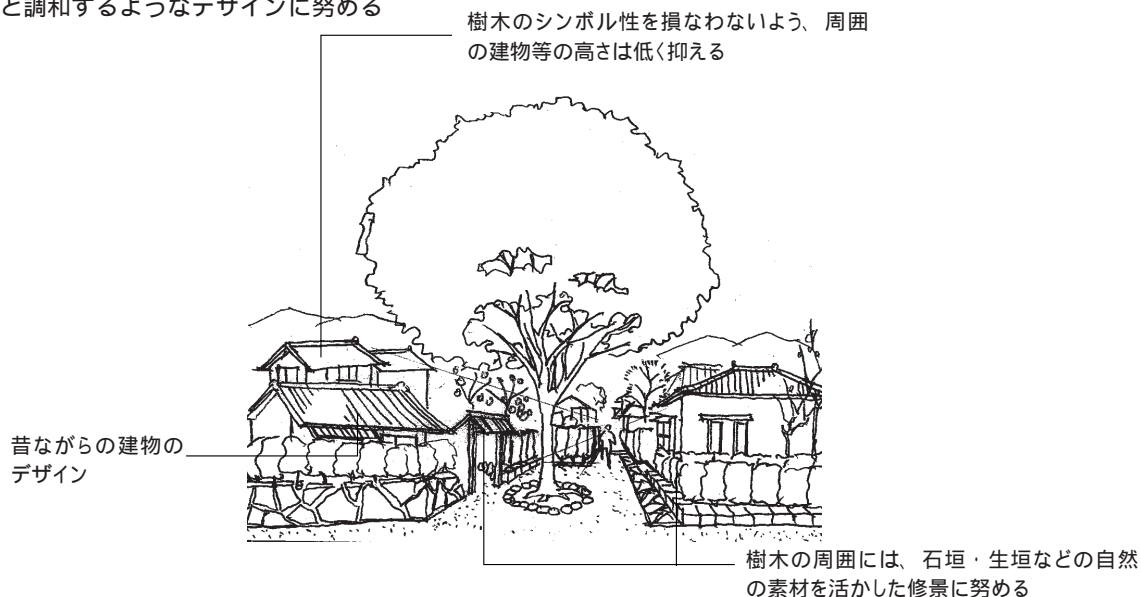
樹木の周囲には、景観を阻害する資材や物品の堆積は避ける



「樹木」の特定基準

			樹木
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	樹木が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置とする。 ...図1 主要な視点場から樹木を望見できるよう、周囲の建築物や工作物は高さを低く抑える。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	樹木が創り出している景観と調和するよう、立地する景域の特性を考慮し、地域の伝統的な形態・意匠に配慮する。 ...図2
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である樹木を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。
	外構・緑化	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。
その他		敷地内の緑化は、既存の植生に配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
	物件の堆積		資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。 ...図1
外観照明・屋外照明	照度の抑制		重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。

図2 樹木と調和するようなデザインに努める





#### 4) 四季の変化を楽しむ景観

##### (1) 祭り・イベント

多くの水難・海難を被ってきた矢部川流域では、自然災害から守る奉納が各地で行われている。また古くからの穀倉地帯でもあり、作付け前の祈願や秋の実りを祝う祭りなども盛んに行われている。こうした祭りや行事は、地域の伝統と文化を育んできた。近年では、地域の振興とまちおこしを目的とした納涼花火などのイベントが各地で行われ、新たな風物詩として、地域の魅力に加わっている。

##### (2) 四季の変化

自然が豊かで、農業・漁業・林業といった第一次産業が盛んな矢部川流域では、春の梅並木や桜並木や菜の花や秋の彼岸花や紅葉、冬の樹氷など自然が紡ぐ季節ごとの光景、そして春の田植えや秋の収穫、祝いの祭りや年始の行事など人の営みが織り成す四季折々の光景など、季節ごとに多彩な景観を目にすることができる。

重要景観	
祭 り	熊野神社追儺祭（鬼の修生会）（筑後市）
	大江幸若舞（みやま市）
	渡瀬の祇園祭（みやま市）
	大提灯・大人形（みやま市）
	久富盆綱曳き（筑後市）
	風流・はんや舞（星野村）
	星のまつり（星野村）
	水田天満宮稚児風流（筑後市）
	大杉公園祭・浦安の舞（矢部村）
	ドンキャンキャン・廣田八幡神社神幸行事（みやま市）
	宝満神社奉納能楽（みやま市）
	田代風流（黒木町）
四 季 の 変 化	八女津媛神社浮立（矢部村）
	黒木町民納涼花火大会（黒木町）
	みやま納涼花火大会（みやま市）
	真弓風流（みやま市）
	佐野浮流（みやま市）
	中原風流（みやま市）
	彼岸しだれ桜（みやま市）
	黒木町の矢部川の沿いの桜（黒木町）
	長田の矢部川沿いの桜（みやま市）
	日向神湖畔千本桜（矢部村）
	麻生池のアジサイ（星野村）
	麻生池のオグラコウホネ（星野村）
池の山公園のツツジ（星野村）	
矢部川の菜の花（みやま市）	
田植えの頃の棚田の景観（星野村、黒木町）	
春の茶園（黒木町、星野村）	
棚田に咲く彼岸花（星野村、黒木町）	
収穫の頃の棚田の景観（星野村、黒木町）	
山中溪谷の紅葉（黒木町）	
御前岳・釈迦岳の樹氷（矢部村）	



大江幸若舞（みやま市）



宝満神社奉納能楽（みやま市）



幸若舞が行われる大江天満宮の舞堂



宝満神社の境内



追儺祭（鬼の修生会）が行われる熊野神社（筑後市）

「四季の変化を楽しむ景観」の特定基準

			祭り・イベント / 四季の変化
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	主要な視点場から見て、祭り・イベントの舞台や祭事を四季折々の風物への景観を阻害しない、調和を乱さない配置、高さ、規模とする。 ...図1
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	祭り・イベントの期間に設置される舞台との調和を図る。 ...図1
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である祭り・イベントを引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
外観照明・屋外照明		照度の抑制	重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。

注) 四季の変化については特定基準は適用しない。

図1 祭り・イベントの舞台と周辺との調和

舞台小屋とともに社殿・社寺林が一体的な景観を形成している。仮設の演台・演舞堂がある為、平時の時との景観に配慮し、修景を行う。



祭りの舞台となっている境内の修景・整備

## 5) 連続した景観

### (1) 流域内外をつなぐ主な道路景観

流域の内外をつなぐアクセス道路や流域内を周遊する主な道路から見る景観は、多くの人々の目に触れることが多く、連続した良好な景観を保全・整備し、演出することにより、地域の個性や魅力をアピールすることができる。

### (2) 矢部川・星野川沿いに連続する景観

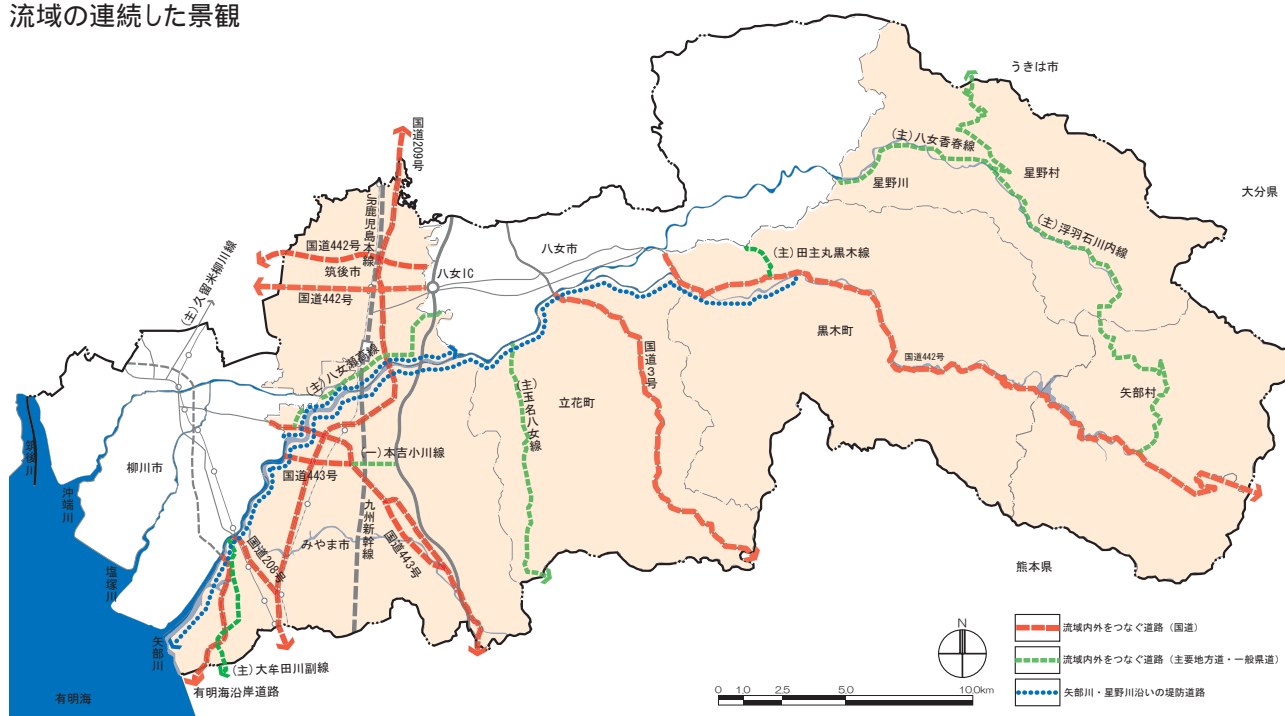
矢部川流域には、上流・下流を問わず支流、用水路、掘割・クレーク等の水系が広がっており、水に関わる景観は各地にある。その中でも、流域を代表する河川景観は、本流である矢部川と、多くを自然景観の中を流れ清流を湛える星野川である。

重要景観	
道 路	国道3号
	有明海沿岸道路
	国道208号
	国道209号
	国道442号
	国道443号
	(主) 玉名八女線
	(主) 大牟田川副線
	(主) 八女香春線
	(主) 浮羽石川内線
	(主) 田主丸黒木線
	(主) 八女瀬高線
	(一) 本吉小川線
	矢部川・星野川沿い堤防道路
河 川	矢部川
	星野川

(主)：主要地方道

(一)：一般県道

流域の連続した景観



「連続した景観」の特定基準

			流域内外をつなぐ主な道路景観 / 矢部川・星野川沿いに連続する景観
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	周辺の景観や背景となる景観と調和するような配置とする。
	形態・意匠・色彩	設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		色彩	環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化	境界部の緑化	大規模な壁面や工作物が通りに露出する場合は、敷地境界に緑化あるいは修景を施す。 ...図1
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他	既存の樹木は、できるだけ保全する。
外観照明・屋外照明		照度の抑制	周辺の自然景観・田園景観等に配慮し、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。



国道 443 号の道路景観 (みやま市)

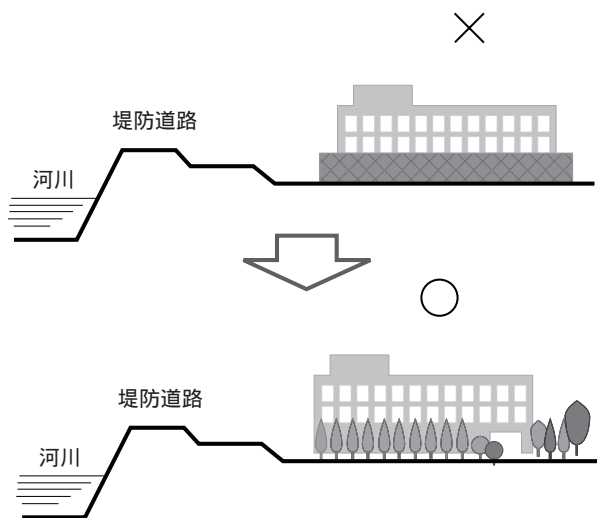


国道 442 号バイパスの道路景観 (筑後市)



矢部川中流

図 1 敷地境界部は積極的に緑化する



敷地境界には、周辺の自然景観・田園景観と調和するよう、生垣・樹木等による緑化を施す。



【別紙】環境色彩基準

1) 基本的考え方

立地する場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建物、自然環境と調和する色彩とする。

原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。

群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセント）は認める。

2) 環境色彩基準（案）：日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

	景域	部位	色相	明度	彩度	
建築物	山、谷あい、 河川、まち（矢部村・星野村）	外壁基調色	7.5R ~ 2.5Y	7.5以下	4.0以下	
			無彩色（N）	7.5以下		
			上記以外の色相	7.5以下	2.0以下	
		屋根色	2.5GY ~ 7.5BG	7.5以下	4.0以下	
			無彩色（N）	7.5以下		
			上記以外の色相	5.0以下	2.0以下	
	丘、田園、 掘割・クリーク、 干拓地	外壁基調色	有彩色	-	4.0以下	
			無彩色（N）	-		
		屋根色	有彩色	7.5以下	4.0以下	
			無彩色（N）	7.5以下		
		まち （矢部村・星野村を除く）	外壁基調色	有彩色	-	6.0以下
				無彩色（N）	-	
屋根色	有彩色		-	4.0以下		
	無彩色（N）		-			

外壁各面の4/5は、基調色の基準に適合した色彩とする。

	景域	色相	明度	彩度
工作物	山、谷あい、河川	全て	7.5以下	4.0以下
	丘、田園、掘割・クリーク、干拓地、まち	全て	-	4.0以下

3) 適用除外

計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。

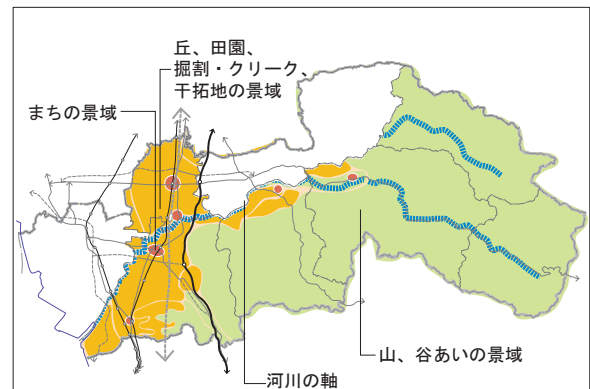
自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。

橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。

工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの。

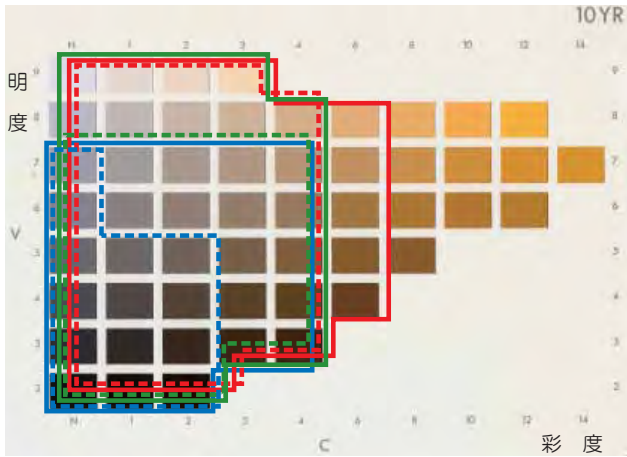
地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの。

適用範囲

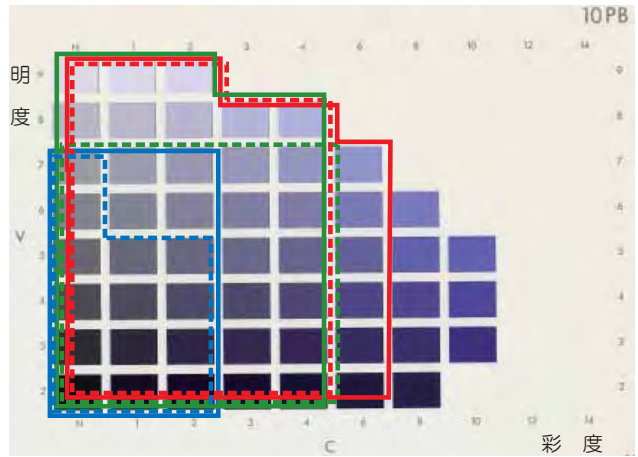


(参考) 建築物の色彩基準の範囲

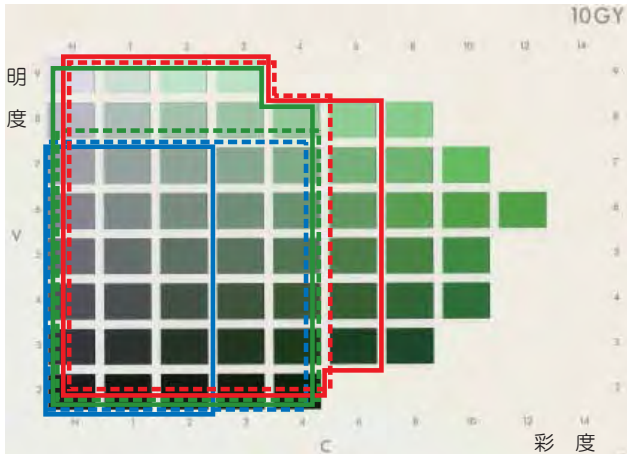
■ 7.5YR (赤系) ~ 2.5Y (黄系) の色相



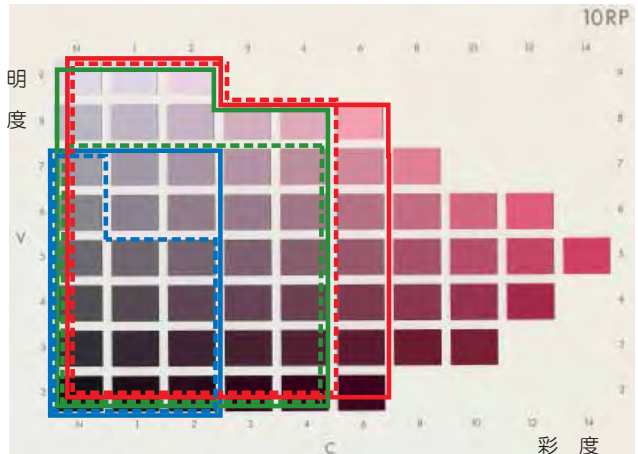
■ 紫系の色相



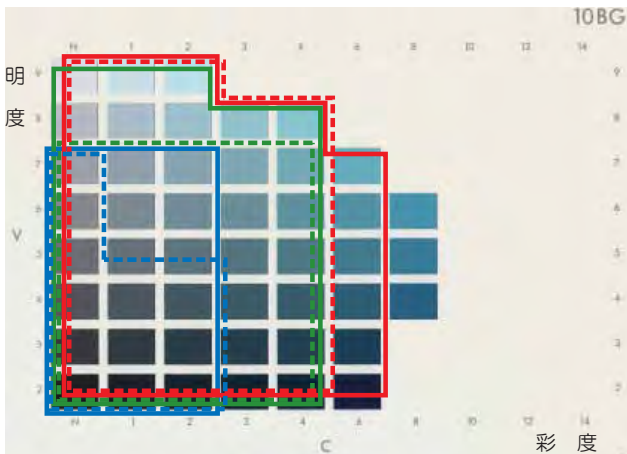
■ 2.5GY (黄緑系) ~ 7.5BG (青緑系) の色相



■ 赤紫系の色相



■ 青系の色相



- 山・谷あい・河川・まち (矢部村・星野村) の外壁
- 山・谷あい・河川・まち (矢部村・星野村) の屋根
- 丘・田園・掘割クリーク・干拓地の外壁
- 丘・田園・掘割クリーク・干拓地の屋根
- まち (矢部村・星野村を除く) の外壁
- まち (矢部村・星野村を除く) の屋根

(注) ここで使用しているカラーチャート (色見本) は、「財団法人日本規格協会」発行 (監修: JIS 色票委員会、製作: 財団法人日本色彩研究所) の「JIS 標準色表-光沢版-」を使用している。

(参考) 環境色彩基準を守った場合と、守らなかった場合のイメージ

平坦地：守った場合



平坦地：守らなかった場合





山間地：守った場合



山間地：守らなかった場合





## 4章 協働して守り育てる景観の保全・整備

### 4.1 矢部川流域の歴史、文化を物語る建造物

#### 1) 指定方針

- ・矢部川流域には次のような歴史、文化、自然を物語る上で欠かせない建造物が、数多く存在し、その中には景観上重要な価値あるものもある。

矢部川流域固有の歴史を物語る建造物

八女津媛神社（矢部村） 釜屋神社（黒木町、立花町）

矢部川の名工達の技を今に伝える建造物

南仙橋（黒木町）

矢部川の治水・利水の歴史を物語る建造物

堰と廻水路：花巡・三ヶ名・馬渡、黒木・込野（黒木） 惣川内（黒木町・八女市）、唐ノ瀬（立花町）

地域の歴史や伝統、文化を感じさせる建造物

男ノ子焼の里（立花町） 船小屋鉱泉場（筑後市） 長田鉱泉場（みやま市）

地域で育まれてきた伝統芸能や祭事の舞台となっている建造物

麻生神社（星野村） 溝口竈門神社（筑後市） 大江天満宮（みやま市） 宝満神社（みやま市）

- ・こうした建造物をリスト化したデータベースを作成する。
- ・地元や矢部川流域景観協議会等での協議が整ったものから、所有者等の意向を確認した上で、順次「景観重要建造物」として指定する。

### 4.2 地域に親しまれてきた樹木

#### 1) 指定方針

- ・矢部川流域には次のような永い年月の間、集落のシンボルとして地域住民に親しまれてきた樹木が、数多く存在し、その中には景観上重要な価値あるものもある。

地域のランドマークとなっている樹木

小野小学校のケヤキ（星野村）

矢部川の水争いの歴史を物語る樹木

千間土居のクスノキ林（立花町） 筑後広域公園・船小屋周辺の樹木（八幡神社のクス林・津島水天宮のクスノキ・若宮神社のクスノキ・エノキ・イチョウ・主要地方道八女瀬高線沿いのエノキ・船小屋温泉郷の桜並木（筑後市）） 矢部川護岸の桜並木（みやま市）

地域固有の歴史を物語る樹木

朝鮮松原（みやま市） 天保古平家一本桜（みやま市）

地域に潤いと憩いを与える樹木

日向神ダムの千本桜（矢部村）

- ・こうした樹木をリスト化したデータベースを作成する。
- ・地元や矢部川流域景観協議会等での協議が整ったものから、所有者等の意向を確認した上で、順次「景観重要樹木」として指定する。

### 4.3 広域的な景観形成に重要な公共施設

#### 1) 指定方針

道路、河川、公園等の公共施設は、流域の内外を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して与える影響も大きい。そのため、矢部川流域にある公共施設の内、次のような広域のかつ重要な施設については、「景観重要公共施設」として指定する。また、周辺の土地利用や景観との調和を図り、施設周辺を含めた良好な景観形成を誘導する。

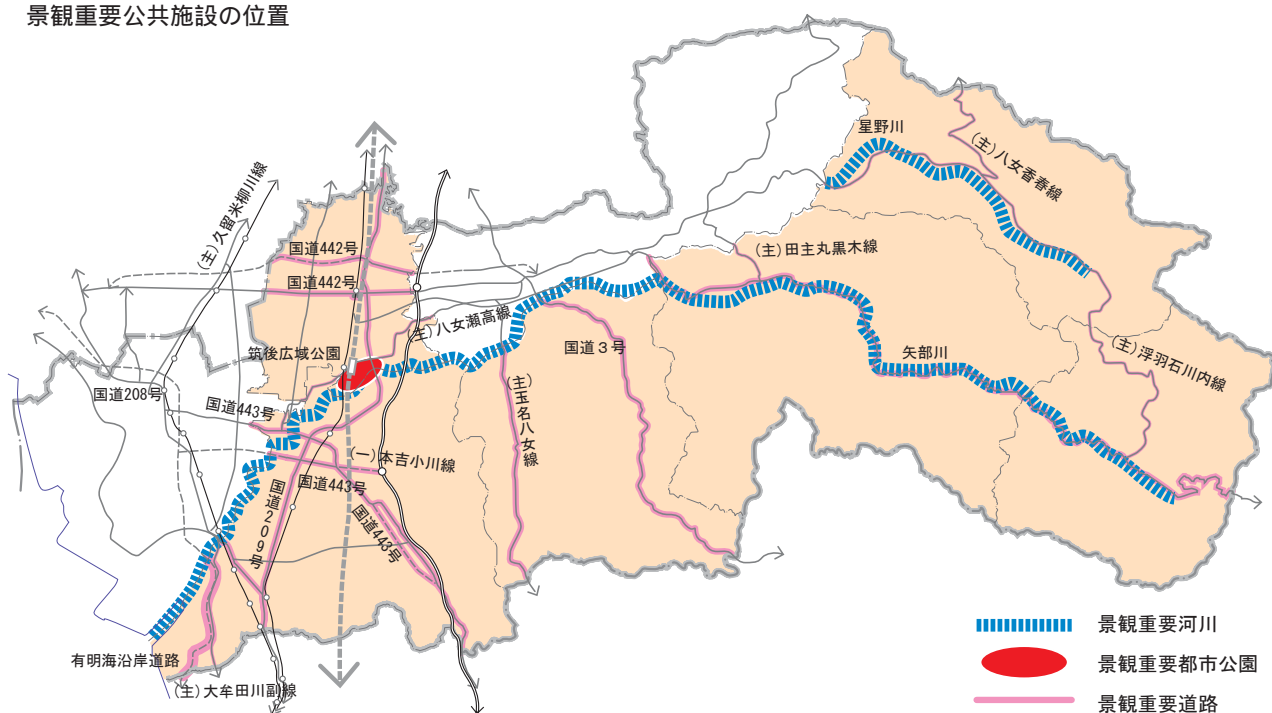
広域景観の骨格となっている河川  
流域内外をつなぐ主な道路  
多くの人々が利用し、流域の拠点となる都市公園

#### 2) 景観重要公共施設

景観重要公共施設を以下の通りとする。

- ・ 景観重要河川：矢部川、星野川
  - ・ 景観重要都市公園：筑後広域公園
  - ・ 景観重要道路：国道3号、有明海沿岸道路、国道208号、国道209号、国道442号、国道443号、(主)玉名八女線、(主)大牟田川副線、(主)八女香春線、(主)浮羽石川内線、(主)田主丸黒木線、(主)八女瀬高線、(一)本吉小川線
- (主)：主要地方道  
(一)：一般県道

景観重要公共施設の位置



### 3) 景観重要河川：矢部川・星野川

矢部川・星野川は、豊かな自然景観そのままに清らかな清流を湛え、流域の骨格的な景観を形成している河川である。そのため、矢部川・星野川においては、「矢部川水系河川整備基本方針」と今後策定される「矢部川水系河川整備計画」及び、以下の整備方針に基づき、良好な景観を形成する。

#### (1) 整備方針

周囲の自然環境やこれまで培われてきた営みとの調和を図りながら、良好な河川景観を形成するため、矢部川・星野川の施設整備にあたっては、以下に配慮する。

地域に親しまれ矢部川特有の歴史的景観を創り出してきた井堰、石橋・樹木等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努める。

地域に親しまれているホタルや貴重な生物が生息する箇所については、その生態系に配慮する。

自然公園や緑豊かな森林・樹林に接する箇所については、その自然環境との調和に配慮した意匠、形態、色彩となるように努める。

多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、可能な限り親水性の自然河川利用の促進に配慮する。



星野川（八女市北川内公園）



矢部川（右岸の柳川市側から東方を望む）

### 4) 景観重要都市公園：筑後広域公園

筑後広域公園は、矢部川中流に位置し、筑後市とみやま市にまたがる面積約200haの県営公園として整備が進められており、多くの人々が利用し、流域のシンボルとなる公園である。そのため、筑後広域公園においては、筑後広域公園の基本方針及び以下の整備方針に基づき、良好な景観を形成する。

#### (1) 整備方針

矢部川の治水・利水の歴史を尊重しながら、流域の拠点にふさわしい良好な景観を形成するため、筑後広域公園の施設整備にあたっては、以下に配慮する。

地域に親しまれている矢部川沿いの楠林や築堤など矢部川固有の歴史的価値に配慮する。

流域の自然環境や多様な生態系を育んでいる矢部川の水環境や水の循環を維持・保全する環境づくりに努める。

古くから地域の多くの人々に親しまれている清水山や筑肥山地の山並みへの眺望に配慮する。



筑後広域公園



筑後広域公園

## 5) 景観重要道路

流域の内外をつなぐアクセス道路や流域内を周遊する主な道路から見る景観は、多くの人々の目に触れるため、この道路からの連続した良好な景観を保全・整備し、演出することにより、地域の個性や魅力をアピールすることができる。そのため、市町村を越え、つながる道路においては、以下の整備方針に基づき、良好な景観を形成する。

### (1) 整備方針

連続した道路景観において、矢部川流域に広がる地形や大自然とのつながりを感じる景観を形成するため、景観重要道路の施設整備にあたっては、以下に配慮する。

景域ごとの景観特性に配慮した、形態・意匠、色彩とすることとし、連続性のある区間では同一の規格・仕様となるように努める。

広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることなく、道路景観の連続性（シーケンス景観）に配慮する。

矢部川・星野川に架かる橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望ましい場合があるため、地域住民やNPO、地元市町村等との合意形成に努める。



有明海沿岸道路



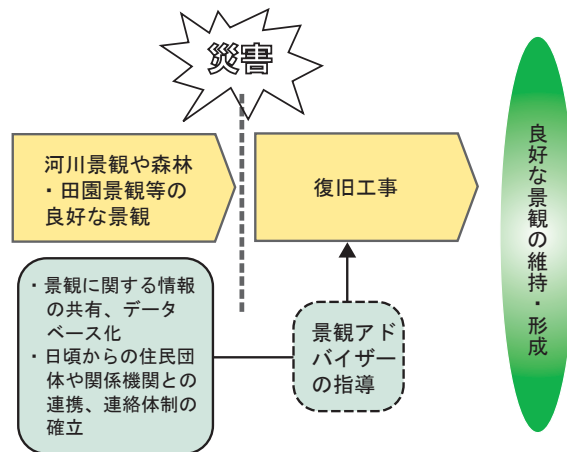
整備された筑後市の道路



## 6) 災害復旧に備える配慮事項

大規模な災害後の復旧工事によって河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、緊急時あるいは応急復旧を除き、景観に配慮した対応が必要である。そのため、日頃から地域住民が景観に関する情報を共有し、従前の景観情報を参考としながら、良好な景観形成を進める。特に、住民および地域団体や関係機関が日頃から復旧時にも対応できる連絡体制を整える。

また、従前の情報を活用できるよう、日頃から住民および地域団体や関係機関の連絡体制の整備に努める。



## 4.4 屋外広告物の景観誘導指針

屋外広告物は、場所やサービスなどの様々な情報を提供したり、企業や商品の広報媒体として消費行動を促進したりするなどの社会的経済的役割を担っているだけでなく、まちの活気や賑わいの創出にも大きく役立っている。同時に、屋外広告は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える重要な要素の一つでもある。

街なかや幹線道路及び沿線、観光地等の人通りが多いところでは、特に多くの屋外広告物を目にするが、近年、過剰な大きさや派手な色彩の屋外広告物が周辺のまちなみや景観に馴染まない状況が生じてきている。また、郊外の幹線道路沿いには、大型店舗や娯楽施設が立地し、それらによって創り出される景観は、全国どこに行っても同じようなまちなみとなりつつある。このような状況が続くと、屋外広告物が無秩序に氾濫し、自然の風景や都市の景観が損なわれ、地域の特色の喪失につながるおそれがある。

一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあり、こうした取り組みを広げていくことが良好な景観形成には不可欠である。

そこで、これまでの景観形成の目標および基本方針に基づき、矢部川流域の個性や魅力の保全・創出を図るため、建築物等とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物についても、福岡県屋外広告物条例等でその表示及び設置に関し必要な事項を定め、良好な景観形成への誘導をおこなっていく。

### 1) 基本方針

流域を周遊できる主要な道路や河川沿いなどを移動していくと、山並みや田園、川面の連続した景観をはじめ、歴史文化に彩られた景観が数多く点在している。これらは、地域住民にとって身近で大切な風景であるとともに、訪れる人々にとっても流域のイメージを与える重要な要素となっている。

これらの景観を阻害しないための、屋外広告物の表示又は設置に関する基本方針を以下のとおりとする。

主要な道路及び河川沿いから見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。

歴史的なまちなみや建造物、樹木などの重要な景観資源の周辺では、その景観資源が醸し出す趣を損ねないよう表示又は設置位置に配慮する。

非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配慮する。

山間部や谷あいでは、人工物が目立ちやすく自然との調和を損ねるおそれがあるため、広告物は最小限の大きさに留め、落ち着いた色彩となるよう配慮する。屋外広告物の夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。

市街地や街なかでは、賑わいや潤いの創出とともに、まちなみや背景との調和を図り、屋外広告物が過大・過剰とならないようにする。

## 2) 景観誘導指針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示又は設置に関する景観誘導指針を次のとおり定める。許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限を定めるものとする。

屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の面積、高さは必要最小限とする。

屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。

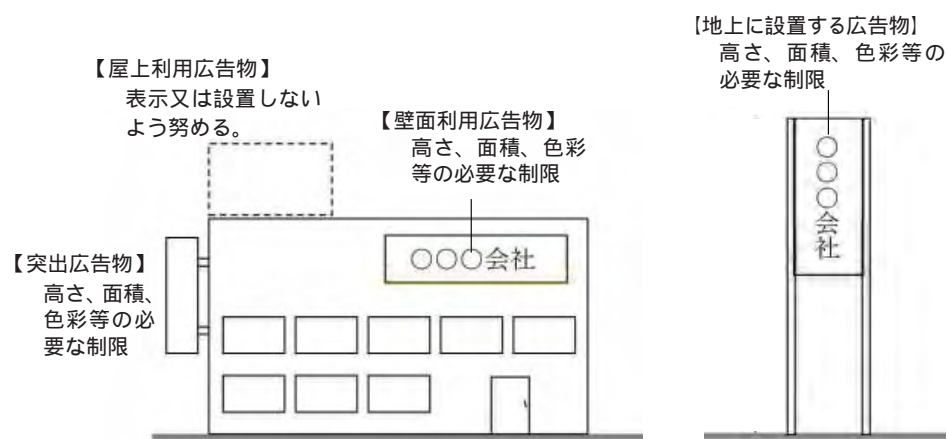
主要な交差点などに案内表示を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。

動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないよう努める。

屋上広告物は、スカイラインを乱さないよう表示又は設置しないよう努める。

野立て看板が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにする。まちなみの景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。

「有明海沿岸道路」については、現行基準で禁止地域となっている九州自動車道と同様、展望に配慮する道路として位置づける。



#### 4.5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

矢部川流域には、山間部に多く点在する棚田や丘陵部に広がる茶園、中・下流に広がる広大な田園、矢部川沿いに設けられた井堰や廻水路、下流低地で独特な水利システムを育んできたクリークなど、農業を基盤とする営みにより、良好な景観が形成されてきた。そうした農業を基盤とする景観の保全・創出は、地域の特性に即した農業の振興施策とともに取り組む必要がある。

また山間部等での高齢化、過疎化、及び後継者不足、市街地周辺や郊外部における混住化、土地利用の混在化といった地域社会の変化により、営農環境は厳しい状況下に置かれており、良好な景観を形成していく上で、そうした課題への対応が求められている。

このような中、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村がこの矢部川流域景観計画に基づいて、「景観農業振興地域整備計画」を策定する場合には、県は当該市町村を支援していく。



狸穴の棚田（星野村）



山間の集落（黒木町）



棚田の修復作業（黒木町）



麦秋の景観（筑後市）



## 5章 景観づくりの活動の推進

### 5.1 景観づくりの啓発・継承活動

景観づくりは地域住民の意識や日常生活と直接、関わっている。従って、より多くの住民や事業者が景観に関心を持ち、日常生活に関わる身近な活動を入り口として、景観づくりに取り組む人が少しずつ増えれば、地域の景観は確実に向上する。そのため、イベントや講習会、コンテストなどで、景観づくりへの関心を高め、NPOや地域団体が行う活動への参加を促すなど、景観づくりの啓発活動を行う。

また、景観に対する意識の向上や活動の推進のために、学校や公民館などと連携し、学校教育、生涯学習、環境学習など様々な場面を通じて、子どもたちなどへの環境や景観の学習機会を提供し、次世代への継承活動を進める。

#### 活動1 景観コンテストと表彰制度

地域住民や地域団体・NPO等が主体となって、矢部川流域の良い景観、親しみ深い景観、将来に残したい景観などを募集し、表彰する景観コンテストを実施する。募集する部門は、写真、絵手紙、絵日記、標語・川柳など幅広く設定し、できるだけ多くの人に参加できるように工夫する。こうした地域主体のコンテストによる良好な景観の掘り起こしが、景観づくりには重要である。

また、景観コンテストでの表彰の他に、地域での景観づくりに寄与する人物・団体等への表彰もおこない、景観への関心を高め、日頃から景観へ配慮することは地域のマナーであることを定着させる。



平成17年に行われた「よかのや、筑後ん、こん景色」景観コンテストでの作品展示の様子

#### 活動2 景観まちづくり学習

学校において、景観をテーマとした総合学習などを行うことにより、幼少期から景観への意識を醸成する。将来、景観づくりの積極的な担い手となるよう、実際のまちなみ見学や、様々な祭・行事への参加、様々な伝統産業の技術体験などできる機会づくりなどを積極的に進める。



## 5.2 地域マネジメントによる景観づくり活動

きめ細かな景観づくりを推進するためには、行政が主体的に担う規制・誘導方策とともに、地域住民・団体が自ら地域の景観を把握し、守る活動が重要となっている。そこで、地域住民主体による「景観パトロール」や「景観フィールドワーク」などを推進し、様々な景観情報を収集し、データベースとして情報の共有化を図る。また、これらを災害復旧や地区レベルでの景観づくりに役立てていく。

### 活動3 地域住民主体の景観パトロール

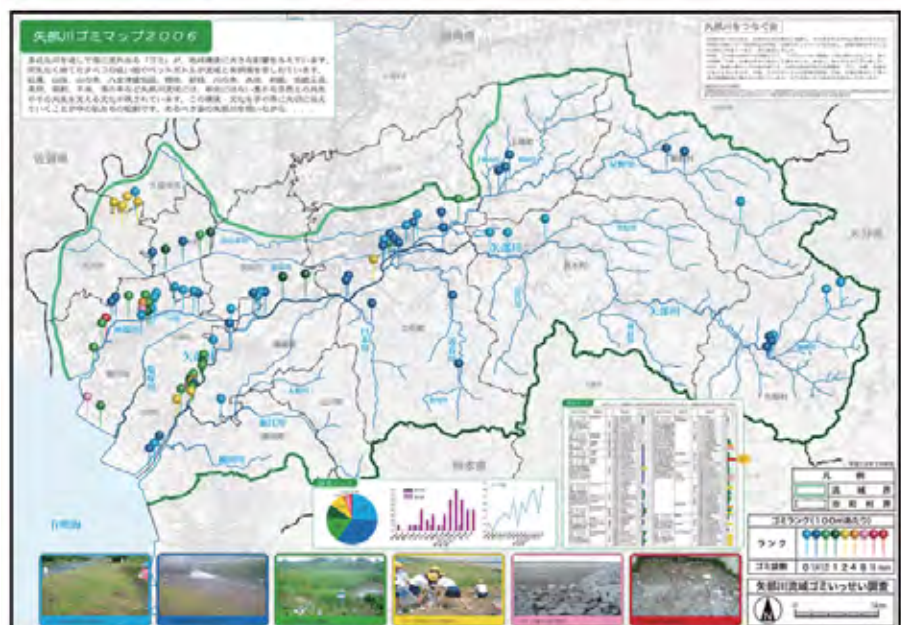
景観ルールの実効性をもたせるためには、地域の自立的な管理による景観づくりが必要であり、地域住民が主体的に行う景観パトロール、監視が重要かつ有効な手段として期待される。

景観パトロールの対象として、違法広告物、景観上重要な資源に対する破損・破壊行為、河川や水路、田畑や山林へのゴミの不法投棄、景観や環境へ悪影響を及ぼす資材・物品の堆積などがあげられる。こうしたパトロールは、各地で行われている「河川清掃」、「まち歩き」、「ウォーキング」などのイベントと連携したり、小・中学校の社会学習の一環で実施するなど、様々な人々の参加を促すことで、より多くの人々が地域の実情を知り矢部川流域の素晴らしい景観を知る機会が増えるなどの相乗効果が得られる。

#### 【活動事例】 矢部川をつなぐ会の「ゴミいっせい調査」

矢部川の水の恵みに感謝し、その恵みを次世代に継承するために流域で活動している団体及び行政・企業のネットワークを形成し、実践活動を行うことを目的としている「矢部川をつなぐ会」では、年に1度、矢部川流域の「ゴミいっせい調査」を実施し、ゴミマップを作成するなど、ゴミのない川づくりや水質の改善などに取り組んでいる。

#### 矢部川流域ゴミマップ



#### 活動4 重要な景観資源のリスト化と景観情報のデータベース化

矢部川流域において、地域に親しまれてきた良好な景観資源を、地域住民およびNPO等が中心となってリスト化し、景観に関する様々な情報を収集しデータベース化する。

リスト化された景観資源は、矢部川流域全体で、住民、地域団体・NPO、県、流域の市町村、国の関係機関等が協働して良好な景観の維持・形成を図ることを目指す。

重要な建造物や樹木等の有形なものに加え、祭りや行事、時間や気象の変化による移ろいの景観等の無形なもの、矢部川流域の伝統産業や地域の慣習・慣例に根ざした「生活景」についても、幅広くリスト化を行っていく。そうしたリスト化をおこなうことにより、景観資源の価値を高め、維持・保全の増進を図る。

リスト化とあわせて、景観資源の様々な情報をデータベースとして整備し、災害後の復旧工事における基礎資料や、消失の恐れがある資源の記録作成、景観づくりの啓発・広報活動への情報提供を行う。



風流・はんや舞（星野村）



山中溪谷の紅葉（黒木町）



かすりの里（筑後市）



木蠟づくり（みやま市）



経済産業省の近代化産業遺産の認定プレート



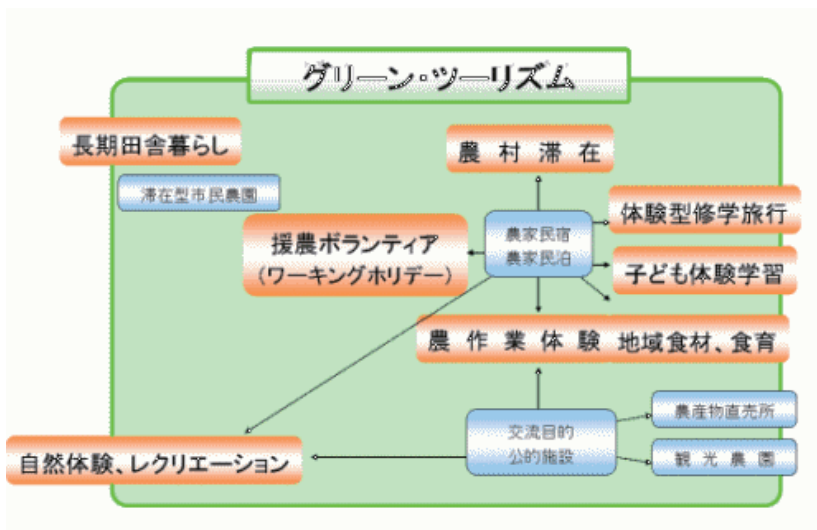
### 5.3 営みの景観を支える活動

矢部川流域において、農林漁業をはじめとした生業が創り出した「営みの景観」は特徴的な景観のひとつである。これらの景観は、農林漁業や工芸品加工などの産業によって培われてきた景観であり、これらの産業が日常的に営まれることによって維持されている。そのため、棚田の保全、耕作放棄地や荒廃林の活用、地場産材のブランド化などによる活性化や、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどによる都市と農村の交流を推進する。

#### 活動5 棚田の保全

地域の農業従事者やNPO等と連携して、保全・維持すべき棚田を一体的に管理する取り組みを推進する。また、棚田の石垣の補修・整備にあたっては地域住民等と連携し、講習会を開催するなど技術の継承に努める。

上記のような、棚田を保全・管理する取り組みや、交流事業を実施する主体として、流域で活動する公益法人やNPO等の団体を景観整備機構に指定する。



#### グリーンツーリズム

グリーンツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動とされている。同様なものとして、エコツーリズムがあり、環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）としている。自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動に、観光という余暇活動が加わり、さらにその環境を維持している地域への還元があって初めて理想的なエコツーリズムになるというもの。

#### 活動6 耕作放棄地の活用

耕作放棄地については、市町村や農業委員会、JA、土地改良区などと連携して、担い手への農地の利用集積による営農再開を推進する。またNPOやボランティア、地域住民等の活動との連携や景観整備機構の支援により、耕作放棄地の市民農園としての活用や、菜の花・コスモス・ヒマワリなどの景観作物等の栽培を行うなど、農地の保全を図るとともに、観光などへの活用を進める。



## 活動7 荒廃林や竹林の活用・管理

「里山オーナー制度」や「竹林オーナー制度」などの活用により、荒廃林や管理されていない果樹園・竹林の維持・管理体制づくりを進め、不要木の伐採、間伐などの定期的な手入れ等を行う。

荒廃林の活用に加え、原生林や天然林の保全とともに、管理の行き届かない人工林や風倒木被害地などの荒廃地については、積極的に広葉樹等の植林を行う。活動は、外部からのボランティアの参加をはじめ、上下流域の交流の場として、多くの人々が参加できる仕組みづくりを進める。

### 【活動事例】立花町竹林オーナー制度

立花町では、竹林資源を有効に活用し、町と貸し付け協定を結んだ竹林を一定の区画ごとに広く開放することで、施業体験を通して地域住民と都市住民との交流を図り、地域の活性化と竹林の整備促進に取り組んでいる。



立花町竹林オーナー制度の竹林とパネル

### 【活動事例】山村塾

山村塾は、都市と農山村の人々が協働して農作業や山仕事を行うことで、安全で安心な食べ物や水や空気を育む山村の自然を守ることを目指して、黒木町を活動拠点として「里山ボランティア登録制度」などをおこなっている。



山村塾の活動（里山ボランティア、棚田の石垣修復）

## 活動8 矢部川流域の地域ブランドの創出

観光協会や商工会、業界団体、事業者等と連携して、矢部川流域の自然、歴史等の資源を活用した新たなツアーの開発や、米・お茶・果物・鮎などの豊かな農水産物の加工食品等の開発などを進め、共通のロゴマークやキャッチフレーズを用いたイベント等のPR活動を行い、「矢部川」ブランドを創出する。

また、果樹園や竹林の生産物（たけのこ、竹細工、竹炭、竹チップなど）を流通させる仕組み（販路開拓）を構築し、地産地消等の取り組みと連携し、果樹園や竹林の活用を進める。

### 【活動事例】 櫨の植林活動による地域循環型の景観モデル事業

「木蠟の里みやまキャンドルナイト実行委員会」では、矢部川流域特有の歴史的特徴を持つ景観づくりを進めるために、櫨の植林を積極的に進め、さらに櫨蠟を活用した産業の活性化やイベント等の開催により、商工業や観光の活性化を進めている。



木蠟の里みやまキャンドルナイト

## 活動9 景観資源を活用した観光の活性化

過疎化や高齢化が進む現在、矢部川流域での様々な活動には都市部をはじめ外部からの人々の参加や応援が不可欠であり、流域全体で良好な景観や景勝地を保全・継承していくために、地域内外の多くの人々に歴史的な背景や魅力を理解し、体験してもらう。

観光協会や商工会、NPO、地域住民が連携しながら、観光ボランティアガイド（ネイチャーガイド）の育成や観光資源の発掘を進め、各資源のネットワーク化を推進する。

さらに、観光やイベントでの来訪から長期の滞在や様々な活動の体験してもらい、積極的に都市部と農村の交流を推進する。今後、風流等の伝統的祭り・行事やホテル・シャクナゲ・御前岳の樹氷などを対象としたエコツーリズムの実施、棚田を活用した農業体験実習、矢部川が誇る自然環境を大学等の研究機関にフィールドとして提供するような取り組みを進める。

## 5.4 歴史的景観を支える活動

矢部川流域の遺跡や遺構、歴史的建造物などは、往時の生活や文化、伝統様式を今に伝えるものとして貴重な資産である。これらの歴史的な資産によって形成される景観を後世に継承するとともに、その価値や意味を多くの人々が理解し、活用できるような取り組みを推進する。

### 活動 10 伝統的な建築様式の普及・継承

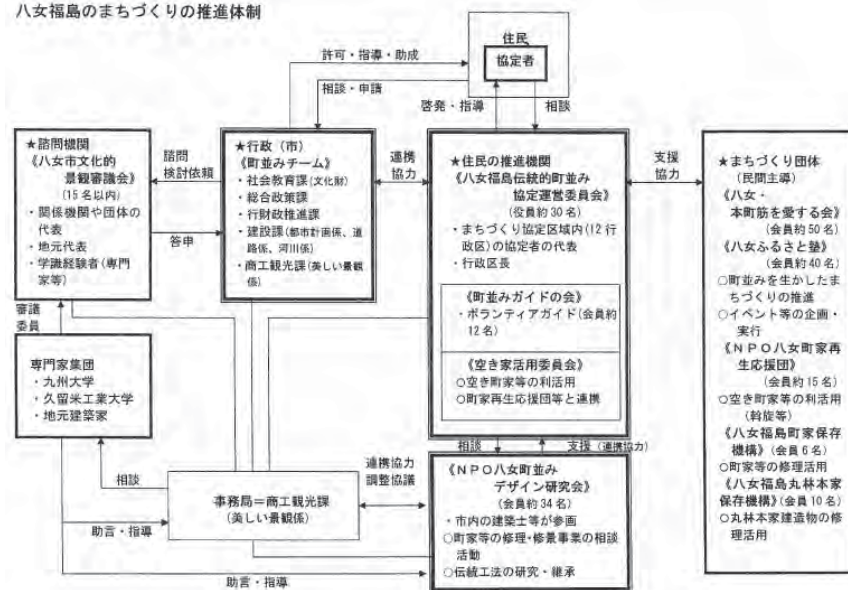
流域全体で伝統的な建築様式をもった建築物、民家住宅などの普及を進めるために、NPO や建築士会等の支援を得ながら景観重要建造物等の保全・再生を行う。

伝統的な建築様式の建築物の普及などとともに、建築士会や各種団体とともに流域全体で職人等の人材の活躍の場を広げていく。

#### 【活動事例】八女福島のまちづくり

伝建地区をもち地域ぐるみで景観づくりに取り組んでいる八女福島では、民間団体の活動が活発である。伝建地区のまちづくりを主体的に担う「八女福島伝統的町並み協定運営委員会」、伝統的町家の空き家の有効活用を担う「NPO八女町家再生応援団」、八女福島の意匠を大切に技術等の継承を目的している「NPO八女町並みデザイン研究会」などの団体が多数活動している。

八女福島のまちづくりの推進体制



### 活動 11 歴史的な史跡、老朽建築物・空き家等の活用・管理

歴史的な史跡、遺構により形成される景観の保全・形成に向け、歴史等の価値や意味の理解を促すような情報提供を進める。

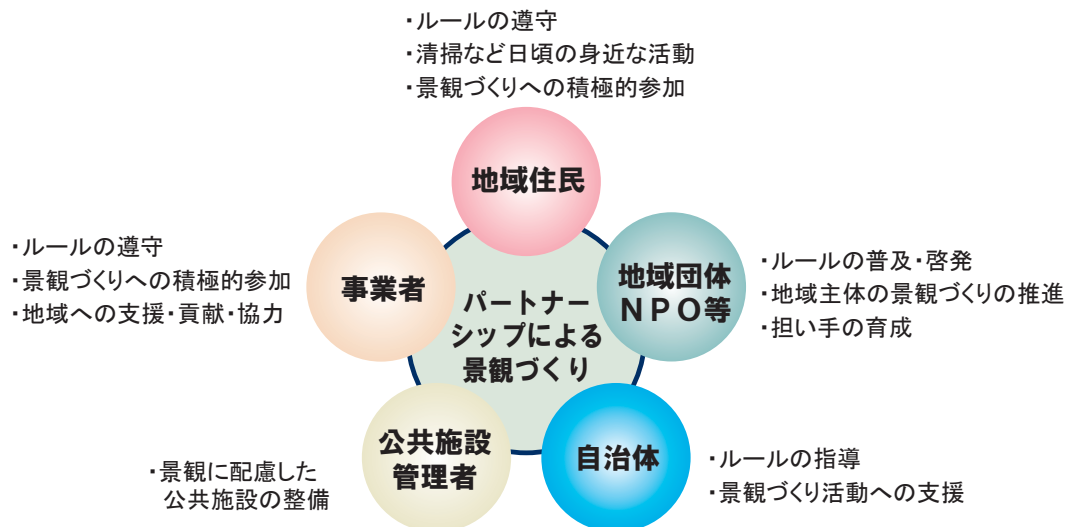
また、地域住民や NPO、各種業界団体などと連携して、老朽化した建築物や空き家の再整備・管理体制づくりを進め、観光施設や交流施設としての再利用、U・J・Iターン等の取り組みとも連動しながら、管理の委託や貸出の仕組みづくりなどを進める。

## 6章 実現に向けたパートナーシップの推進

### 6.1 それぞれの主体の役割と連携

#### 1) それぞれの主体の役割

パートナーシップによる景観づくりの実現に向け、地域住民、地域団体・NPO、事業者、行政が、それぞれ以下の役割を担うものとする。



#### 2) それぞれの主体の連携

それぞれの主体が上記の役割分担を担うとともに、景観づくりを協働して進めていく必要がある。特に、以下のような場合には、積極的な連携を推進する。

景観上、影響の大きい物件について、地域住民、地域団体・NPO等が協議に参加する仕組みをつくる。

今後、景観形成基準の見直しや、特定基準の重要景観を追加する場合には、地域の意見を反映していく。

建築行為や開発行為等の中で、特に景観上影響の大きい、あるいは地域のシンボル、ランドマークとなる施設整備にあたっては、住民参加のきっかけを提供し、住民の意見を反映していく。

この計画のより一層の実現化に取り組み、関連する多くの制度を活用しながら、市町村の地区レベルの景観形成と連携していく。【資料7】参照。



## 6.2 景観づくりを推進する体制

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりをもつ様々な立場の関係者が、協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要である。

そのため、次頁の図に示す、矢部川流域景観協議会を中心にした、地域住民・地域団体・NPO・自治会、国・県・市町村の行政機関、学識経験者・有識者等の外部知識人、景観や環境に関心の高い民間企業、学校・PTA・子ども会および教育委員会など、多様な主体が参加する体制を構築し、景観づくりを推進していく。

### 1) 矢部川流域景観協議会

矢部川流域の良好な景観形成に必要な協議をおこない、協議が整った事項については、その協議結果に基づき実施する仕組みを整えていく。

#### 【設置者】

- ・景観行政団体である福岡県

#### 【構成員】

- ・地域住民、地域団体・NPO等、事業者、市町村・福岡県、公共施設管理者、景観整備機構等

#### 【協議内容】

- ・景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項
- ・「協働して守り育てる景観」及び第3章に定める「重要景観」に関する事項
- ・計画の更新・見直しに関する事項

こうした事項については、必要に応じて協議会で協議を行うこととする。

### 2) 活動支援・推進組織

#### (1) 景観整備機構

景観づくりに関する具体的な事業を実践するために、それらを担う主体として、NPO法人や建築士会をはじめとした公益法人を指定する。

#### 【事業概要】

- ・棚田、耕作放棄地、荒廃林（果樹園、竹林等）等の活用（権利取得）と維持管理に関する支援
- ・景観重要建造物、空き家等の活用や維持管理に関する援助
- ・伝統的な建築様式の普及、地場産材の活用、情報提供、相談対応など
- ・景観に関する調査・研究、情報の収集・発信や、イベントの開催等の交流事業を行う。
- ・地域資源の発掘・発見、情報の蓄積・記録を行う。
- ・その他、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行う。

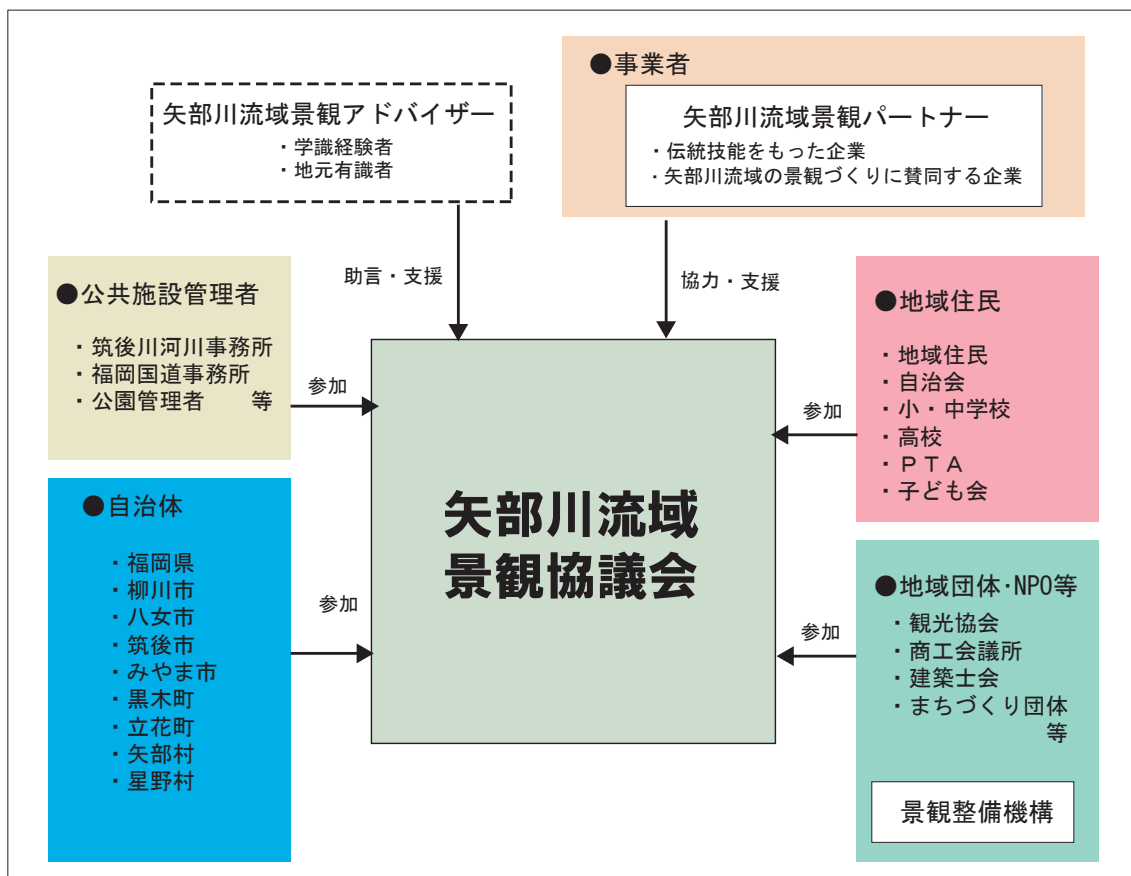
(2) 矢部川流域景観アドバイザー

景観に関する専門分野の学識経験者や地元有識者からなる「矢部川流域景観アドバイザー」をおき、良好な景観形成のための助言を行う。

(3) 矢部川流域景観パートナー

矢部川流域の景観づくりに賛同・理解する企業・団体とパートナーシップを結び、支援・協力を得る。また、CSR 活動（企業の社会的責任 CSR: Corporate Social Responsibility）を通じて、企業・団体の構成員が清掃活動や植林活動などの景観づくりに参画する機会をつくる。

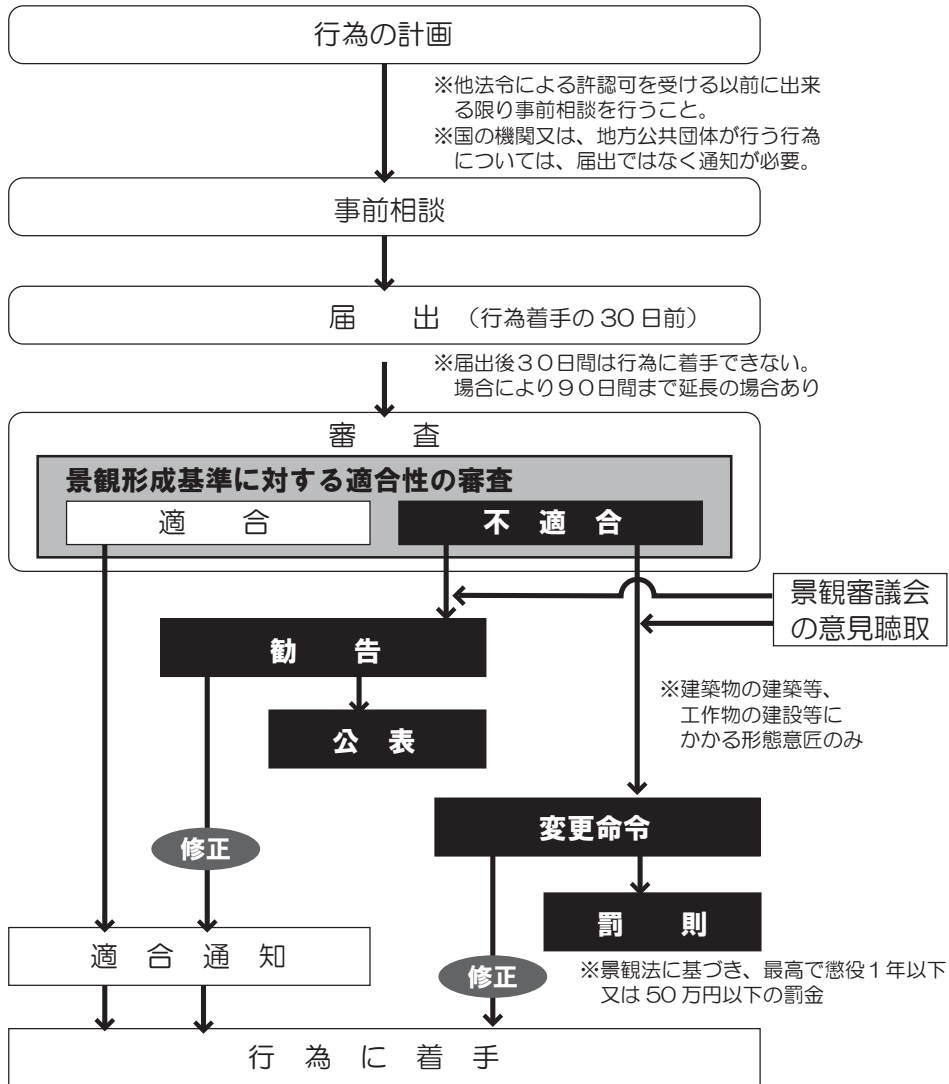
推進体制の体系（案）





【資料1】届出の手続きの流れ

参照：P15【届出が必要な行為】





【資料2】景域ごとの一般基準一覧

景域ごとに定める一般基準は、下表のとおり。

		河川の軸		山の景域	
			矢部川・星野川の清流に親しむ空間とそこから見ることのできる眺望景観や河川沿いの変化に富んだ魅力的な景観を保全・創造する。	山々に広がる自然景観や多くの人々が故郷の思いを抱く原風景を今も残す農山村集落の景観を保全し、将来にわたり美しい景観を継承する。	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。	周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	上流の棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。		
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。		
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	周囲の自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	
塀・フェンス		敷地境界部では、ネットフェンスやブロック塀等は設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化による修景を施す。			
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境	十分に事前調査を行い、水の流れや生態系など自然環境の維持に配慮する。	自然環境、植性、貴重な動植物の生態系に配慮する。		
	造成、切土・盛土	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。		
	既存樹木・樹林等の保全	まとまった斜面地の樹林帯や河岸の楠並木については、できるだけ保全する。			
外観照明・屋外照明	照度の抑制	河川景観および周辺の自然景観、田園景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。		
	点滅照明	点滅照明は、設置しない。	点滅照明は、設置しない。		
	照明器具	派手な照明器具は設置しない。	派手な照明器具は設置しない。		

谷あいの景域	丘の景域
歴史的な遺産や地域の伝統文化を継承し、身近に臨む自然景観と共に息づく農山村集落・まちなみ景観を保全・創造する。	丘陵部に広がる自然と調和した田園景観、集落景観、市街地景観を将来にわたり保全する。
地盤の高低差、河川の対岸による見る見られるの関係や、河川沿いに大きく変化する景観に配慮した配置とする。	丘陵や背景の山々の稜線に配慮し、緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。
周囲の自然景観や集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。	里山や古くからの集落が広がる地域では、周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる。
大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。	周囲の茶畑などの田園景観や自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。緑系、茶系、無彩色の色彩を推奨する。
自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。
まとまった斜面地の樹林帯は、できるだけ保全する。	まとまった斜面地の樹林帯は、できるだけ保全する。
良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
点滅照明は、設置しない。	点滅照明は、設置しない。
派手な照明器具は設置しない。	派手な照明器具は設置しない。

		田園の景域	掘割・クリークの景域	
		筑肥山地等の山並みへの眺望や広がりのある田園景観、落ち着いたあるまちなみ景観を保全・創造し、伝統産業や地域文化と関わり深い景観を継承する。	掘割・クリークが創り出す水郷景観を保全・創造すると共に、四季折々に行われる祭や行事が創り出す文化的な景観を継承する。	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮 集落で古くから親しんできた神社・寺院や社寺林・雑木林等の緑に配慮した配置とする。	地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。	
	形態・意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している田園景観に馴染む形態意匠とする。
		壁面の分節	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。	大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。	歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
		塀・フェンス		
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境		掘割・クリークの水のネットワークに配慮する。	
	造成、切土・盛土		掘割・クリークの護岸については、石材などの自然素材をできるだけ使用するなど周辺の景観に配慮して修景する。	
	既存樹木・樹林等の保全	田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や掘割・クリーク沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制			
	点滅照明	点滅照明は設置しない。	点滅照明は設置しない。	
	照明器具			

干拓地の景域	まちの景域
<p>広がりのある田園景観を保全するとともに、歴史的な干拓の遺構や海岸線を臨む有明海の眺望、流域の営みを育む漁村景観を保全・創造する。</p>	<p>四季折々に行われる祭り、行事、産業が創り出す文化的な景観を保全し、また中心市街地としての賑わい景観や落ち着いたまちなみ景観を創出する。</p>
<p>干拓とともに形成された列状集落等の並びや、地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。</p>	<p>歴史的まちなみや建造物を活かしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。</p>
<p>周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、広大な干拓地の田園景観に馴染む形態意匠とする。</p>	<p>商店街や役場周辺など、多くの人が集い賑わう場所においては、景観上重要な建物、樹木などへの見通しに配慮し、周辺の建物や公共空間のデザインとの調和を図る。</p>
<p>大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。</p>	<p>大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。</p>
<p>歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。</p>	
<p>周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p>	<p>周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p>
<p>自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。</p>	<p>できるだけ多くの樹木による植栽を施す。</p>
<p>田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。</p>	
<p>点滅照明は設置しない。</p>	



【資料3】重要景観の特定基準一覧

重要景観の周辺で行われる行為に対して、一般基準に加え良好な景観を誘導していく特定基準は、下表のとおり。

		4.1 絵になる景観		
		絵になる眺望景観	絵になる営みの景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。	「絵になる営みの景観」への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。
		地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
		大規模工作物	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。 俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。	季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相と調和するよう、落ち着いた形態・意匠とする。
		屋根		傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		素材		外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である棚田の石垣と樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。
		外構・緑化等	境界部の緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。
	その他		俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他	既存の樹木は、できるだけ保全する。	既存の樹木は、できるだけ保全する。 棚田の石積みは、原則として保全する。やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、周囲と調和するよう緑化による修景や、素材・工法を工夫する。
	土石類の採取	土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。	土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積	視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	
外観照明・屋外照明		重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	
自動販売機				

4.1 絵になる景観	4.2 水の循環と密接に関わる景観	
絵になる自然景観	水網の景観	ホタルの景観
「絵になる自然景観」への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。	圧迫感や違和感を生じない配置、高さ、規模とする。	「ホタルの景観」を阻害しない配置、高さ、規模とする。
斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。		
鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。		
自然景観と調和した形態・意匠とする。	廻水路や掘割などの「水網の景観」と調和し、周囲に圧迫感を与えない形態とする。 意匠は、水辺に配慮したデザインとする。 水辺に建つ建築物は、伝統的な形態・意匠とする。	
傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。		
設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。		
外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。		外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。
環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である河川の岩や山並みと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和する茶系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させる。
視点場側の敷地境界部は緑化する。	視点場側の敷地境界部は緑化する。	視点場側の敷地境界部は緑化する。
		駐車場は、視点場から見えない位置に配置する。また車のライトがホタルの生息域に投光しないものとする。
法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
既存の樹木は、できるだけ保全する。	既存の樹木は、できるだけ保全する。掘割・クレーク・廻水路などの護岸については、できるだけ石材等の自然素材を用いるとともに多自然護岸とするなど、周辺の景観との調和や生態系に配慮する。	既存の樹木は、できるだけ保全する。水流・水脈の断絶やホタルを育てている生態系に影響を及ぼすような、造成はおこなわない。 水路の付け替えなどで護岸を改修する際には、ホタルを含む動植物の生息環境に十分注意する。
土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。		
視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。		視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。
重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。
		野立ての自販機は設置しない。

			4.3 まちなみと歴史的景観		
			歴史的まちなみ	歴史的建物	歴史的構造物・史跡等
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	歴史的まちなみのスカイラインを乱さない配置、高さ、規模とする。 歴史的まちなみの壁面線に配慮した配置とする。	歴史的建物と調和する配置、高さ、規模とする。特に正面からは歴史的建物が引き立つよう配慮する。 歴史的建物の背後に突出しない高さとする。	歴史的構造物が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置・高さ・規模とする。
		地形との調和		斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
		大規模工作物		鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。	
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	歴史的まちなみと調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。	歴史的建物、神社・寺院と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。…図2	歴史的構造物が創り出している景観と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。
		屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。
		設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。	
		色彩	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。
	外構・緑化	境界部の緑化		視点場側の敷地境界部は緑化する。	視点場側の敷地境界部は緑化する。
		その他			
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他			既存の樹木は、できるだけ保全する。
	土石類の採取				
	物件の堆積	資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制		重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	
自動販売機		店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用し修景をおこなう。内蔵する照明は明るすぎないようにする。			

4.3 まちなみと歴史的景観	4.4 四季の変化を楽しむ景観	4.5 連続した景観
樹木	祭り・イベント 四季と時の変化	流域内外をつなぐ主な道路景観 矢部川・星野川沿いに連続する景観
樹木が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置とする。…図1 主要な視点場から樹木を望み見えるよう、周囲の建築物や工作物は高さを低く抑える。	主要な視点場から見て、祭り・イベントの舞台や祭事を四季折々の風物への景観を阻害しない、調和を乱さない配置、高さ、規模とする。	周辺の景観や背景となる景観と調和するような配置とする。
	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。	
樹木が創り出している景観と調和するよう、立地する景域の特性を考慮し、地域の伝統的な形態・意匠に配慮する。	祭り・イベントの期間に設置される舞台との調和を図る。	
設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である樹木を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である祭り・イベントを引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	環境色彩基準に適合させる。
視点場側の敷地境界部は緑化する。		大規模な壁面や工作物が通りに露出する場合は、敷地境界に緑化あるいは修景を施す。
敷地内の緑化は、既存の植生に配慮する。		
法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		既存の樹木は、できるだけ保全する。
資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。		
重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	周辺の自然景観・田園景観等に配慮し、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。



【資料4】「活動」とそれぞれの主体の取り組みイメージ

	活動の概要	地域住民
啓発・継承活動 景観づくりの活動	活動1 景観コンテストと表彰制度 矢部川流域の良い景観、親しみ深い景観、かけがえのない景観などを募集し、作品展示、表彰する景観コンテスト。また人物・団体等への表彰もおこなう。	 ・主体となって活動 ・地域団体・NPO等との連携 ・景観への関心、地域マナーへの定着
	活動2 景観まちづくり学習 小中学校の総合学習等で、景観をテーマとした体験学習をおこない、景観づくりの担い手を育成する。まちなみ見学、祭・行事への参加、伝統産業の技術体験など。	 ・小・中学校の社会学習の一環 ・親子での参加を促す
景観づくり活動 地域マネジメントによる	活動3 地域住民主体の景観パトロール 違法広告物、景観上重要な資源に対する破損・破壊行為、河川や水路、景観や環境へ悪影響を及ぼすゴミの不法投棄、資材・物品の堆積などを監視する。	 ・主体となって活動 ・地区の定期清掃や行事とあわせて実施 ・小・中学校の社会学習の一環
	活動4 重要な景観のリスト化と景観情報のデータベース化 矢部川流域において、地域に親しまれてきた良好な景観等を地域住民およびNPO等の団体主導のもと選出・リスト化し、データベースとして収集・共有する。	 ・ボランティアガイドとして参加 ・小・中学校の社会学習の一環
営みの景観を支える活動	活動5 棚田の保全 棚田を農業従事者とNPO等が連携して管理していく。棚田の石垣補修・整備の講習会開催、都市部との交流事業（グリーンツーリズム、エコツーリズム）等を実施。	 ・活動への参加・支援 ・グリーンツーリズム、エコツーリズムの宿泊先などの受け皿 ・都市・農村交流
	活動6 耕作放棄地の活用 耕作放棄地の担い手への農地の利用集積と営農再開を促進。市民農園としての活用、修景施設として景観作物等の栽培、観光など多目的利用を推進する。	 ・ボランティア参加
	活動7 荒廃林や竹林の活用・管理 「里山オーナー制度」や「竹林オーナー制度」などの活用により、荒廃林や管理の困難な果樹園・竹林の維持・管理体制づくりを進める。定期的なイベントも開催。	 ・オーナーとして参加
	活動8 矢部川流域の地域ブランドの創出 自然、歴史等の資源を活用した新たなツアーの開発、米・お茶・果物・鮎などの農水産物加工食品等の開発、ロゴマーク等により「矢部川」ブランドを創出する。	 ・都市・農村交流
	活動9 景観資源を活用した観光の活性化 地域内外の多くの人々に歴史的な背景や魅力を理解し、景観資源を直に体験する観光を発掘・推進する。ボランティアガイドの育成、観光資源・ルートの発掘・整備を行う。	 ・都市・農村交流 ・ボランティアガイドとして参加
歴史的景観を支える活動	活動10 伝統的な建築様式の普及・継承 流域全体で伝統的な建築様式をもった建築物、民家住宅などの普及を進めるために、流域全体で連携し景観重要建造物等の保全・再生を行う。職人の活躍の場を広げる。	 ・小・中学校の社会学習の一環
	活動11 歴史的な史跡、老朽建築物・空家等の活用・管理 歴史的な景観の保全・形成に向け、周辺環境整備、情報提供、老朽建築物・空家の再整備・管理体制づくり、管理委託や貸出しの仕組みづくりを行う。	 ・ボランティアガイドとして参加

地域団体・NPO等	事業者	自治体	公共施設管理者
<ul style="list-style-type: none"> <li>主体となって活動</li> <li>地域住民との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサー協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統技術、芸能などの団体</li> <li>地域住民、大学等との連携</li> <li>観光ルートの設定・整備</li> <li>エコツーリズム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサー協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、教育委員会の支援・連携</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協力あるいは衰退となって活動</li> <li>団体・NPOの蓄積しているノウハウを提供</li> <li>複数地区のつなぎ役</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサー協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理する公共施設によって、積極的に支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士会やNPOが中心となって取り組む</li> <li>自治体・大学との連携</li> <li>学識経験者の助言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> <li>補助・各種制度の活用</li> <li>施設・会場等の提供</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>主体となって活動</li> <li>農業技術の提供</li> <li>NPO等は景観整備機構の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業支援</li> <li>農業法人として参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> <li>補助・各種制度の活用</li> <li>農業技術のアドバイス</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観整備機構となり、農業代行</li> <li>観光など多目的な利用の主体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業支援</li> <li>農業法人として参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手への支援</li> <li>耕作放棄地の集約化等の農業環境整備への取組み</li> <li>補助・各種制度の活用</li> <li>農業技術のアドバイス</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体と連携して、荒廃林・竹林の活用・管理を担う</li> <li>オーナー制度への参加・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農・林業支援</li> <li>農業法人として参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーナー制度への運営を主体的に推進</li> <li>地域団体、NPOとの連携</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会や商工会が主体となって取り組む</li> <li>地場産材を活用した商品開発・販促活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体としてノウハウの協力・提供</li> <li>観光・流通（販路）の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> <li>補助・各種制度の活用</li> <li>施設・会場等の提供</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会や商工会が中心となって取り組む</li> <li>地域住民、大学等との連携</li> <li>観光ルートの設定・整備</li> <li>エコツーリズム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全活動として協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> <li>補助・各種制度の活用</li> <li>施設・会場等の提供</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士会やNPOが中心となって取り組む</li> <li>自治体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体としての参加・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> <li>文化財などの文献情報の提供、人的支援</li> <li>補助・各種制度の活用</li> <li>施設・会場等の提供</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士会やNPOが中心となって取り組む</li> <li>自治体との連携</li> <li>景観整備機構としての管理受託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的建物等の資源の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援</li> <li>補助・各種制度の活用</li> </ul>	

## 【資料5】景観形成のための各種制度の活用

### 1) 景観法の活用

#### 景観地区、準景観地区

各市町村内の景観上、重要な地区において、地区の個性を活かすため、景観地区、準景観地区を指定し、より実効性のある景観形成を誘導していく。景観地区及び準景観地区は、建築物・工作物の形態意匠、高さ、位置、敷地面積等について、市町村が都市計画又は条例で定める。

#### 景観協定

地域住民の自主的な景観形成を支援するため、景観協定の活用を図っていく。景観協定は、景観計画区域内の一定の地域について、良好な景観を形成するために、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを全員の合意により協定する制度。取り決める内容は、形態や材質等のハード的なものから、色彩、植栽、路上施設・ショーウィンドーの管理等のソフト的なものを含む。景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

#### 景観整備機構の指定

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、景観整備機構を指定し、良好な景観の形成を促進する。

景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はNPO法人を、景観行政団体の長が指定する。

### 2) 他の法令との連携による建築物・工作物等の景観誘導

#### 都市計画法による高度地区、風致地区、地区計画

地区ごとの特性にあわせて、一定の地区内において都市計画法の高度地区、風致地区、地区計画等の規制・誘導方策を活用し、良好な景観形成を図る。その際、各市町村の都市計画との連携を図る。

##### 【高度地区】

市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を市町村が定める制度。

##### 【風致地区】

都市の風致を維持するため、建築物・工作物の制限、および木竹の伐採、土砂の採取等の行為をあわせて規制する制度。面積10ha以上のものは県が、その他のものは市町村で定める。

### 【地区計画】

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりを進めるために、市町村が都市計画において定める。

#### 建築基準法による建築協定

建築物の用途制限など、特に建築物に関する規制・誘導を必要とする地区については、建築協定を活用しつつ、景観形成を図っていく。

建築協定は、住宅地の環境又は商店街の利便性の改善、向上を図るために、一定の区域の土地所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結する協定。市町村が、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定める。

#### 屋外広告物法による屋外広告物条例

「4.4 屋外広告物の景観誘導指針」に基づく景観形成を図っていくため、屋外広告物法による屋外広告物条例の活用を図っていく。

屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致維持、公衆に対する危害防止のために、都道府県もしくは景観行政団体である市町村が屋外広告物の表示等を禁止あるいは制限することを定める。

#### 都市緑地法による緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域

うるおいのある良好な景観として矢部川流域景観に大きく影響している、河岸の楠林や斜面地の樹林帯等の樹林や緑地を保全するため、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域の制度を活用した緑地の保全を図る。

なお、都市計画区域内の緑地のうち、緑地保全地域及び面積10ha以上の特別緑地保全地区については県が、面積10ha未満の特別緑地保全地区及び緑化地域については市町村が指定することになる。

#### 都市緑地法による緑地協定

特に緑地の保全や緑化の推進が必要な地区については、緑地協定制度を活用し、地域住民の自主的な景観形成を推進していく。

緑地協定は、保全又は植栽する樹木等の種類・場所、垣・柵の構造等について締結することができる。



## 【資料6】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン

国の各省庁から景観形成に関する各種ガイドライン等が示されている。公共施設の整備にあたっては、これらガイドライン等を活用し景観形成に努めることが求められる。

### (1) 道路

- ・景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局 H16）
- ・道路デザイン指針（案）（国土交通省都市・地域整備局及び道路局 H17）
- ・「無電柱化促進計画」（国土交通省道路局 H16）
- ・「ふくおか国道色彩・デザイン指針（案）」（国土交通省福岡国道事務所 H21 予定）

### (2) 河川・砂防

- ・歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン（国土交通省河川局、文化庁文化財部 H15）
- ・河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料（国土交通省河川局 H18）
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局 H18）
- ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン（国土交通省河川局砂防部 H19）

### (3) 海岸

- ・海岸景観形成ガイドライン（国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁 H18）

### (4) 港湾

- ・港湾景観形成ガイドライン（国土交通省港湾局 H17）

### (5) 住宅・都市

- ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（国土交通省住宅局 H17）
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）（国土交通省都市・地域整備局 H17）

### (6) 農山漁村

- ・美の里づくりガイドライン（農林水産省農村振興局 H16）

### (7) 官庁営繕

- ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（国土交通省官庁営繕部 H16）

### (8) 夜間照明

- ・光害対策ガイドライン（環境省水・大気環境局 H10）

### (9) その他

- ・景観重要公共施設の手引き（案）（国土交通省都市・地域整備局）
- ・公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム（国土交通省 H19）

## 矢部川流域景観計画

平成 21 年 3 月

福岡県建築都市部都市計画課

〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL 0922-643-3712 FAX 092-643-3716

E-mail toshi@pref.fukuoka.lg.jp

